

湯上市
こども計画

令和8年3月

はじめに



本市では、令和4年3月に策定した「第2期潟上市子どもの貧困対策整備計画」と、令和7年3月に策定した「第三期子ども・子育て支援事業計画」により、地域社会や関係機関と連携を図りながら、こどもや子育て家庭への支援施策を推進してまいりました。

しかしながら、人口減少や少子高齢化をはじめ、地域とのつながりの希薄化や核家族化など、こどもや若者を取り巻く環境の変化等により、子育て世帯のニーズの多様化に応じたさらなる取組が求められています。

国においては、令和5年4月に「こども基本法」が施行し、同年12月にはこども大綱が策定され、心身の発達過程にある者を「こども」と位置づけ、すべてのこども・若者が保護者や社会に支えられ、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる～こどもまんなか社会～の実現を目指すこととなりました。

このたび、本市においても、「第三期子ども・子育て支援事業計画」を骨格に、「第2期潟上市子どもの貧困対策整備計画」ほか関連計画を一体化した「潟上市こども計画」を策定いたしました。今後はこの計画の基本理念である「こども・若者たちの意見が尊重され、健やかに自分らしく成長できる持続可能なまちづくり」の実現に向けて、全力で施策を推進してまいりますので、市民のみなさまの一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見・御提言をいただいた潟上市こども・子育て会議委員はじめ関係各位及び市民の皆様心から感謝申し上げます。

令和8年3月

潟上市長 鈴木雄大

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画の期間.....	6
4 計画の策定体制.....	6
第2章 こどもを取り巻く状況.....	7
1 湯上市の概況.....	9
2 保育サービス等の利用.....	26
3 子どもの生活状況アンケート調査結果のポイント.....	33
4 子ども・若者の意識や生活に関するアンケート調査結果のポイント.....	49
5 こども計画策定に係るワークショップの実施結果.....	67
第3章 計画の基本的な考え方.....	71
1 基本理念.....	73
2 計画推進の視点.....	73
3 基本目標.....	75
4 施策の体系.....	77
第4章 施策の展開.....	79
基本目標Ⅰ こども・若者が健やかに成長できる環境整備.....	81
基本目標Ⅱ 未来を切りひらくこども・若者への支援.....	96
基本目標Ⅲ 困難を有するこども・若者への支援.....	100
基本目標Ⅳ 子育て当事者を社会全体で支える体制の充実.....	108
第5章 教育・保育の量の見込みと提供体制.....	119
1 子ども・子育て支援制度の全体像.....	121
2 こどもの人口推計.....	123
3 教育・保育提供区域.....	124
4 教育・保育の量の見込みと確保の内容.....	125
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制.....	126

第6章 計画の推進体制.....	131
1 潟上市こども・子育て会議による進捗評価.....	133
2 庁内における進捗評価の体制.....	133
3 関係機関等との連携・協働.....	133
4 計画の周知.....	134
5 進捗評価の仕組み.....	134
資料編.....	135
潟上市こども・子育て会議.....	137

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市を取り巻く社会環境は、急速な少子化と人口減少という大きな課題に直面しています。令和6年(2024年)の全国の出生数は68万6,061人と、統計開始以来初めて70万人を下回り、合計特殊出生率も1.15と過去最低を記録しました。人口置換水準とされる2.07を大きく下回る状況が続いており、将来の地域社会の持続可能性に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。

本市においても人口減少の傾向は顕著であり、子育て世帯の孤立感や経済的不安、保育人材の確保、児童虐待の予防など、こどもと子育てを取り巻く課題は一層複雑化しています。その一方で、女性の就業率向上や多様な働き方の広がりにより、保育や子育て支援に対する需要は増加しており、地域社会全体での対応が求められています。

本市ではこれまで、「次世代育成支援行動計画」や「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育サービスの拡充や施設整備、地域ぐるみの子育て支援体制の構築に取り組んできました。第三期子ども・子育て支援事業計画においては、国の基本指針の改正を踏まえ、質の高い教育・保育の提供や地域に根ざした支援の充実を推進してきたところです。

こうした取組を継承・発展させるとともに、急速に進行する少子化という新たな局面に対応するため、新たに「潟上市こども計画」を策定します。本計画は、「こども・若者たちの意見が尊重され、健やかに自分らしく成長できる持続可能なまちづくり」を基本理念とし、妊娠・出産期から成人に至るまで切れ目のない支援を充実させ、地域全体でこども・若者と子育て家庭を支える体制を強化し、未来を担うこどもたちが安心して成長できる社会づくりを推進するものです。

2 計画の位置づけ

「潟上市こども計画」(以降、「本計画」という)は、「こども基本法」第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として策定するものです。第10条では、市町村は、国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられています。

【こども基本法(抜粋)】

(都道府県こども計画等)

第10条 2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

また市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして策定することができるとされています。

- 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する、市町村子ども・若者計画
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する、市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画
- その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの

【子ども・若者育成支援推進法(抜粋)】

(都道府県子ども・若者計画等)

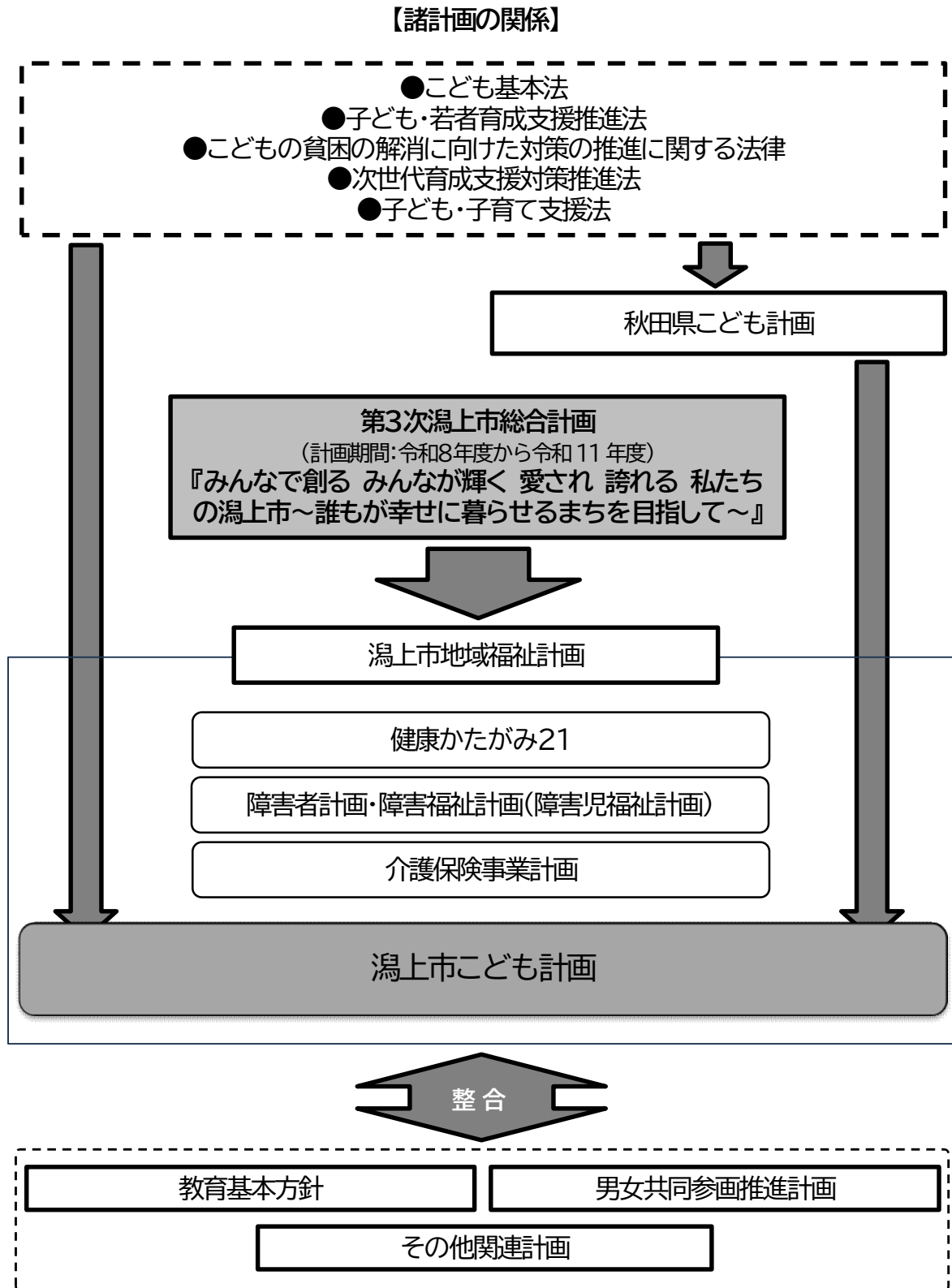
第9条 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(抜粋)】

(都道府県計画等)

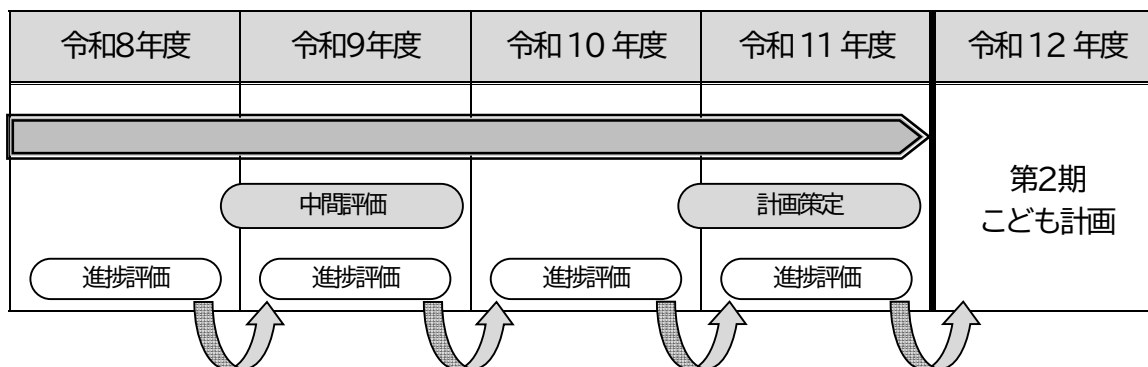
第10条 2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

本計画は、上位計画である「第3次潟上市総合計画」やその他の諸計画など、こどもの福祉や教育に関する他の計画とも整合を図り、調和を保った計画となります。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。計画の内容と実際の状況にかい離がある場合は、必要に応じ、計画の見直しを行います。

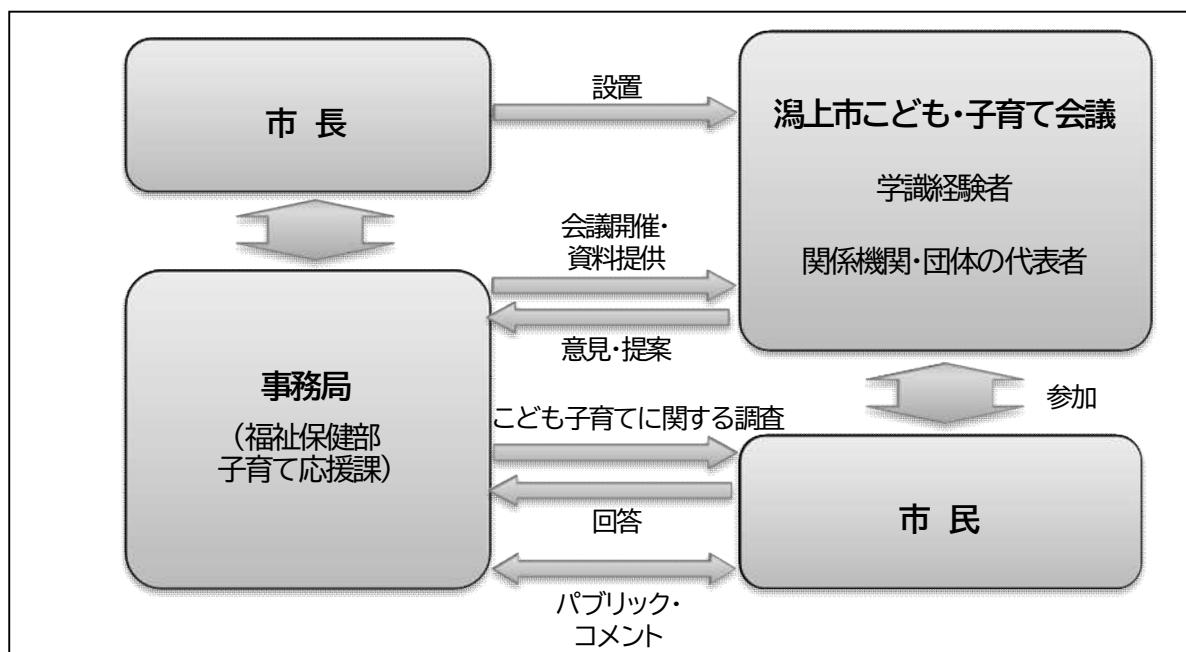


4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「潟上市こども・子育て会議」を設置し、検討を行ったほか、計画策定に伴う基礎資料とするため、アンケート調査によって得られた市民の教育・保育や施策に対する意向等を本計画の策定に反映しています。

計画の素案がまとまった段階で、市民の皆様から計画に対する意見などをいただき、それを反映した計画とするためのパブリックコメントを実施しました。

■計画の策定体制



第2章 こどもを取り巻く状況

1 潟上市の概況

(1) 人口

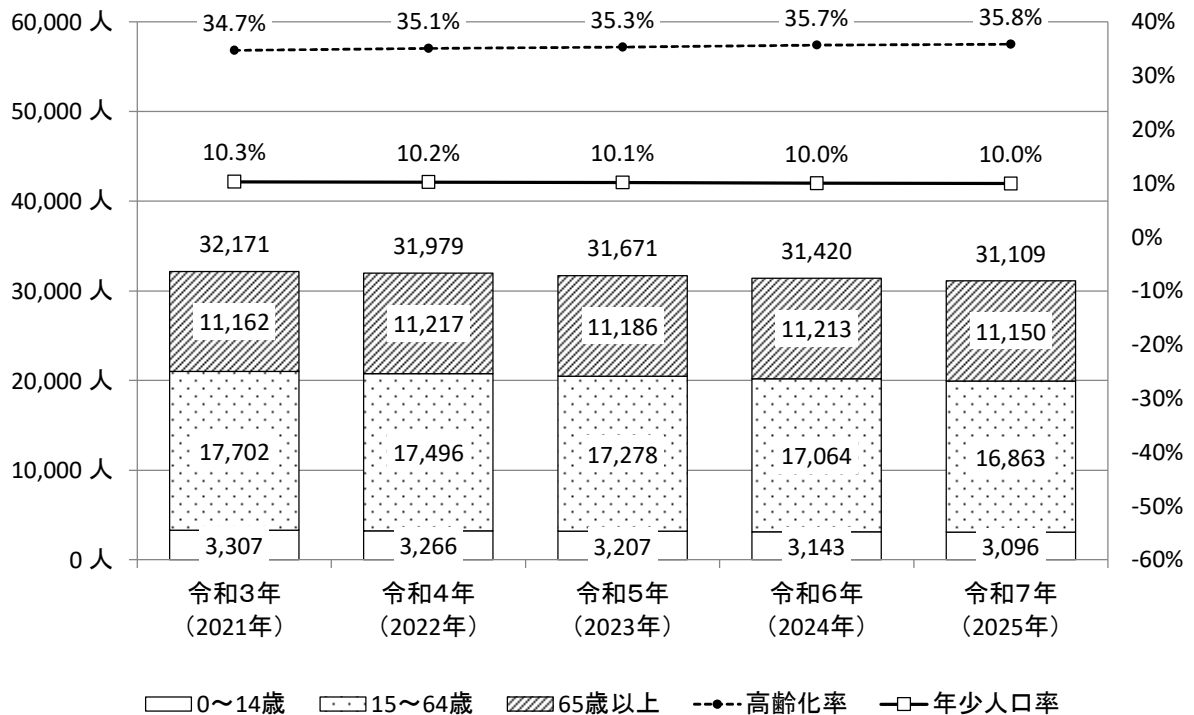
① 総人口の推移

本市の総人口は減少傾向にあり、令和3年から令和7年にかけて1,062人減少し、令和7年には31,109人となっています。

市の人口を「0歳～14歳(年少人口)」「15歳～64歳(生産年齢人口)」「65歳以上(高齢者人口)」の3区分でみると、令和3年から令和7年までの年少人口と生産年齢人口は減少を続けており、年少人口率も僅かに減少傾向にあり令和7年では10.0%となっています。

高齢者人口は令和3年から令和6年にかけて増加していましたが、令和7年には減少に転じ11,150人となっています。高齢化率は増加傾向にあり、令和7年は35.8%となっています。

■総人口



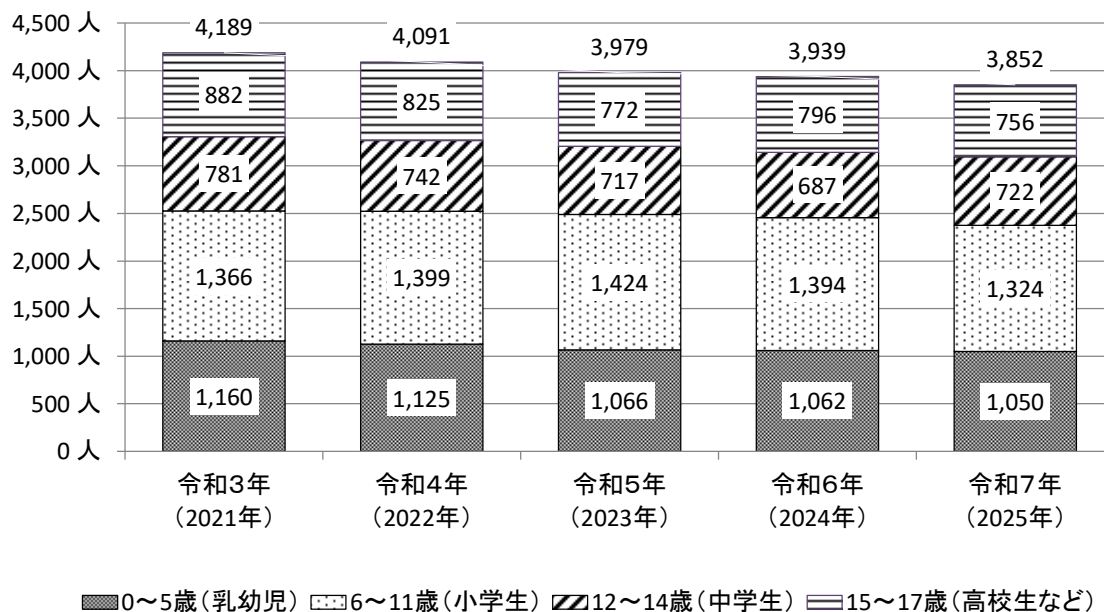
資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

② 18歳未満人口の推移

18歳未満のこどもの人口は減少傾向が続いており、令和3年から令和7年にかけて337人減少し、令和7年では3,852人となっています。

15～17歳（高校生など）の減少が最も大きく、令和3年から令和7年にかけて126人減少しており、次いで0～5歳（乳幼児）の減少が大きくなっています。0～5歳の乳幼児では、令和3年から令和7年までの間に110人減少し、令和7年は1,050人となっています。

■18歳未満人口



■乳幼児人口

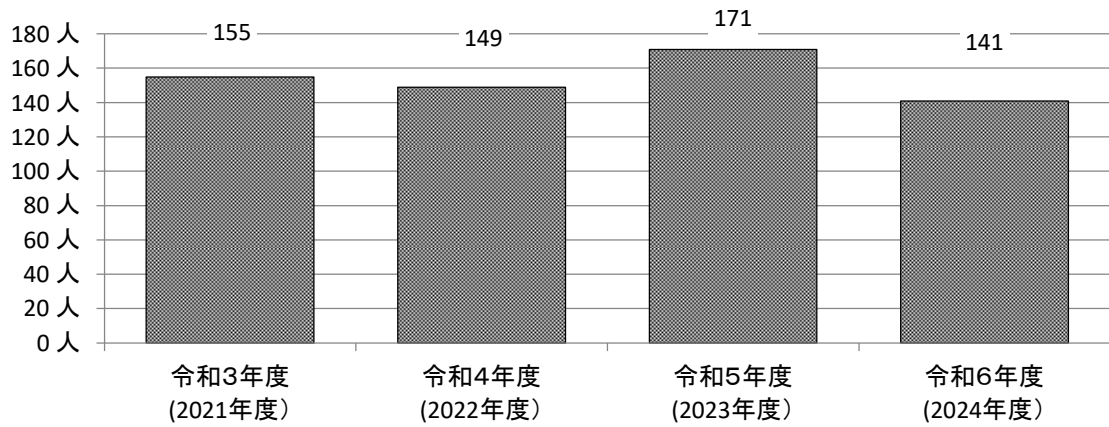
	総人口 (人)	0～5歳		内訳(人)					
		人口 (人)	比率	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
令和3年 (2021)	32,171	1,160	3.61%	149	200	166	197	223	225
令和4年 (2022)	31,979	1,125	3.52%	153	161	206	171	202	232
令和5年 (2023)	31,671	1,066	3.37%	149	167	164	210	173	203
令和6年 (2024)	31,420	1,062	3.38%	172	156	176	171	213	174
令和7年 (2025)	31,109	1,050	3.38%	142	181	158	184	174	211

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

③ 出生数の推移

出生数は年度によって増減がありますが、令和6年度は前年度より減少し141人となっています。

■出生数



資料:住民基本台帳

(2) 世帯数

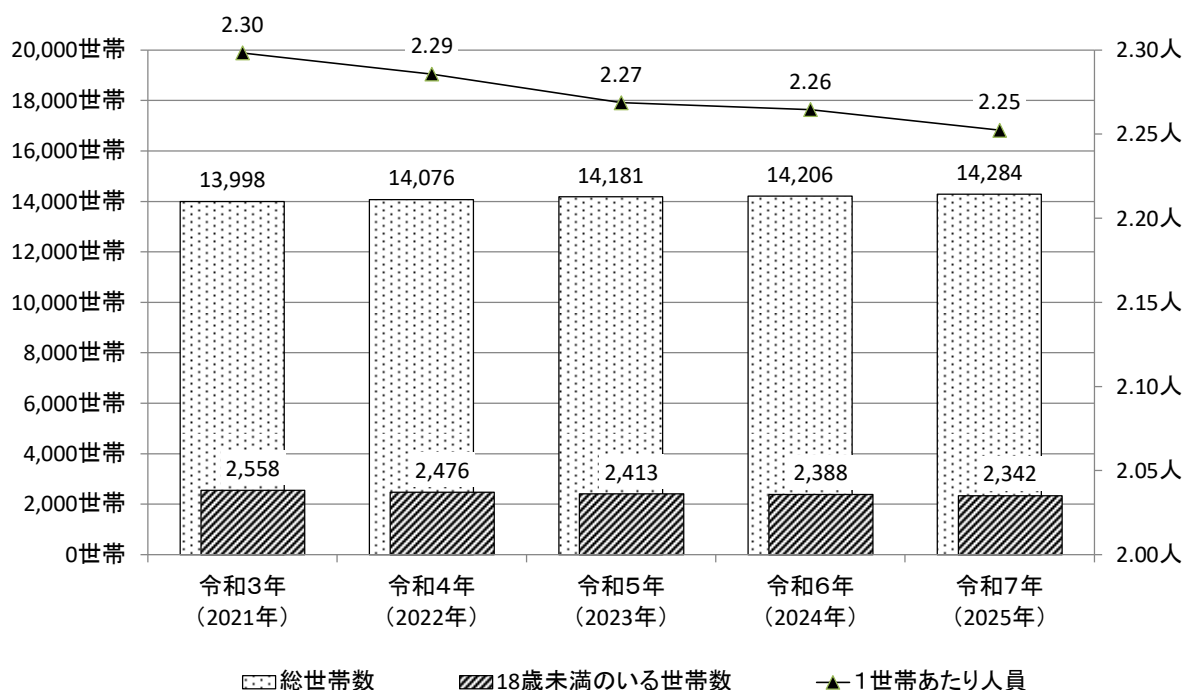
① 総世帯数と18歳未満のいる世帯数の推移

本市の総世帯数の推移をみると、令和3年の13,998世帯から令和7年には14,284世帯と286世帯の増加となっています。

総人口を総世帯数で割った1世帯あたりの人員は、人口が減少し世帯数が増加していることから減少傾向にあり、令和7年は2.25人になっています。

また、18歳未満のこどもがいる世帯数は令和3年から減少が続いており、令和7年には2,342世帯と216世帯の減少となっています。

■総世帯数



資料: 湯上市統計データ(各年4月1日現在)

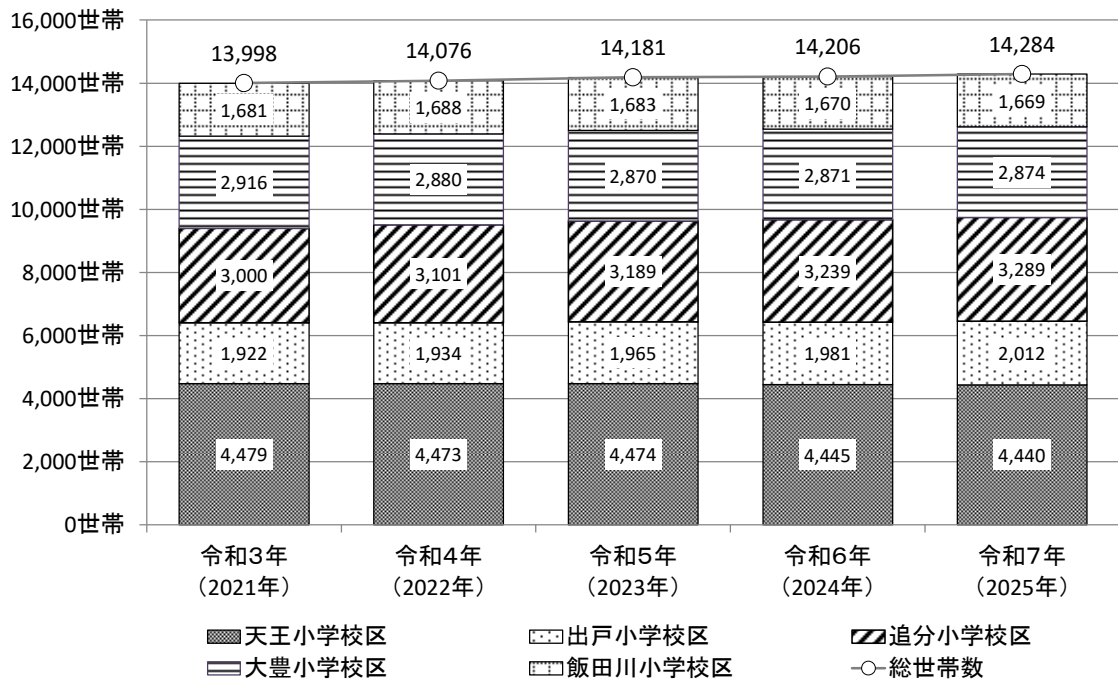
② 小学校区別にみた世帯数の推移

小学校区別に世帯数の推移をみると、各年ともに「天王小学校区」の世帯数が多く、各年ともに4,000世帯以上になっています。

令和3年から令和7年にかけて、「天王小学校区」と「大豊小学校区」は減少傾向にあります。

「追分小学校区」は増加傾向にあり、令和3年から令和7年にかけて289世帯増加し、令和7年には3,289世帯になっています。

■小学校区別世帯数



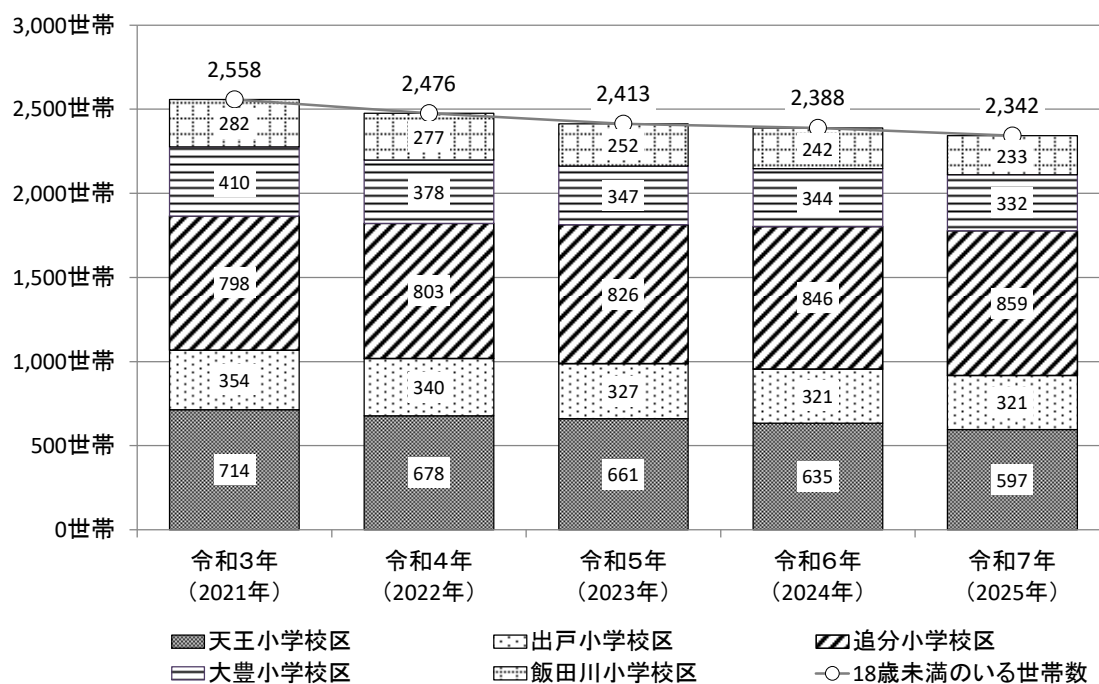
資料：潟上市統計データ(各年4月1日現在)

③ 小学校区別にみた18歳未満のいる世帯数の推移

18歳未満のいる世帯数について小学校区別にみると、各年ともに「追分小学校区」の世帯数が多く、各年ともに700世帯以上になっています。

18歳未満のいる世帯数が減少傾向にある中、「追分小学校区」は令和3年から令和7年にかけて増加傾向にあり、令和7年は令和3年から61世帯増加して859世帯になっています。

■小学校区別18歳未満のいる世帯数



資料: 潟上市統計データ(各年4月1日現在)

(3) 要保護・準要保護児童・生徒数

① 要保護児童・生徒数の推移

要保護児童・生徒数の推移をみると、小学校では10人以下で推移し、令和3年の9人から、令和7年では5人と4人の減少となっています。

■要保護児童・生徒数

(単位：人・%)

小学校		令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)
天王小	全校生徒数	312	318	315	293	318
	要保護児童数	6	6	2	3	2
	要保護児童割合	1.9%	1.9%	0.6%	1.0%	0.6%
出戸小	全校生徒数	199	190	187	174	160
	要保護児童数	0	0	0	0	0
	要保護児童割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
東湖小	全校生徒数	69	67	62	57	0
	要保護児童数	1	1	1	0	0
	要保護児童割合	1.4%	1.5%	1.6%	0.0%	-
追分小	全校生徒数	412	447	494	518	518
	要保護児童数	0	0	1	1	1
	要保護児童割合	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%	0.2%
大豊小	全校生徒数	210	211	200	194	180
	要保護児童数	2	2	2	1	2
	要保護児童割合	1.0%	0.9%	1.0%	0.5%	1.1%
飯田川小	全校生徒数	152	155	158	147	136
	要保護児童数	0	0	1	0	0
	要保護児童割合	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%
区域外	要保護児童数	0	0	0	0	0
小学校計	全校生徒数	1,354	1,388	1,416	1,383	1,312
	要保護児童数	9	9	7	5	5
	要保護児童割合	0.7%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%

中学校		令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)
天王中	全校生徒数	262	241	216	203	206
	要保護児童数	5	5	2	3	3
	要保護児童割合	1.9%	2.1%	0.9%	1.5%	1.5%
天王南中	全校生徒数	283	276	292	276	298
	要保護児童数	3	1	0	0	0
	要保護児童割合	1.1%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%
羽城中	全校生徒数	219	210	193	187	189
	要保護児童数	1	1	0	0	0
	要保護児童割合	0.5%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%
区域外	要保護児童数	0	0	0	0	0
中学校計	全校生徒数	764	727	701	666	693
	要保護児童数	9	7	2	3	3
	要保護児童割合	1.2%	1.0%	0.3%	0.5%	0.4%

資料：湯上市統計データ

全校生徒数は、各年5月1日現在
要保護児童・生徒数は、各年度末現在

② 準要保護児童・生徒数の推移

準要保護児童・生徒数の推移をみると、小学校では令和3年の113人から令和7年では125人と12人の増加となっています。

■準要保護児童・生徒数

(単位：人・％)

小学校		令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)
天王小	全校生徒数	312	318	315	293	318
	準要保護児童数	41	43	45	46	39
	準要保護児童割合	13.1%	13.5%	14.3%	15.7%	12.3%
出戸小	全校生徒数	199	190	187	174	160
	準要保護児童数	16	19	19	15	19
	準要保護児童割合	8.0%	10.0%	10.2%	8.6%	11.9%
東湖小	全校生徒数	69	67	62	57	0
	準要保護児童数	3	2	12	5	0
	準要保護児童割合	4.3%	3.0%	19.4%	8.8%	—
追分小	全校生徒数	412	447	494	518	518
	準要保護児童数	18	27	32	39	33
	準要保護児童割合	4.4%	6.0%	6.5%	7.5%	6.4%
大豊小	全校生徒数	210	211	200	194	180
	準要保護児童数	17	13	14	10	14
	準要保護児童割合	8.1%	6.2%	7.0%	5.2%	7.8%
飯田川小	全校生徒数	152	155	158	147	136
	準要保護児童数	18	18	23	20	20
	準要保護児童割合	11.8%	11.6%	14.6%	13.6%	14.7%
区域外	準要保護児童数	0	0	1	0	0
小学校計	全校生徒数	1,354	1,388	1,416	1,383	1,312
	準要保護児童数	113	122	146	135	125
	準要保護児童割合	8.3%	8.8%	10.3%	9.8%	9.5%

中学校		令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)
天王中	全校生徒数	262	241	216	203	206
	準要保護児童数	26	29	19	26	23
	準要保護児童割合	9.9%	12.0%	8.8%	12.8%	11.2%
天王南中	全校生徒数	283	276	292	276	298
	準要保護児童数	16	21	30	25	29
	準要保護児童割合	5.7%	7.6%	10.3%	9.1%	9.7%
羽城中	全校生徒数	219	210	193	187	189
	準要保護児童数	18	13	14	18	12
	準要保護児童割合	8.2%	6.2%	7.3%	9.6%	6.3%
区域外	準要保護児童数	0	0	2	1	0
中学校計	全校生徒数	764	727	701	666	693
	準要保護児童数	60	63	63	69	64
	準要保護児童割合	7.9%	8.7%	9.0%	10.4%	9.2%

資料：潟上市統計データ

全校生徒数は、各年5月1日現在
要保護児童・生徒数は、各年度末現在

(4) ひとり親家庭の状況

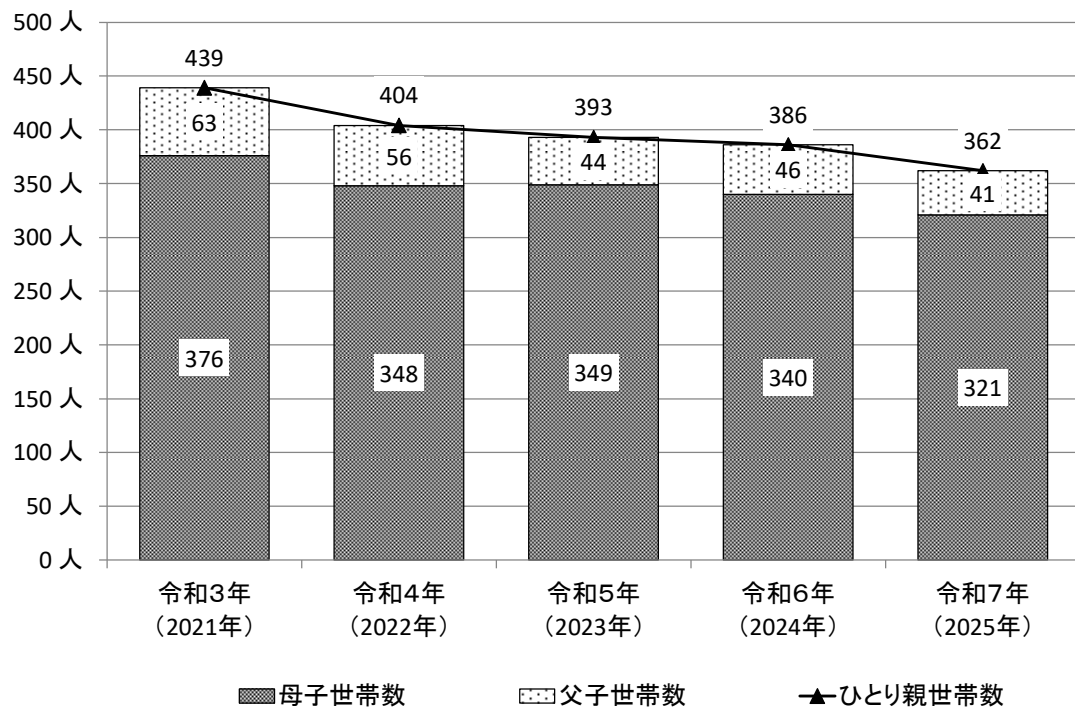
① ひとり親家庭世帯数の推移

「母子世帯数」「父子世帯数」ともに全般的に減少傾向にあり、「ひとり親世帯数」は令和3年の439世帯から令和7年には362世帯と77世帯の減少となっています。

「母子世帯数」は、令和3年から55世帯減少し、令和7年には321世帯となっています。

「父子世帯数」は、令和3年から22世帯減少し、令和7年には41世帯となっています。

■ひとり親家庭世帯数



資料: 潟上市統計データ(各年8月1日現在)

② ひとり親家庭の収入状況

ひとり親家庭の収入状況について、「300 万円以上」をみると、母子世帯数はやや増加しているものの、母子世帯数に占める割合は令和7年で3割以下にとどまっています。

父子家庭では「300 万円以上」の世帯数は減少していますが、割合は増加しており、令和7年で 68.3%と7割近くになっています。

「50 万円未満」「0円」の世帯の割合は、父子世帯よりも母子世帯の方が高く、「0円」の世帯の割合は母子世帯では1割以上を占めています。

■ひとり親家庭の収入

		母子世帯					父子世帯				
		令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)
0円	世帯数	69	53	42	51	56	3	3	1	2	2
	割合	18.4%	15.2%	12.0%	15.0%	17.4%	4.8%	5.4%	2.3%	4.3%	4.9%
50 万円未満	世帯数	7	6	13	6	4	1	0	0	0	0
	割合	1.9%	1.7%	3.7%	1.8%	1.2%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
50 万円以上 75 万円未満	世帯数	10	16	20	5	2	0	0	1	1	1
	割合	2.7%	4.6%	5.7%	1.5%	0.6%	0.0%	0.0%	2.3%	2.2%	2.4%
75 万円以上 100 万円未満	世帯数	23	23	20	21	22	0	0	0	0	0
	割合	6.1%	6.6%	5.7%	6.2%	6.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
100 万円以上 125 万円未満	世帯数	30	19	12	13	9	0	1	1	0	0
	割合	8.0%	5.5%	3.4%	3.8%	2.8%	0.0%	1.8%	2.3%	0.0%	0.0%
125 万円以上 180 万円未満	世帯数	58	54	58	57	40	3	2	1	3	2
	割合	15.4%	15.5%	16.6%	16.8%	12.5%	4.8%	3.6%	2.3%	6.5%	4.9%
180 万円以上 240 万円未満	世帯数	51	57	60	68	56	5	6	6	4	4
	割合	13.6%	16.4%	17.2%	20.0%	17.4%	7.9%	10.7%	13.6%	8.7%	9.8%
240 万円以上 300 万円未満	世帯数	49	40	29	28	38	8	3	1	0	0
	割合	13.0%	11.5%	8.3%	8.2%	11.8%	12.7%	5.4%	2.3%	0.0%	0.0%
300 万円以上	世帯数	68	72	86	82	84	38	37	29	32	28
	割合	18.1%	20.7%	24.6%	24.1%	26.2%	60.3%	66.1%	65.9%	69.6%	68.3%
不明	世帯数	11	8	9	9	10	5	4	4	4	4
	割合	2.9%	2.3%	2.6%	2.6%	3.1%	7.9%	7.1%	9.1%	8.7%	9.8%
計	世帯数	376	348	349	340	321	63	56	44	46	41
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：潟上市統計データ(各年8月1日現在)

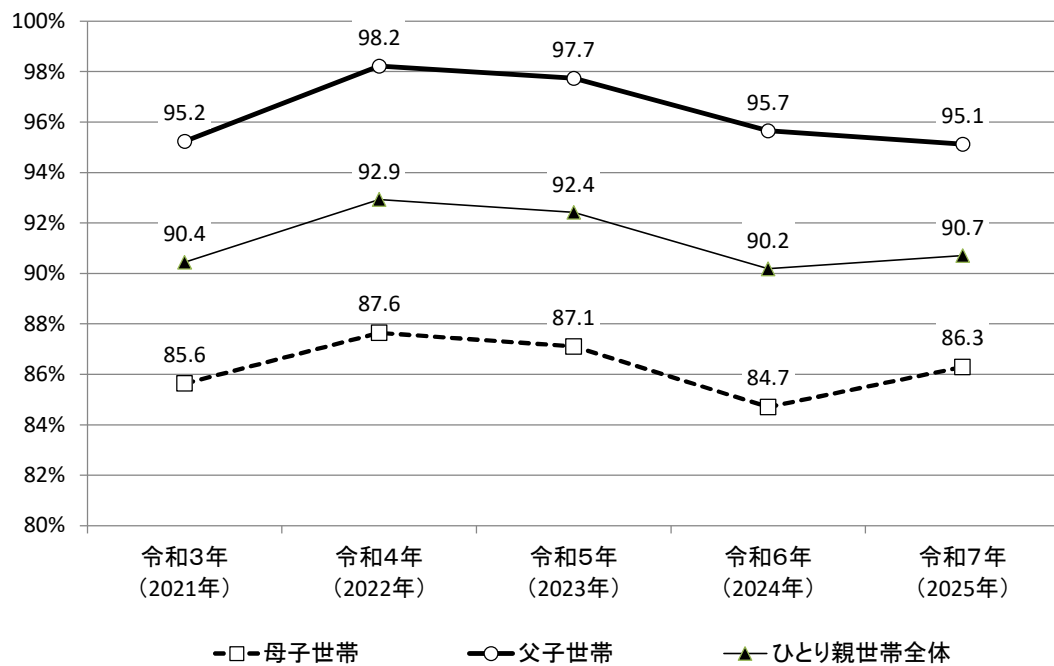
③ 就労している者の割合の推移

就労している者の割合についてみると、「父子世帯」では令和4年以降減少しており、令和7年では95.1%となっています。

「母子世帯」では令和6年にかけて減少していましたが、令和7年は増加し86.3%となっています。

「ひとり親世帯全体」の就労割合は、令和7年で90.7%と9割になっています。

■就労している者の割合



資料: 潟上市統計データ(各年8月1日現在)

④ ひとり親家庭の世帯主の仕事の状況

ひとり親家庭の世帯主の仕事の状況についてみると、母子世帯・父子世帯ともに「常用雇用者」の占める割合が最も高くなっています。「常用雇用者」の割合は、父子世帯では令和5年に90.9%と9割を占めて以降減少傾向にあり、令和7年では67.4%と7割を下回っています。母子家庭も令和5年と令和6年は6割以上になっていましたが、令和7年には56.2%となっています。

また、母子家庭では「パート」が2割前後、「無職」が1割以上を占めています。

■ひとり親家庭の世帯主の仕事

			就労しているもの							無職	不明	計
			自営業	常用雇用者	臨時雇用者	日雇用者	パート	内職者	その他の就労者			
令和3年 (2021年)	母子世帯	世帯数	11	204	5	0	99	1	2	47	7	376
		割合	2.9%	54.3%	1.3%	0.0%	26.3%	0.3%	0.5%	12.5%	1.9%	100.0%
	父子世帯	世帯数	7	52	0	0	1	0	0	3	0	63
		割合	11.1%	82.5%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	4.8%	0.0%	100.0%
令和4年 (2022年)	母子世帯	世帯数	9	192	10	0	90	0	4	41	2	348
		割合	2.6%	55.2%	2.9%	0.0%	25.9%	0.0%	1.1%	11.8%	0.6%	100.0%
	父子世帯	世帯数	6	49	0	0	0	0	0	1	0	56
		割合	10.7%	87.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%	100.0%
令和5年 (2023年)	母子世帯	世帯数	8	215	8	0	70	1	2	43	2	349
		割合	2.3%	61.6%	2.3%	0.0%	20.1%	0.3%	0.6%	12.3%	0.6%	100.0%
	父子世帯	世帯数	2	40	0	0	1	0	0	1	0	44
		割合	4.5%	90.9%	0.0%	0.0%	2.3%	0.0%	0.0%	2.3%	0.0%	100.0%
令和6年 (2024年)	母子世帯	世帯数	5	210	5	0	65	1	2	49	3	340
		割合	1.5%	61.8%	1.5%	0.0%	19.1%	0.3%	0.6%	14.4%	0.9%	100.0%
	父子世帯	世帯数	6	37	0	0	1	0	0	2	0	46
		割合	13.0%	80.4%	0.0%	0.0%	2.2%	0.0%	0.0%	4.3%	0.0%	100.0%
令和7年 (2025年)	母子世帯	世帯数	5	191	3	0	74	1	3	42	2	321
		割合	1.5%	56.2%	0.9%	0.0%	21.8%	0.3%	0.9%	12.4%	0.6%	100.0%
	父子世帯	世帯数	6	31	0	0	2	0	0	2	0	41
		割合	13.0%	67.4%	0.0%	0.0%	4.3%	0.0%	0.0%	4.3%	0.0%	100.0%

資料：潟上市統計データ(各年8月1日現在)

⑤ ひとり親家庭の児童の就学・就職状況

ひとり親家庭の児童の就学・就業状況をみると、母子家庭・父子家庭ともに小学校から高等学校・高等専門学校のこどもの割合が高くなっています。

「就学前」のこどもがいる割合については、母子家庭の方が父子家庭よりやや高く、1割程度となっています。

■ひとり親家庭の児童の就学・就職

	区分	世帯数 (割合)	就学前	就 学 中						就 業	無 職	そ の 他	計
				義務教育		高等専門学校 高等学校	短大	大学	専修学校 その他				
				小学校	中学校								
令和3年 (2021年)	母子世帯	世帯数	64	145	112	129	4	7	3	12	4	2	482
		割 合	13.3%	30.1%	23.2%	26.8%	0.8%	1.5%	0.6%	2.5%	0.8%	0.4%	100.0%
	父子世帯	世帯数	5	22	17	22	0	0	3	5	2	1	77
		割 合	6.5%	28.6%	22.1%	28.6%	0.0%	0.0%	3.9%	6.5%	2.6%	1.3%	100.0%
令和4年 (2022年)	母子世帯	世帯数	47	148	104	115	4	12	2	19	2	5	458
		割 合	10.3%	32.3%	22.7%	25.1%	0.9%	2.6%	0.4%	4.1%	0.4%	1.1%	100.0%
	父子世帯	世帯数	4	15	14	19	0	1	1	5	0	0	59
		割 合	6.8%	25.4%	23.7%	32.2%	0.0%	1.7%	1.7%	8.5%	0.0%	0.0%	100.0%
令和5年 (2023年)	母子世帯	世帯数	53	148	90	113	2	13	10	22	3	4	458
		割 合	11.6%	32.3%	19.7%	24.7%	0.4%	2.8%	2.2%	4.8%	0.7%	0.9%	100.0%
	父子世帯	世帯数	2	15	11	18	0	0	0	2	0	0	48
		割 合	4.2%	31.3%	22.9%	37.5%	0.0%	0.0%	0.0%	4.2%	0.0%	0.0%	100.0%
令和6年 (2024年)	母子世帯	世帯数	52	141	82	125	3	13	10	18	2	2	448
		割 合	11.6%	31.5%	18.3%	27.9%	0.7%	2.9%	2.2%	4.0%	0.4%	0.4%	100.0%
	父子世帯	世帯数	3	15	10	19	0	1	0	3	0	0	51
		割 合	5.9%	29.4%	19.6%	37.3%	0.0%	2.0%	0.0%	5.9%	0.0%	0.0%	100.0%
令和7年 (2025年)	母子世帯	世帯数	47	134	80	112	7	6	7	13	2	2	410
		割 合	10.5%	29.9%	17.9%	25.0%	1.6%	1.3%	1.6%	2.9%	0.4%	0.4%	100.0%
	父子世帯	世帯数	2	13	9	15	1	1	1	1	0	0	43
		割 合	3.9%	25.5%	17.6%	29.4%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	0.0%	0.0%	100.0%

資料：潟上市統計データ(各年8月1日現在)

(5) 各種支援の状況

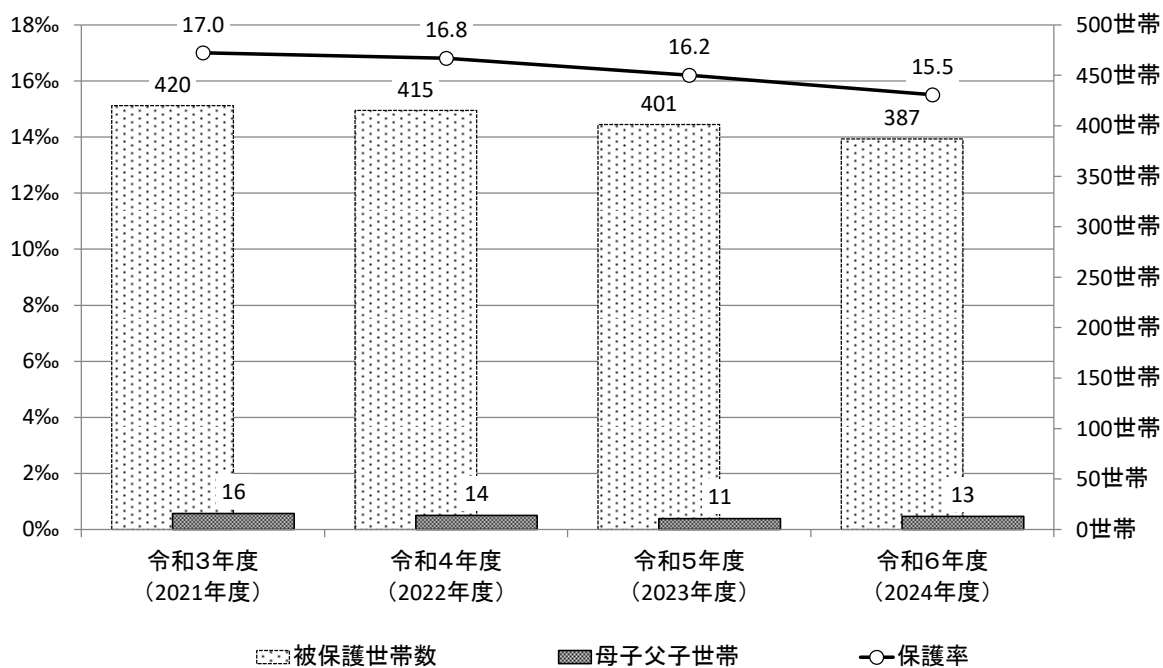
① 生活保護世帯の状況

生活保護世帯の状況についてみると、被保護世帯数は令和3年度の420世帯から令和6年度には387世帯と33世帯の減少となっています。

保護率も令和3年度の17.0%から令和6年度には15.5%に減少しています。

母子父子世帯の生活保護世帯数は、令和6年度で13世帯となっています。

■生活保護世帯



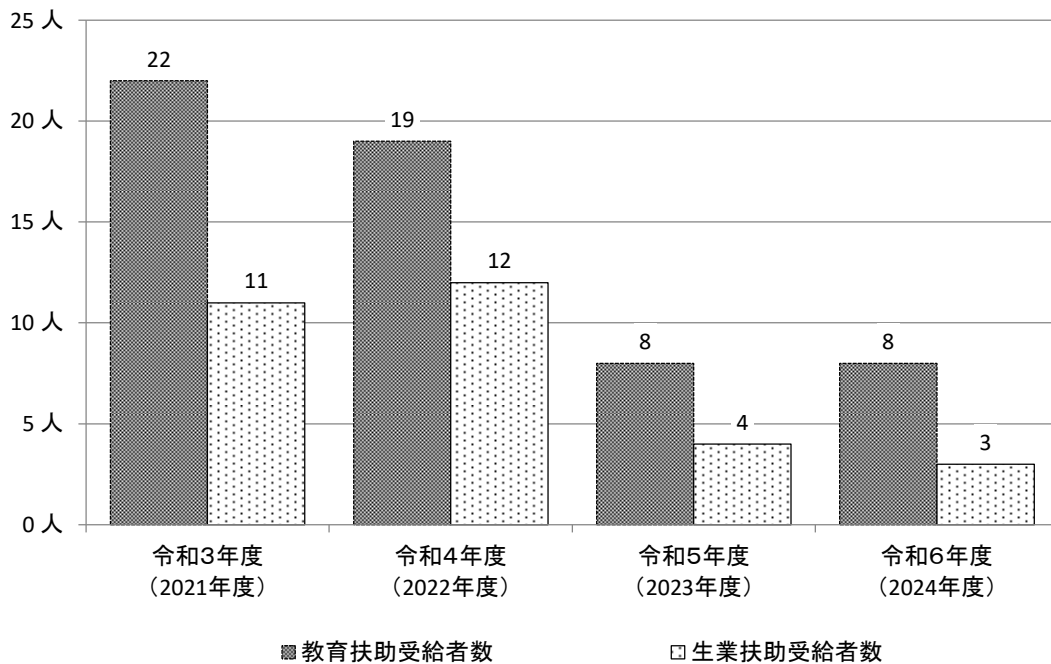
※‰ (パーミル) とは、1/1000 を1とする単位
資料: 湯上市統計データ(各年度末現在)

② 教育・生業扶助受給者数の推移

教育・生業扶助受給者数をみると、「教育扶助受給者数」は令和5年度にかけて減少し、令和6年度は横ばいの8人となっています。

「生業扶助受給者数」は、令和3年度から令和4年度にかけて1人増加しましたが、令和5年度には4人に減少し、令和6年度は3人となっています。

■教育・生業扶助受給者



資料: 潟上市統計データ(各年度末現在)

③ 生活保護世帯の児童の進学・就職状況

生活保護世帯の児童の進学・就職状況について、令和4年度をみると、高校の進学率は100%となっていますが、大学の進学率は25.0%、就業率は62.5%となっています。

令和6年度は、大学進学、就職の該当者はいませんでした。

■教育・生業扶助受給者

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
進学率(高校)4月1日	人 数	2人/3人	3人/3人	1人/1人	1人/1人
	割 合	66.6%	100.0%	100.0%	100.0%
進学率(大学)4月1日	人 数	1人/1人	2人/8人	0人/0人	0人/0人
	割 合	100.0%	25.0%	0.0%	0.0%
就職率4月1日	人 数	0人/0人	5人/8人	0人/0人	0人/0人
	割 合	0.0%	62.5%	0.0%	0.0%
中退率(高校)	人 数	0人	0人	0人	0人

資料:潟上市統計データ(各年度末現在)

④ 児童扶養手当の支給状況

児童扶養手当の受給資格者数は、各年度で増減があり、令和6年度は令和5年度から減少し311人となっています。

支給額は、令和3年度から令和6年度にかけて減少傾向にあります。

■児童扶養手当の支給

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
受給資格者数	327人	303人	321人	311人
支 給 額	142,506,030円	129,984,750円	122,286,400円	120,878,450円

資料:潟上市統計データ(各年度末現在)

⑤ 母子父子寡婦福祉資金の貸付状況

母子父子寡婦福祉資金の貸付状況をみると、主に利用されているものは、「修学資金」「修業資金」「就学支度資金」となっています。

貸付件数は、令和3年度から減少傾向にあります。貸付金額は年度によって異なり、令和5年度は令和3年度から2件減少し4件となっていますが、貸付金額は419万円と増加しています。令和6年度の貸付件数は2件、金額は27万5千円となっています。

■母子父子寡婦福祉資金の貸付

		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)		令和6年度 (2024年度)	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金		－	－	－	－	－	－	－	－
事業継続資金		－	－	－	－	－	－	－	－
修学資金	高等学校	2件	1,296,000円	－	－	1件	1,080,000円	－	－
	短大・専修学校	－	－	－	－	2件	2,520,000円	－	－
	大学	－	－	1件	2,400,000円	－	－	－	－
技能習得資金		－	－	－	－	－	－	－	－
修業資金		1件	320,000円	1件	37,000円	－	－	－	－
就職支度資金		－	－	－	－	－	－	－	－
医療介護資金		－	－	－	－	－	－	－	－
生活資金		－	－	－	－	－	－	－	－
在宅資金		－	－	－	－	－	－	－	－
転宅資金		－	－	－	－	－	－	－	－
就学支度資金		3件	1,310,000円	3件	785,000円	1件	590,000円	2件	275,000円
結婚資金		－	－	－	－	－	－	－	－
特例児童扶養資金		－	－	－	－	－	－	－	－
計		6件	2,926,000円	5件	3,222,000円	4件	4,190,000円	2件	275,000円

資料：潟上市統計データ（各年度末現在）

⑥ 母子家庭等自立支援給付金支給状況

母子家庭等自立支援給付金支給状況をみると、令和2年度と令和3年度に「高等職業訓練促進給付金」の利用が1件ありましたが、以降は利用がありません。

■母子家庭等自立支援給付金支給

		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)		令和6年度 (2024年度)	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
自立支援教育訓練給付金		0件	0円	0件	0円	0件	0円	0件	0円
高等職業訓練促進給付金		1件	1,680,000円	0件	0円	0件	0円	1件	1,200,000円

資料：潟上市統計データ（各年度末現在）

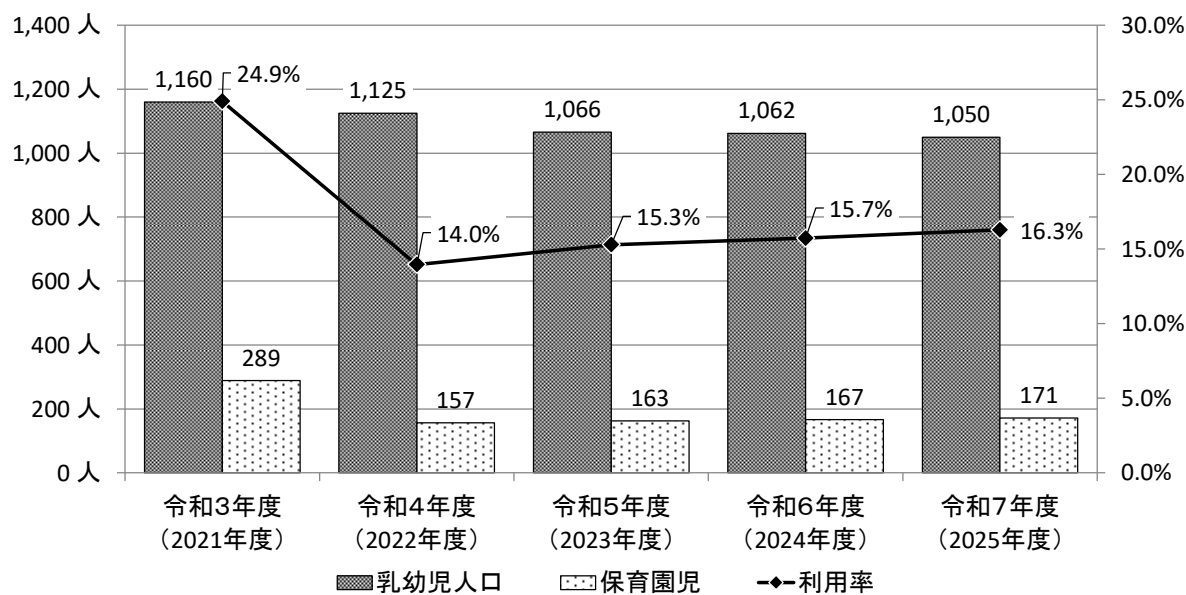
2 保育サービス等の利用

(1) 保育園

令和3年度から令和7年度までの保育園児数をみると、令和3年度から令和4年度にかけては減少していましたが、以降やや増加傾向で推移しています。

乳幼児人口に占める保育園児の比率は、令和7年度では16.3%となっています。

■保育園児



資料: 潟上市統計データ(各年4月1日現在)

【令和7年4月1日現在】

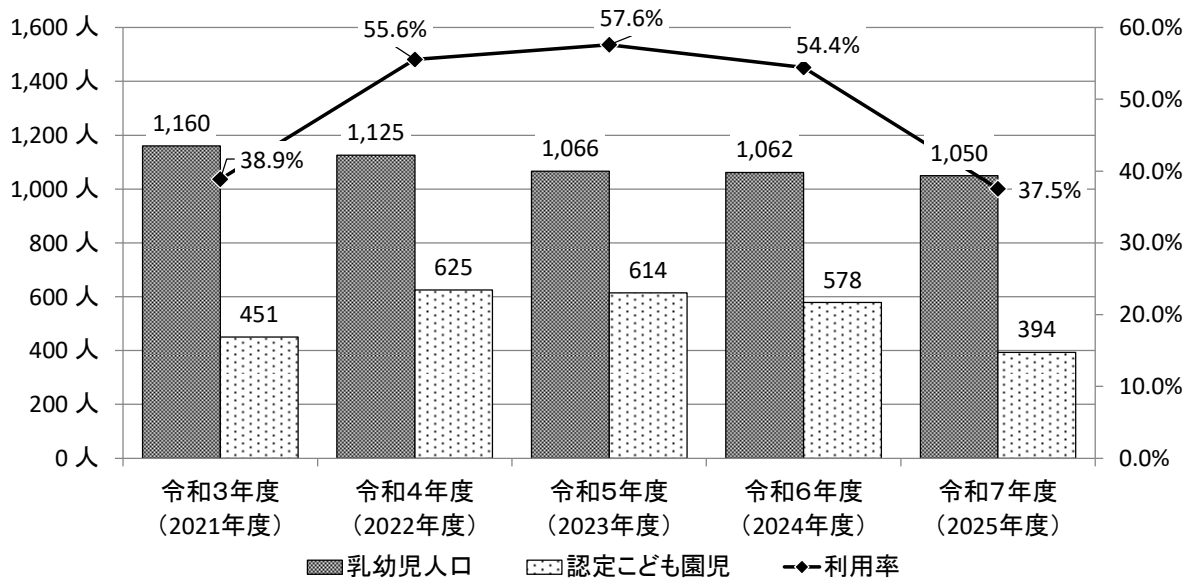
(単位: 人)

施設名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
追分保育園	0	12	12	30	39	42	135
ニチイキッズでと保育園	0	6	9	11	8	2	36
合計	0	18	21	41	47	44	171

(2)認定こども園

令和3年度から令和7年度までの認定こども園児数をみると、令和3年度から令和4年度にかけて増加し、以降減少傾向で推移しています。乳幼児人口に占める認定こども園児の比率は、令和7年度では37.5%となっています。

■認定こども園児



資料: 潟上市統計データ(各年4月1日現在)

【令和7年4月1日現在】

(単位: 人)

施設名	認定区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
天王こども園	2・3号※2	0	15	27	39	25	29	135
	1号※1	0	0	0	2	5	8	15
出戸こども園	2・3号	0	6	12	19	17	31	85
	1号	0	0	0	1	5	5	11
昭和こども園	2・3号	0	10	11	28	20	27	96
	1号	0	0	0	1	0	0	1
若竹幼児教育センター	2・3号	0	0	6	13	16	15	50
	1号	0	0	0	0	1	1	2
追分幼稚園、ベビー園	2・3号	1	17	23	28	25	34	128
	1号	0	0	0	6	6	9	21
合計	2・3号	1	33	52	88	78	107	359
	1号	0	0	0	8	12	15	35

※1 1号認定 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの

※2 2号認定 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

3号認定 3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

(3)一時保育等

令和2年度から令和6年度までの一時保育等の利用状況をみると、一時預かり利用数は令和4年度に大幅に増加しましたが、以降やや減少し、令和6年度の利用数は833件となっています。

延長保育の利用者数は、1,000人前後で推移しており、利用件数は4,500件前後になっています。

預かり保育の利用者数は、令和2年度から令和5年度にかけて減少していましたが、令和6年度は増加して122人となっています。

■一時保育等利用の推移

対象年	一時預かり※3 利用数 (年間累計)		延長保育※4 利用数 (年間累計)		預かり保育※5 利用数 (年間累計)	
	利用数 (件)	利用者数 (人)	利用数 (件)	利用者数 (人)	利用数 (件)	利用者数 (人)
令和2年度 (2020年度)	193	66	5,235	987	3,151	418
令和3年度 (2021年度)	615	177	4,530	969	1,868	315
令和4年度 (2022年度)	1,066	222	4,361	1,015	638	146
令和5年度 (2023年度)	1,021	230	4,680	1,018	386	103
令和6年度 (2024年度)	833	229	4,342	941	455	122

資料：潟上市統計データ(各年度3月31日)

※3 一時預かり 保育所等で一時的に未就園児童を預かる事業。

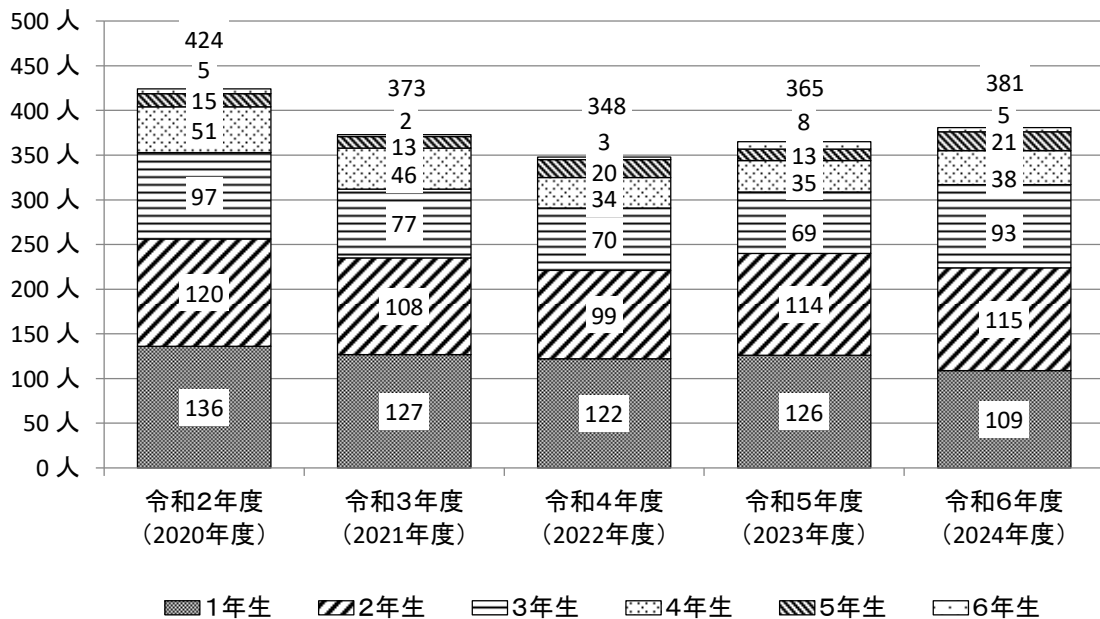
※4 延長保育 保育所等で保育時間を延長し保育する事業。

※5 預かり保育 認定こども園（教育認定）で教育時間を延長し保育を行う事業。

(4)放課後児童クラブ

令和2年度から令和6年度までの放課後児童クラブの利用状況をみると、令和4年度までは減少していましたが、以降やや増加しています。各年ともに小学校1年生～3年生の低学年児童の利用が多くなっており、学年が上がると登録者数が少なくなっています。

■登録児童数の推移



資料: 湯上市統計データ(各年度3月31日)

【令和7年3月31日現在】

(単位: 人)

施設名	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
おいわけ児童クラブ	29	37	26	4	4	1	101
でと児童クラブ	13	16	14	11	3	0	57
てんのう児童クラブ	22	20	18	10	6	4	80
とうこ児童クラブ	4	3	2	0	0	0	9
おおとよ児童クラブ	18	14	16	7	7	0	62
いいたがわ児童クラブ	10	11	8	6	1	0	36
満点キッズクラブ	13	14	9	0	0	0	36
みらいキッズおいわけ学童クラブ	10	3	0	2	0	0	15
合計	119	118	93	40	21	5	396

(5)児童館

市内にある児童館3館の利用状況を令和2年度から令和6年度でみると、利用者数が減少傾向にありましたが、令和4年度からは追分地区児童館と昭和中央児童館、令和5年度からは若竹児童センターが増加しています。

■児童館利用者

(単位:団体、人)

施設名	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	団体数	児童来館者	大人利用者	総来館者数	団体数	児童来館者	大人利用者	総来館者数	団体数	児童来館者	大人利用者	総来館者数
追分地区児童館	399	1,529	4,347	5,876	354	1,078	3,668	4,746	404	1,794	3,413	5,207
昭和中央児童館	41	1,406	434	1,840	48	1,189	539	1,728	47	2,125	561	2,686
若竹児童センター	0	1,642	0	1,642	0	1,616	0	1,616	0	1,310	9	1,319
計	440	4,577	4,781	9,358	402	3,883	4,207	8,090	451	5,229	3,983	9,212

施設名	令和5年度				令和6年度			
	団体数	児童来館者	大人利用者	総来館者数	団体数	児童来館者	大人利用者	総来館者数
追分地区児童館	417	5,457	4,117	9,574	221	7,991	4,878	12,869
昭和中央児童館	47	3,087	648	3,735	28	4,219	668	4,887
若竹児童センター	0	2,666	0	2,666	0	4,128	5	4,133
計	464	11,210	4,765	15,975	249	16,338	5,551	21,889

資料:潟上市統計データ(各年度3月31日)

(6) 児童福祉施設の利用状況

児童福祉施設の利用状況は、以下のとおりです。

■児童福祉施設利用者数

(単位:人)

区 分	施 設 名	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
児 童 養 護 施 設	聖園天使園	0	0	0	0
	感恩講児童保育院	1	1	0	0
	県南愛児園 ドリームハウス	0	0	0	0
	陽清学園	1	0	0	0
児童自立支援施設	千秋学園	0	0	0	0
母子生活支援施設	若草ハイム	1	1	1	0
	秋田婦人ホーム	0	0	0	0
	秋田わかばハイム	0	0	0	0
	横手市サンハイム	0	0	0	0
乳 児 院	秋田赤十字乳児院	0	0	0	0
情緒障害短期治療施設	青森おおぞら学園	0	0	0	0
知的障害児施設	東山学園	0	0	0	0

資料:潟上市統計データ(各年度3月31日)

(7)障がい児通所施設の利用状況

障がい児通所施設の利用状況は、以下のとおりです。

■障がい児通所施設利用者数

(単位:人)

施 設 名	児童発達支援 (未就学児)	放課後等デイ サービス (就学児)
秋田県立医療療育センター	5	—
児童発達支援・放課後等デイサービス らーそ	12	4
発達支援 BOX らじあぼ	1	1
子ども発達支援センターオリブ園	1	—
にじいろキッズ	2	—
能代地域生活支援センター	1	—
児童発達支援 らじわん	1	—
児童デイサービス 七彩ぷらす	—	14
児童デイサービス 七彩	—	6
児童デイサービス ルピナス潟上	—	13
まじっくハウス	—	13
チャイルドステーションゆうゆう	—	5
放課後等デイサービス インクル	—	2
児童デイサービスばんぶう	—	1
こどもサポート教室「クラ・ゼミ」	—	1

資料:潟上市統計データ(令和6年度利用実績)

3 子どもの生活状況アンケート調査結果のポイント

(1) 調査概要

■調査の目的

本調査は、「こども計画」の策定に向けて、こどものいる家庭の生活状況やこどもの様子、また、こどもの将来についての心配事等の実態を把握し、計画策定の基礎資料とするため実施したものです。

■調査対象と実施方法

調査対象：市内在住で0歳～18歳までのこどもを持つ世帯

調査期間：令和7年 7月～8月

実施方法：郵送による配布・回収

■配布と回収状況

調査の回答状況は、次のとおりです。

案内配布数	回答数	有効回答数	有効回答率
500件	206件	206件	41.2%

【参考: 前回市民アンケート】

調査期間	配布数	回収数	回収率
令和3年 6月～7月	1,000票	514票	51.4%

■調査結果について

- (1) 調査結果の％表記については、小数第2位を四捨五入した値であるため、単数回答でも合計が必ずしも100%になるとは限りません。
- (2) 複数回答の質問は、回答数を100%として各選択肢の％を算出しているため、合計は100%を超えています。
- (3) 図表中の「n 数」は、回答数を示しています。
- (4) 図表中では、スペースの都合で選択肢名などを一部省略している場合があります。
- (5) 図表中の記号の意味は、以下のとおりです。

全体値より

{	◎: +20%以上高い	◆: -20%以上低い
}	○: +10～19%高い	●: -10～19%低い

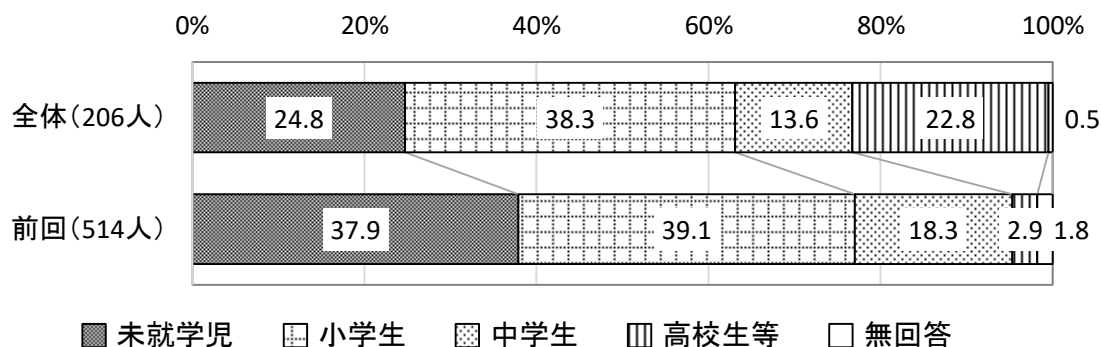
(2) 調査結果

① こどもの年齢

問1 あて名のお子さんの年齢についてお答えください。(1つに○)

こどもの年齢をみると、「小学生」が38.3%で最も多く、次いで「未就学児」(24.8%)、「高校生等」(22.8%)と続いています。

前回調査と比較すると、今回の調査では、「未就学児」が減少し、「高校生等」が増加しています。

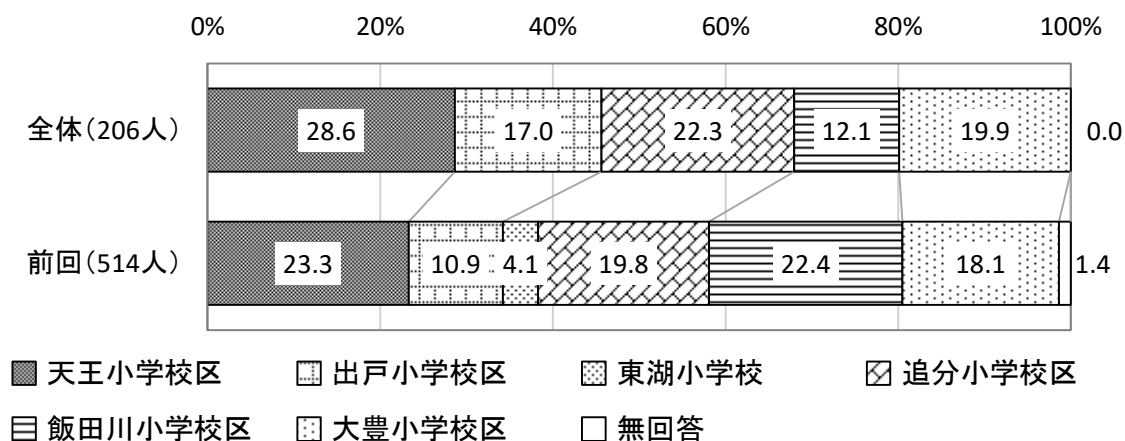


② 居住地(学校区)

問2 お住まいの地域の学区をお答えください。(1つに○)

居住地は、「天王小学校区」が28.6%で最も多く、次いで「追分小学校区」が22.3%となっています。

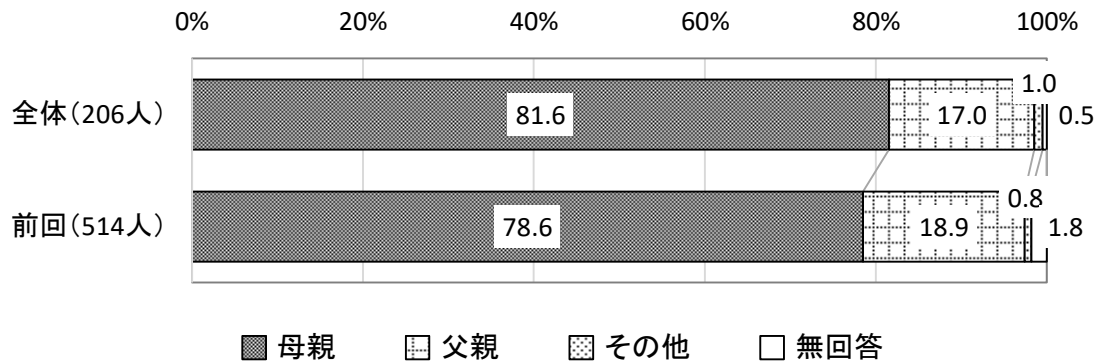
前回調査と比較すると、「飯田川小学校区」が12.1%と前回の22.4%から10%以上減少しています。



③ 回答者の続柄

問3 あなた(回答いただいている方)の、お子さんからみた続柄についてお答えください。(1つに○)

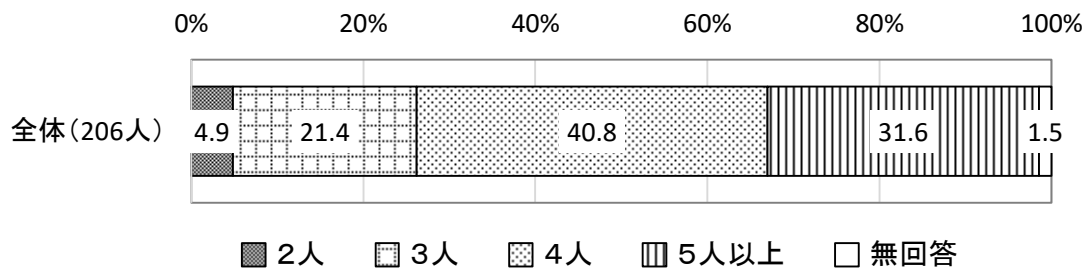
回答者の続柄をみると、「母親」が81.6%と8割以上になっており、「父親」は17.0%となっています。



④ 生計を共にしている家族の人数

問4 生計を共にしているご家族(単身赴任のご家族も含む)は、あなたを含めて全員で何人ですか。家族の人数をお答えください。(人数を記入)

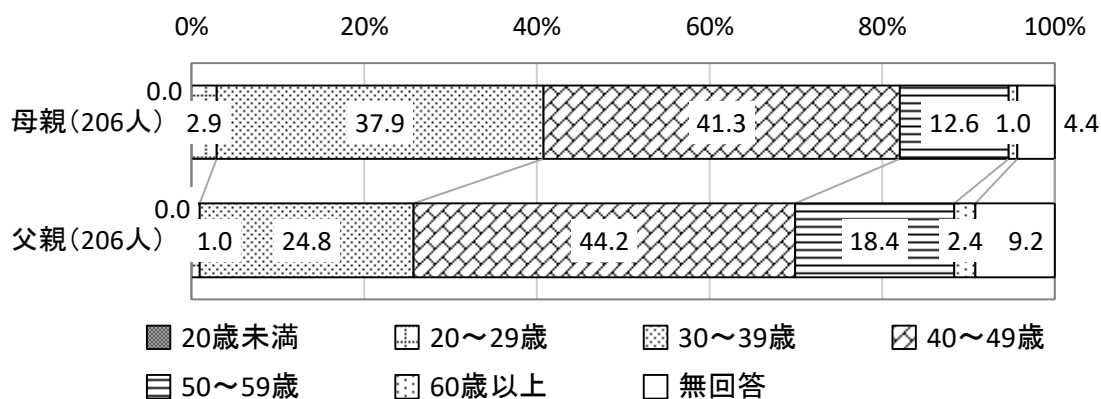
家族の人数は、「4人」が40.8%で最も多く、次いで「5人以上」が31.6%となっています。



⑤ 親の年齢

問7 あて名のお子さんの親の年齢についてお答えください。(それぞれ1つに○)

母親の年齢では、「40～49歳」が41.3%で最も多く、次いで「30～39歳」が37.9%となっています。父親の年齢でも、「40～49歳」が44.2%で最も多く、次いで「30～39歳」が24.8%となっています。

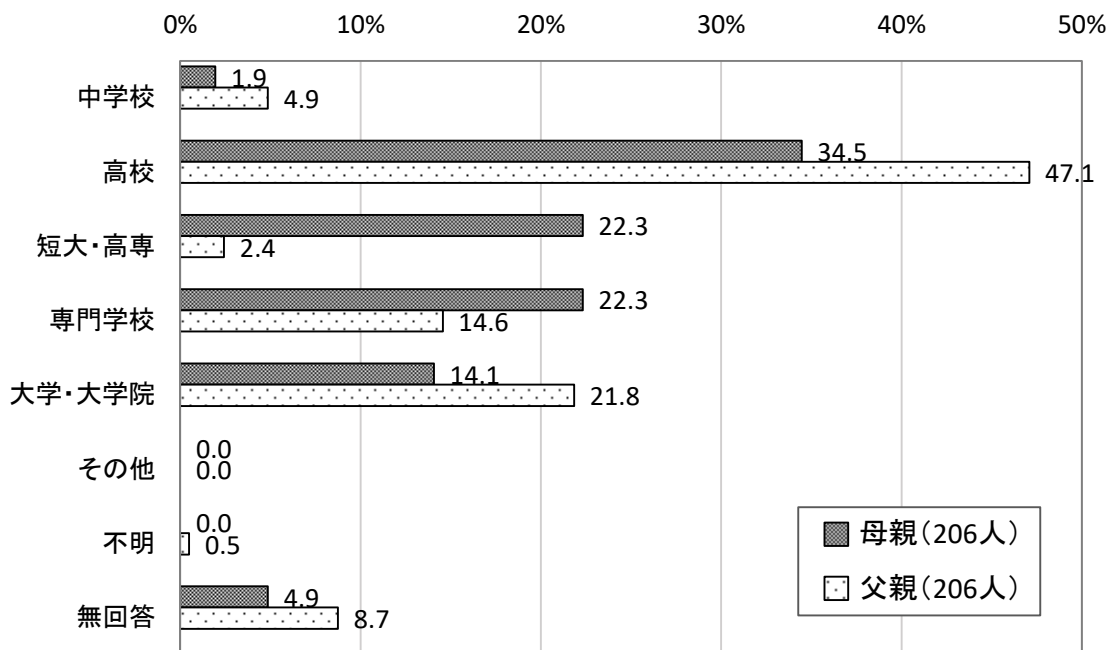


⑥ 親の最終学歴

問8 あて名のお子さんの親が最後に卒業した学校についてお答えください。(それぞれ1つに○)

母親の最終学歴は、「高校」が34.5%で最も多く、次いで「短大・高専」と「専門学校」がともに22.3%となっています。

父親の最終学歴は、「高校」が47.1%で最も多く、次いで「大学・大学院」が21.8%となっています。

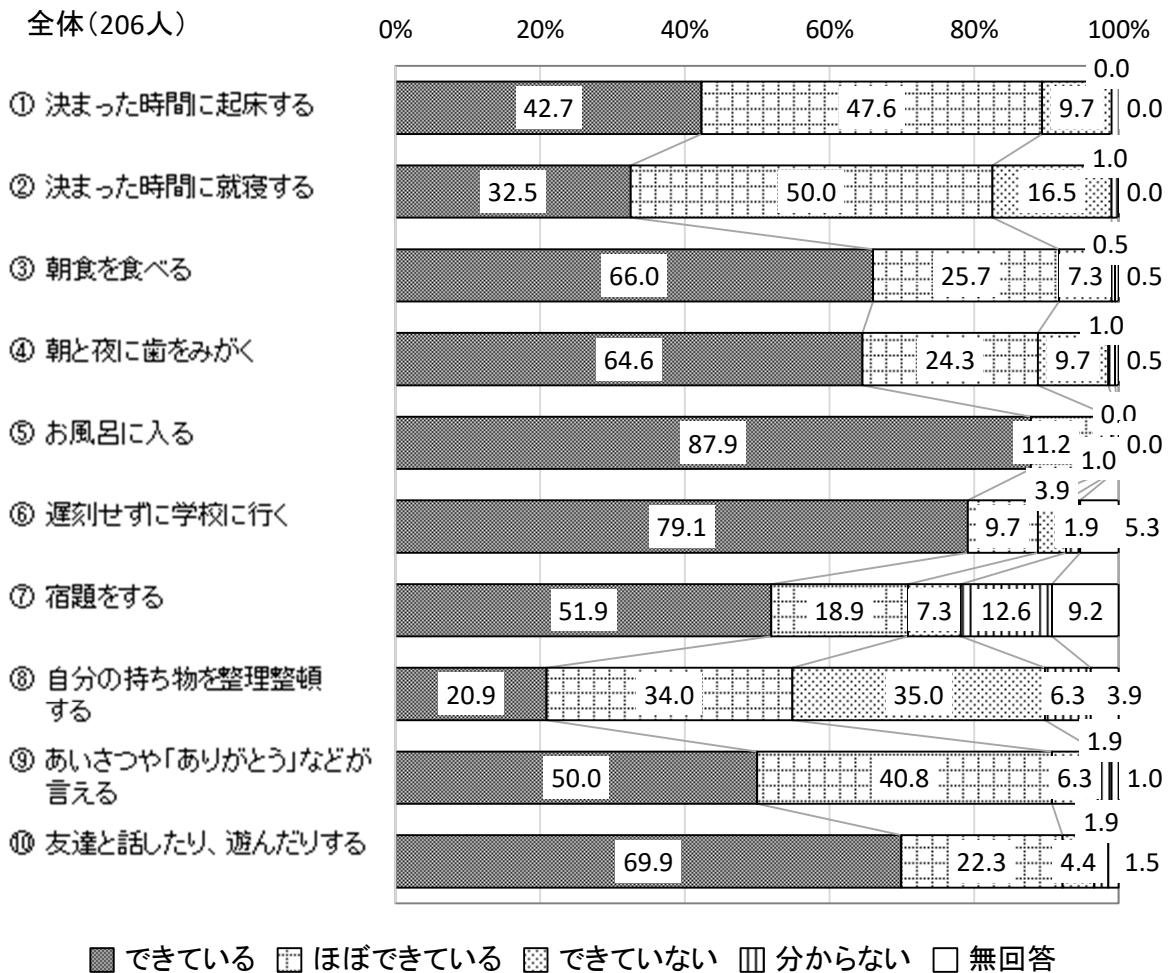


⑦ 基本的な生活・学習習慣

問11 あて名のお子さんの基本的な生活・学習習慣について、各項目の状況をお答えください。
(それぞれ1つに○)

こどもの基本的な生活・学習習慣について、“できている”が多いものをみると、「⑤お風呂に入る」が87.9%で最も多く、次いで「⑥遅刻せずに学校に行く」(79.1%)、「⑩友達と話したり、遊んだりする」(69.9%)となっています。

逆に“できていない”が多いものをみると、「⑧自分の持ち物を整理整頓する」が35.0%で最も多く、次いで「②決まった時間に就寝する」(16.5%)、「①決まった時間に起床する」と「④朝と夜に歯をみがく」がともに9.7%となっています。

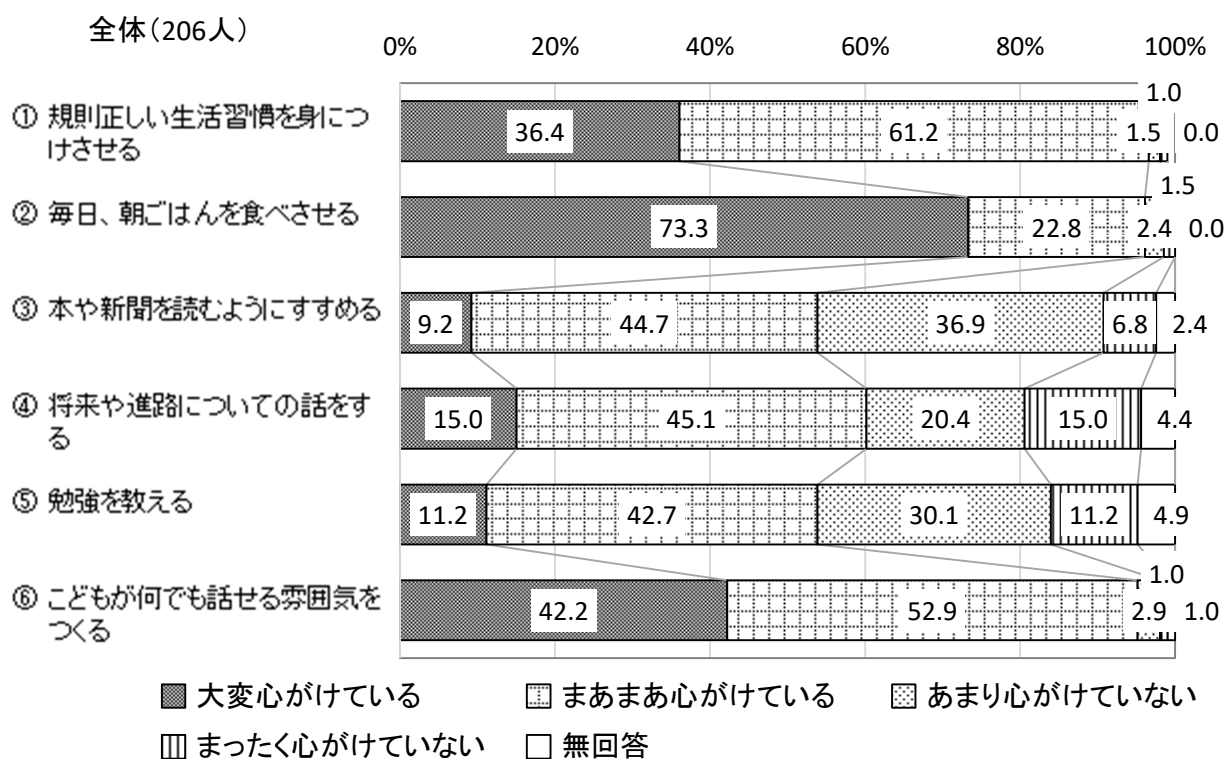


⑧ 家庭で心がけていること

問12 次の各項目について、お子さんとの関わりの中で家庭で心がけていることがありますか。（それぞれ1つに○）

こどもとの関わりの中で家庭で心がけていることについて、“大変心がけている”が多いものをみると、「②毎日、朝ごはんを食べさせる」が73.3%で最も多く、次いで「⑥こどもが何でも話せる雰囲気をつくる」(42.2%)、「①規則正しい生活習慣を身につけさせる」(36.4%)となっています。

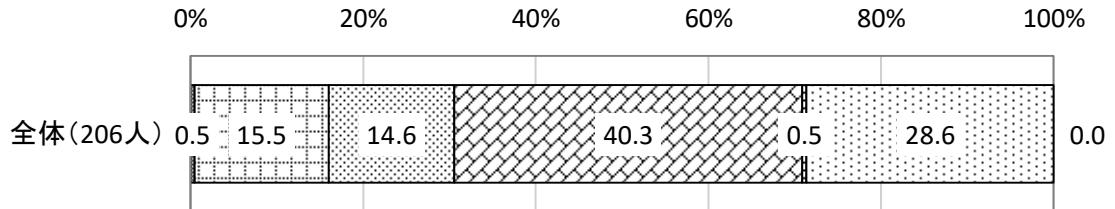
“あまり心がけていない”と“まったく心がけていない”を合わせた『心がけていない』が多いものをみると、「③本や新聞を読むようにすすめる」が43.7%で最も多く、次いで「⑤勉強を教える」(41.3%)、「④将来や進路についての話をする」(35.4%)となっています。



⑨ こどもの進学への思い

問15 あて名のお子さんは、将来どの学校まで行くことになると思いますか。(1つに○)

こどもが将来どの学校まで行くことになると思うかについては、「大学・大学院まで」が40.3%で最も多く、次いで「まだ分からない」が28.6%となっています。

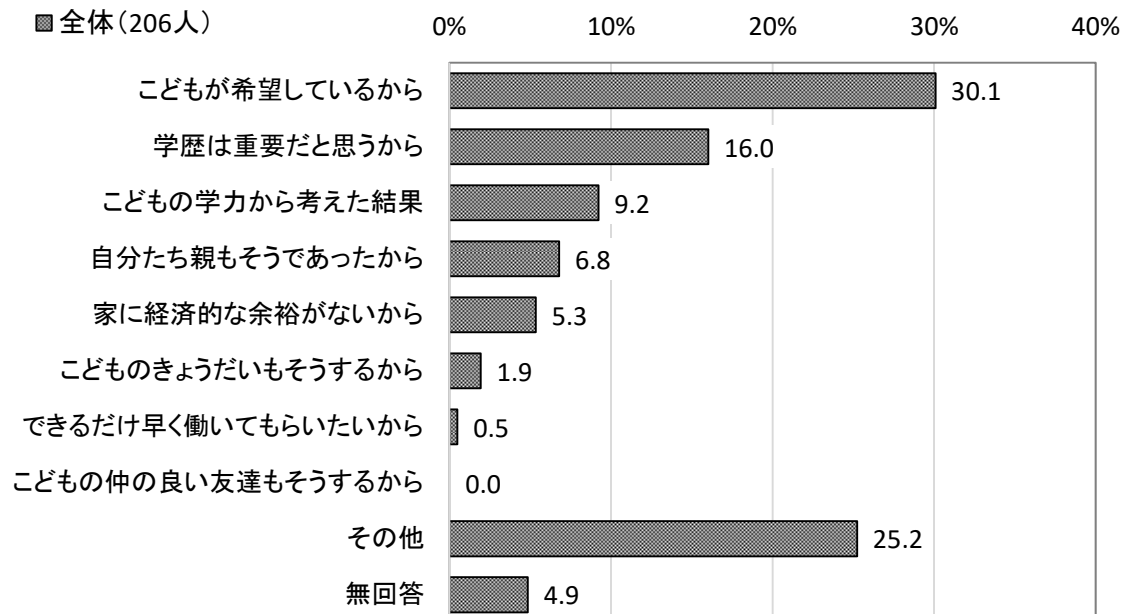


- ☒ 中学校まで
 ☒ 高校まで
 ☒ 短大・高専・専門学校まで
- ☒ 大学・大学院まで
 ☒ その他
 ☒ まだ分からない
- ☐ 無回答

⑩ こどもの進学の最大の理由

問16 問15 でそう考える最大の理由を教えてください。(1つに○)

問15 でこどもの進学を考える最大の理由については、「こどもが希望しているから」が30.1%で最も多く、次いで「学歴は重要だと思うから」が16.0%となっています。



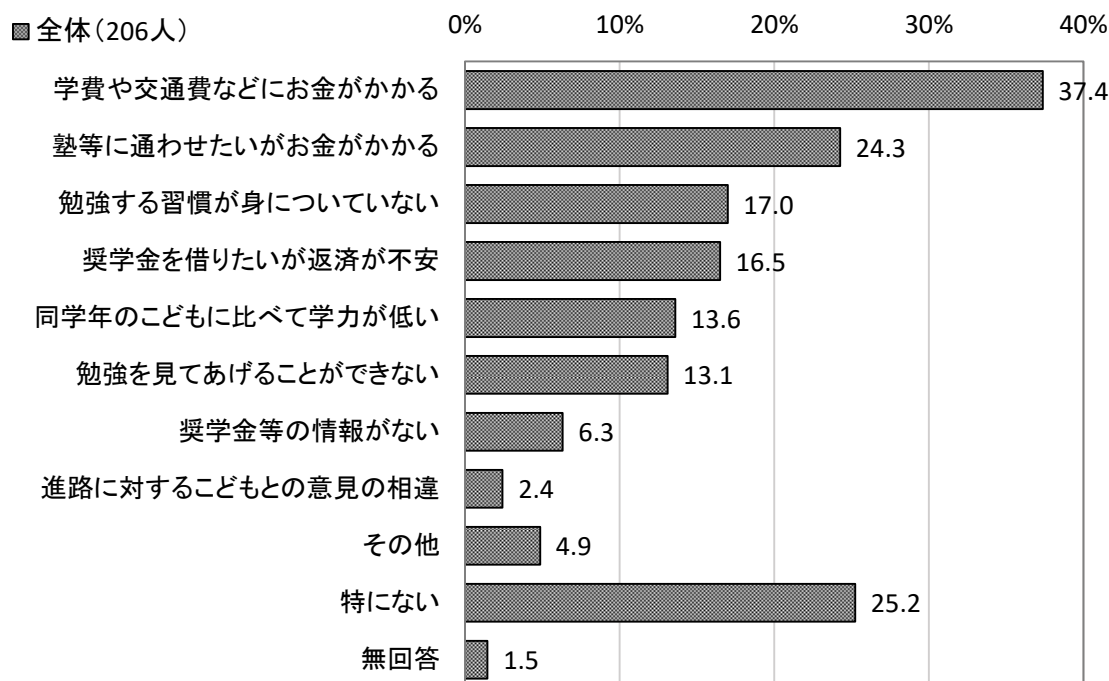
⑪ こどもの教育や進学に関して心配なこと

問17 あて名のお子さんの教育や進学に関して心配なことは何ですか。

(あてはまるもの全てに○)

こどもの教育や進学に関して心配なことについては、「学費や交通費などにお金がかかる」が37.4%で最も多く、次いで「塾等に通わせたいがお金がかかる」が24.3%、「勉強する習慣が身についていない」が17.0%となっています。

「特にない」は、25.2%となっています。

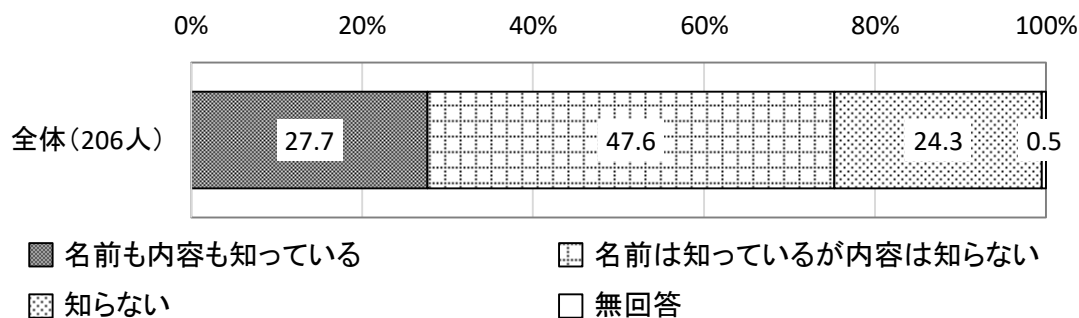


⑫ 「こどもの権利」について

問21 あなたは、「こどもの権利」を知っていますか。(1つに○)

「こどもの権利」の認知度については、「名前は知っているが内容は知らない」が47.6%で最も多く、「名前も内容も知っている」は27.7%となっています。

「知らない」は、24.3%と約4人に1人の割合になっています。



⑬ 具体的な悩みや不安

問 22-1 問 22(あなたは、子育てをする上で悩みや不安を感じることはありますか)で、「1. ある」「2. ときどきある」を選んだ方にうかがいます。具体的な悩みや不安について、お答えください。(あてはまるもの全てに○)

具体的な悩みや不安は、「子育てにかかる出費がかさむこと」が 49.4%で最も多く、次いで「こどもの教育に関すること(進学や就職等を含む)」が 44.4%、「病気や発育・発達に関すること」が 33.3%となっています。

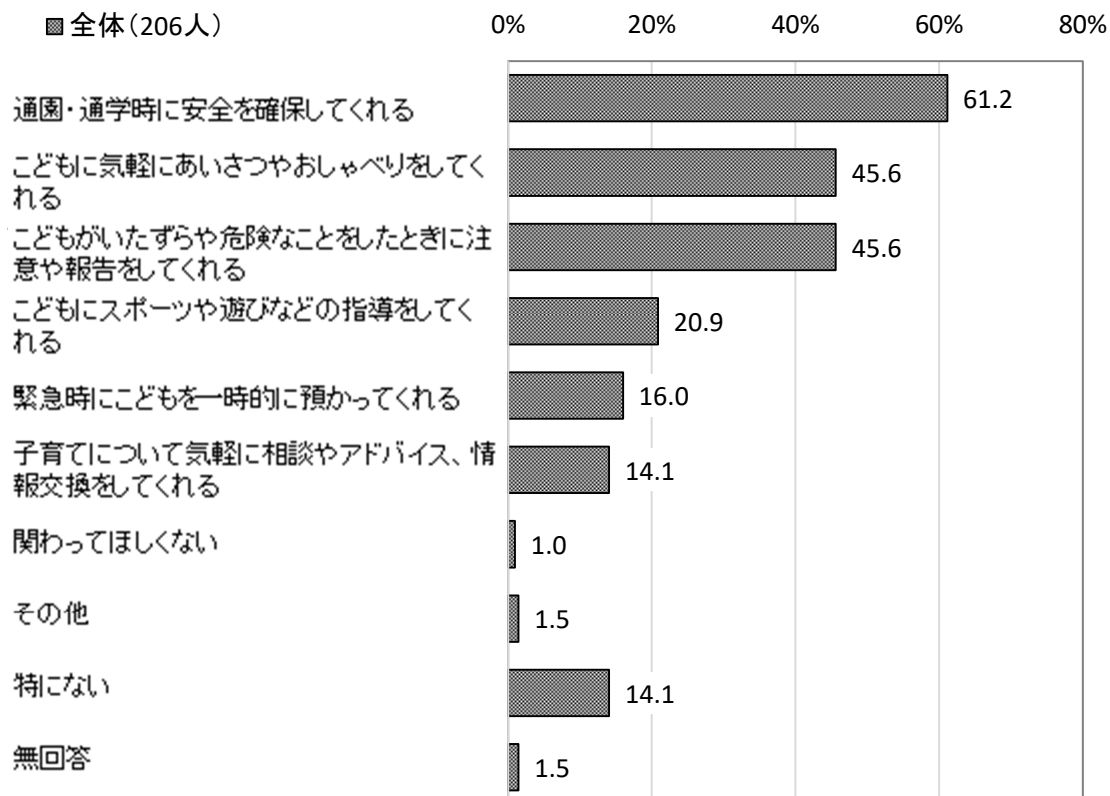


⑭ 地域に期待する子育てやこどもへのかかわり

問 24 子育てやこどもへの地域のかかわりについてうかがいます。あなたが地域に期待するのはどのようなことですか。(あてはまるもの全てに○)

地域に期待する子育てやこどもへのかかわり方としては、「通園・通学時に安全を確保してくれる」が61.2%で最も多く、次いで「こどもに気軽にあいさつやおしゃべりをしてくれる」と「こどもがいたずらや危険なことをしたときに注意や報告をしてくれる」がともに45.6%と続いています。

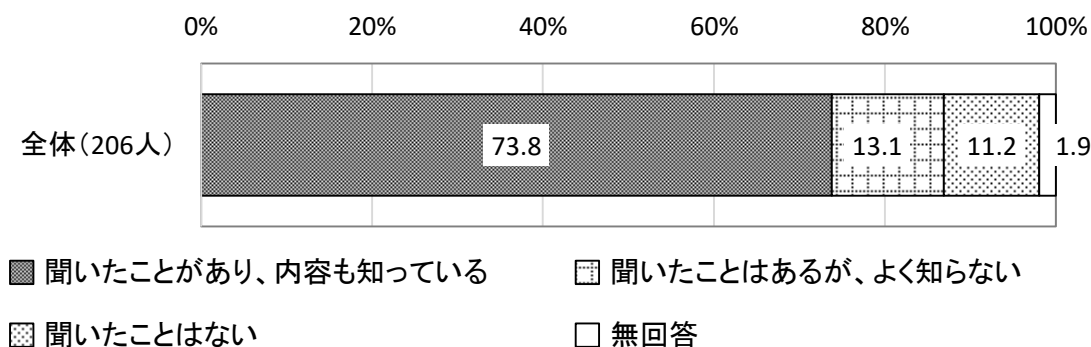
「特にない」は、14.1%となっています。



⑮ 「ヤングケアラー」の認知度

問 25 あなたは「ヤングケアラー」という言葉をこれまでに聞いたことがありますか。(1つに○)

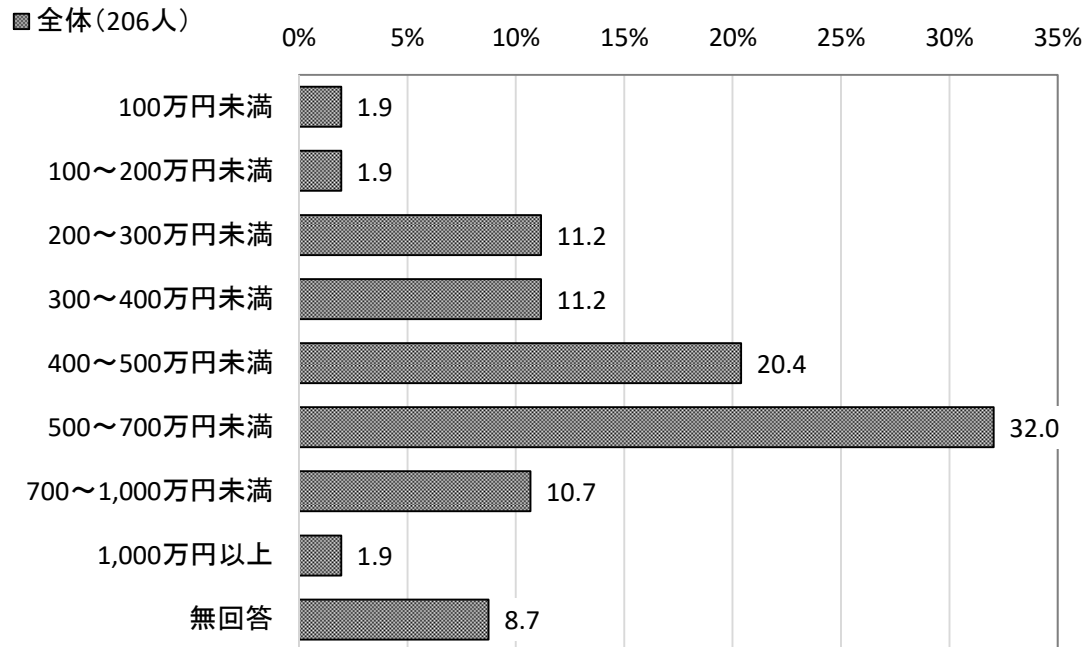
「ヤングケアラー」については、「聞いたことがあります、内容も知っている」が73.8%と7割以上になっています。



⑯ 世帯の年間収入(手取り)

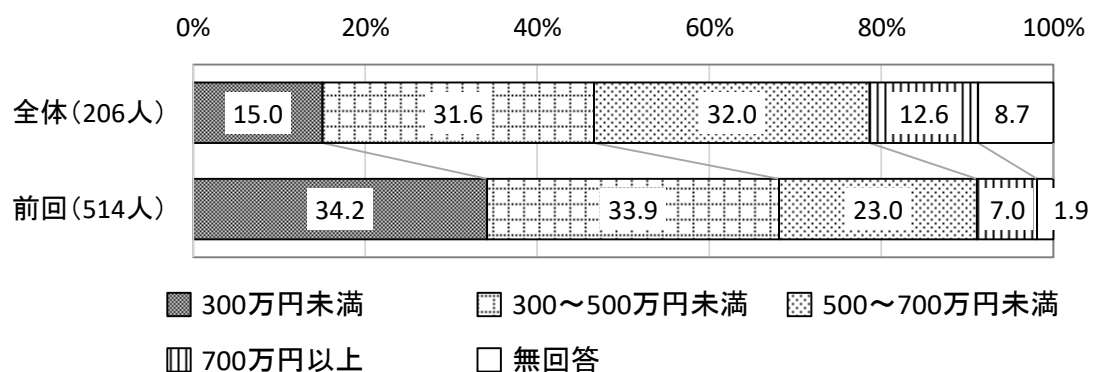
問31 生計を共にしているご家族全員の収入を合わせた「世帯の年間収入(手取り)」について、昨年(令和6年)はおよそいくらでしたか。(1つに○)

世帯の年間収入(手取り)をみると、「500～700万円未満」が32.0%で最も多く、次いで「400～500万円未満」が20.4%となっています。



【前回調査との比較】

前回調査と比較すると、今回調査では「300万円未満」が少なく、「500～700万円未満」と「700万円以上」が、やや多くなっています。

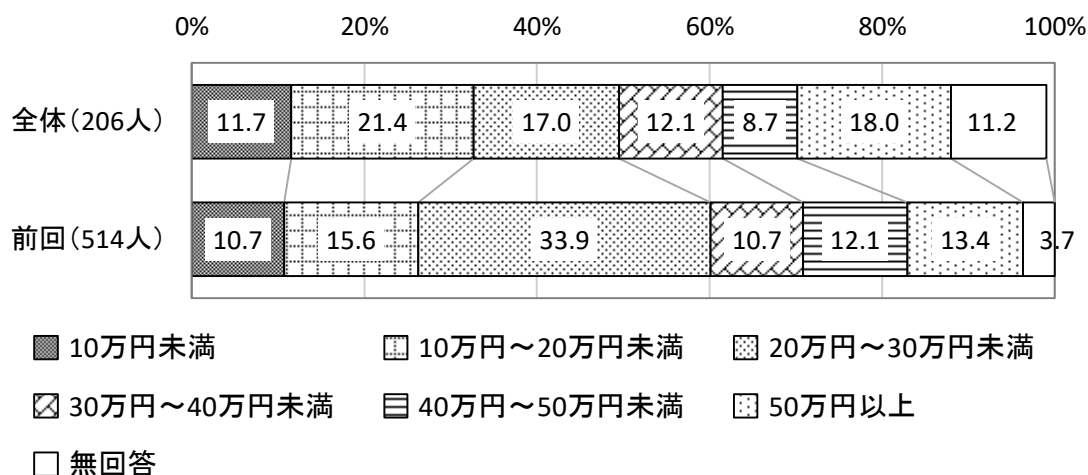


⑰ こどもの生活にかかる費用(年間)

問37 お子さんの生活にかかる費用は、年間でおよそいくらくらいですか。(1つに○)

こどもの生活にかかる費用(年間)については、「10万円～20万円未満」が21.4%で最も多く、次いで「50万円以上」が18.0%となっており、30万円未満が50.1%と半数を占めています。

前回調査と比較すると、今回調査では「20万円～30万円未満」が減少し、「10万円～20万円未満」と「30万円以上」がやや増加しています。

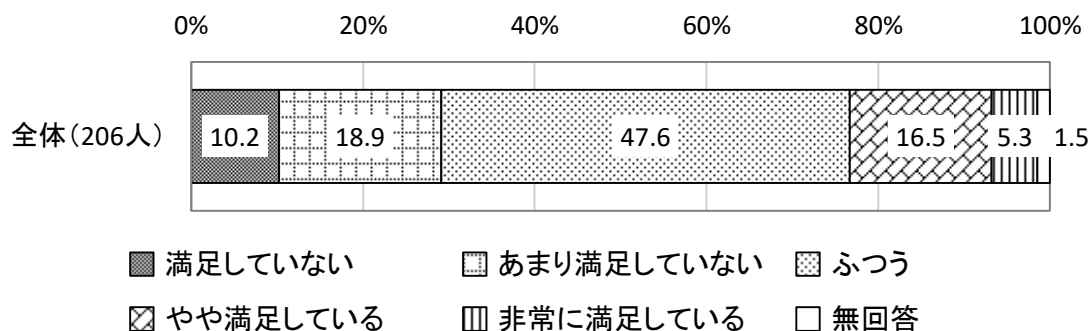


⑱ 地域における子育て環境や支援への満足度

問39 お住まいの地域における、子育て環境や支援への満足度についてお答えください。(1つに○)

地域における子育て環境や支援への満足度については、「ふつう」が47.6%で最も多くなっています。「満足していない」(10.2%)と「あまり満足していない」(18.9%)を合わせた『不満層』は29.1%になっています。

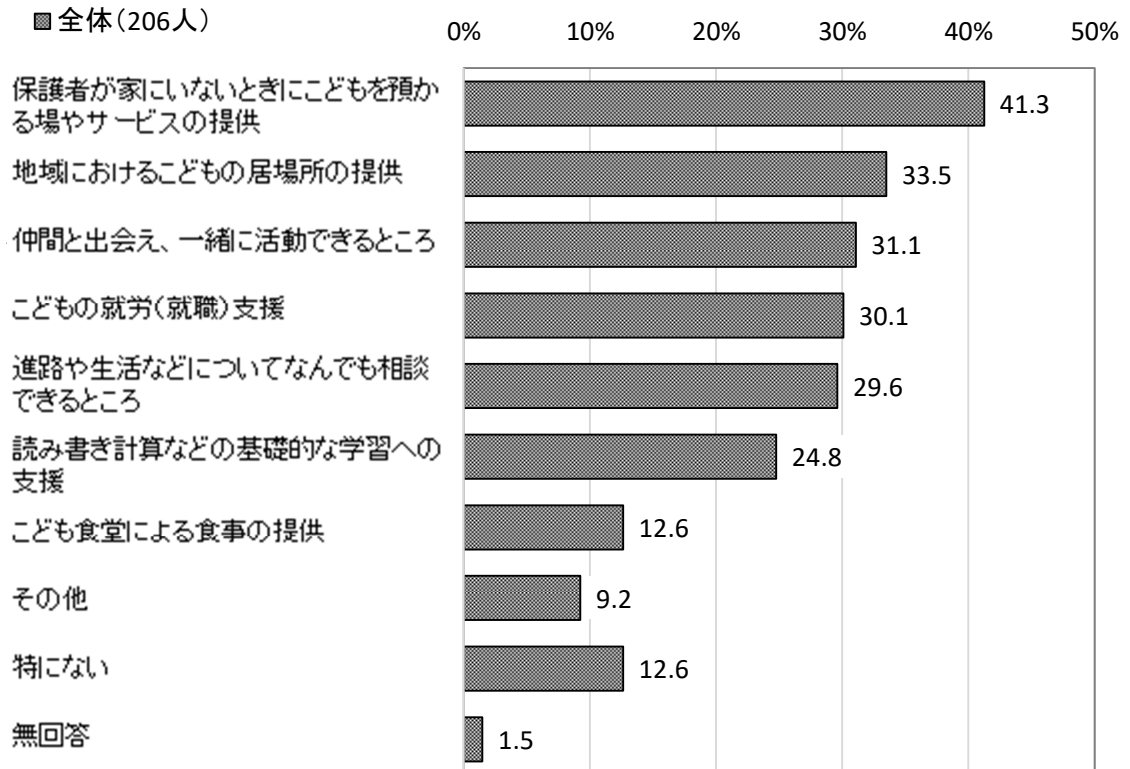
「非常に満足している」(5.3%)と「やや満足している」(16.5%)を合わせた『満足層』21.8%に比べ、『不満層』がやや多くなっています。



⑨ こどものために必要だと思われる市の支援

問 43 今後、本市のこどものために必要だと思われる支援は、どのようなことだと思いますか。(あてはまるもの全てに○)

こどものために必要だと思われる市の支援については、「保護者が家にいないときにこどもを預かる場やサービスの提供」が41.3%で最も多く、次いで「地域におけるこどもの居場所の提供」が33.5%となっています。



(3) 調査結果からみる問題点と課題

■調査結果からみる問題点

① 経済的困窮と生活費の負担の深刻化

1) 世帯の経済的なゆとりの不足

回答世帯の過半数(54.9%)が、現在の生活に経済的なゆとりが「あまりない」(34.5%)又は「まったくない」(20.4%)と感じています。

また、全体の16.5%が「貧困な状況にあると思う」(5.8%)又は「貧困に近い状況にあると思う」(10.7%)と回答しており、一定の割合で経済的困難に直面していると感じている世帯(以下、「貧困な状況と感じている世帯」。)が存在します。

2) 家計の支払いに関する困難

過去1年間で「お金がなくて困ったことがあった」(よくあった/ときどきあった)という回答で最も多かったのは、「税金、社会保険料などの支払いに困ること」で28.2%でした。特に「貧困な状況」にある世帯では、この割合が73.5%に上ります。また、学校関連費用の支払いにも困難が見られ、全体で「こどもの学校の授業料や給食費、修学旅行費などの支払いに困ること」が16.0%で困った経験があり、貧困な状況と感じている世帯では61.8%に達しています。

3) 子育ての悩みにおける経済的要因

子育ての具体的な悩みや不安として最も多く挙げられたのは、「子育てにかかる出費がかさむこと」(49.4%)であり、これも経済的負担の大きさを裏付けています。貧困な状況と感じている世帯では、この悩みが62.5%に達しています。

② 教育機会の格差と進学に関する懸念

1) 習い事等への参加率の低さと経済的要因

こどもの習い事等を「していない」と回答した世帯が58.3%と約6割を占めています。習い事をしていない理由としては、「習わせる経済的なゆとりがないから」(28.3%)や「習わせる時間的なゆとりがないから」(34.2%)が上位に挙げられています。特に貧困な状況と感じている世帯では、「学習塾に通わせる」ことを家庭の事情により「与えられていない」割合が38.2%と高く、教育機会の格差が生じていることが示唆されます。

2) 貧困による進学への期待の低さ

貧困状況別に見ると、貧困な状況と感じている世帯では、こどもの将来の進学先として「高校まで」を想定している割合が35.3%と多く、「大学・大学院まで」を想定している割合は14.7%と少数にとどまっています。これは、経済状況がこどもの将来の選択肢を制限する可能性を示しており、「貧困の連鎖」に対する懸念の背景となっています。

③ 相談先・支援の不足と孤立

1) 相談相手の不在

子育ての悩みや不安を感じている世帯が多い一方で、6.8%が「そのような相手・場所はない」と回答しており、孤立している世帯が存在します。特に貧困な状況と感じている世帯では、「そのような相手・場所はない」と回答した割合が17.6%と、全体平均(6.8%)に比べて2倍以上高くなっており、孤立の深刻さが浮き彫りになっています。

2) 行政支援・サービスの認知度不足

各種支援・サービスの利用状況を見ると、「知らない」という回答が多く、「母子・父子自立支援員」は54.9%、「社会福祉協議会の生活相談センター」は42.2%が「知らない」と回答していることから、必要な情報が子育て世帯に十分届いていない可能性があります。

3) ヤングケアラーに対する認識の低さ

「ヤングケアラー」という言葉について、「聞いたことがあり、内容も知っている」と回答した割合は全体で73.8%であるものの、貧困な状況と感じている世帯では52.9%に留まり、認知度が低い傾向にあります。

■取り組むべき主な課題

① 経済的支援の拡充と利用促進

・ 学校費用の軽減と奨学金制度の充実

税金や社会保険料、家賃や光熱費などの生活費の支払いに困ることがあったと回答した世帯が多く、回答者の66.5%が「学校費用の軽減」を、30.6%が「奨学金制度の充実」を必要とする支援として挙げています。特に貧困な状況と感じている世帯における学校関連費用の支払いに困ることを解消するため、施策の充実が求められています。

・ 情報提供の改善

貧困な状況と感じている世帯では、奨学金制度を「全く知らない」層が20.6%と多いことから、経済的な支援に関する情報が、特に支援を必要としている層に確実に届くよう周知方法を見直す必要があります。

② こどもの居場所・学習支援の充実

・こどもの居場所・預かりサービスの提供

今後必要とされる支援として、「保護者が家にいないときにこどもを預かる場やサービスの提供」(41.3%)、「地域におけるこどもの居場所の提供」(33.5%)が上位に挙げられています。

・放課後等の学習支援の充実

「放課後等の学習支援」(25.2%)や「読み書き計算などの基礎的な学習への支援」(24.8%)が必要とされており、経済的な理由で塾に通えないこどもへの学習機会を保障することも課題です。

③ 相談体制の強化と孤立の解消

・相談場所の設置

「こどもの権利」を守るためにあると良い仕組みとして、「こどもが困ったときに誰にも知られず相談できる場所を地域につくる」(41.0%)が上位に挙げられていることから、孤立を防ぐためのアウトリーチ型支援等が求められます。

・専門職による支援の認知度向上

スクールカウンセラーや子ども家庭支援員などの専門的支援について、「知らない」世帯が多いため、これらの専門サービスへのアクセスを容易にし、認知度を向上させることが重要です。

④ 親の生活習慣と健康への配慮

・時間的ゆとりの確保

保護者の多忙さにより、医療機関への受診を見送った経験が7.3%の世帯で「ある」と回答され、その理由の80.0%が「多忙で、病院や診療所に行く時間がなかったため」でした。保護者が時間的なゆとりを持てるよう、子育て支援(一時預かり等)を充実させることが必要です。また、習い事の原因でも「時間的なゆとりがない」が34.2%と高く、保護者の就業形態や働き方支援も関連する課題となります。

・貧困層における親の健康支援

貧困な状況と感じている世帯の父親では、「あまりよくない」健康状態が17.6%と、貧困にはあたらないと思うと回答した世帯(1.9%)に比べて高くなっています。貧困世帯における親の健康状態の悪化は、子育ての持続可能性に影響を与えるため、健康サポートや相談体制の強化が必要です。

4 子ども・若者の意識や生活に関するアンケート調査結果のポイント

(1) 調査概要

1. 調査の目的

本調査は、「こども計画」の策定に向けて、こどものいる家庭の生活状況やこどもの様子、また、こどもの将来についての心配事等の実態を把握し、計画策定の基礎資料とするため実施したものです。

2. 調査対象と実施方法

調査対象：市内に在住の15歳～39歳までの本人

調査期間：令和7年 7月～8月

実施方法：郵送による配布・回収

3. 配布と回収状況

調査の回答状況は次のとおりです。

案内配布数	回答数	有効回答数	有効回答率
500件	500票	117票	23.4%

4. 調査結果について

- (1) 調査結果の％表記については、小数第2位を四捨五入した値であるため、単数回答でも合計が必ずしも100%になるとは限りません。
- (2) 複数回答の質問は、回答数を100%として各選択肢の％を算出しているため、合計は100%を超えています。
- (3) 図表中の「n 数」は、回答数を示しています。
- (4) 図表中では、スペースの都合で選択肢名などを一部省略している場合があります。
- (5) 図表中の記号の意味は、以下のとおりです。

全体値より

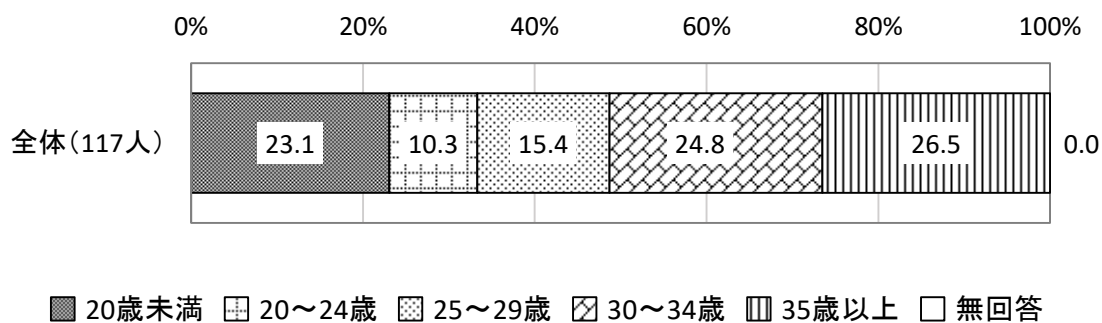
◎：+20%以上高い	◆：-20%以上低い
○：+10～19%高い	●：-10～19%低い

(2) 調査結果

① 年齢

問1 あなたの年齢(令和7年6月1日現在)についてお答えください。(1つに○)

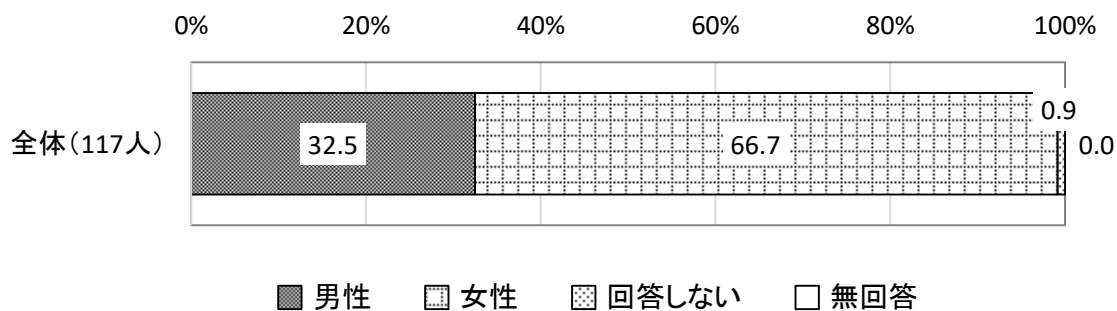
回答者の年齢は、「35歳以上」が26.5%で最も多く、次いで「30～34歳」が24.8%となっています。



② 性別

問2 あなたの性別についてお答えください。(1つに○)

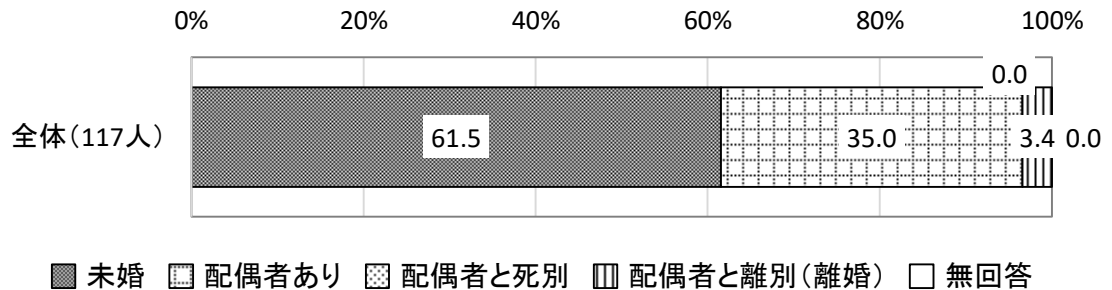
回答者の性別は、「男性」が32.5%、「女性」が66.7%となっています。



③ 婚姻状況

問3 あなたの現在の婚姻状況をお答えください。なお、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の状態にある方を含めます。(1つに○)

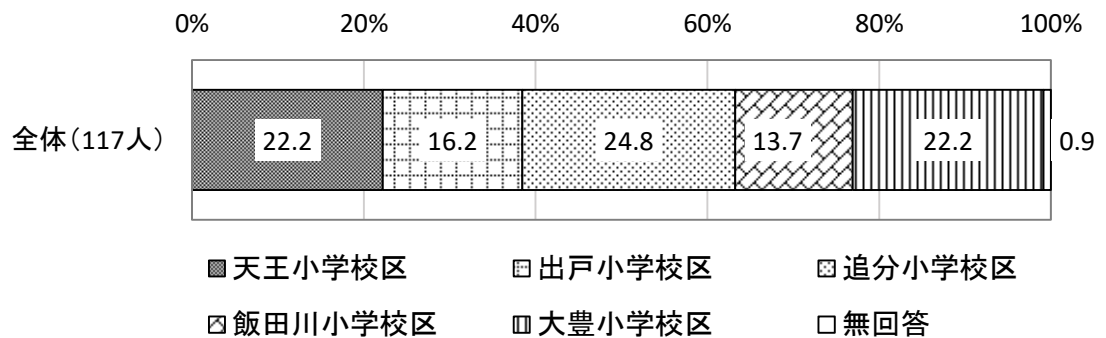
回答者の婚姻状況は、「未婚」が61.5%と6割以上を占めています。「配偶者あり」は35.0%となっています。



④ 居住地域(学校区)

問4 お住まいの地域の学区をお答えください。(1つに○)

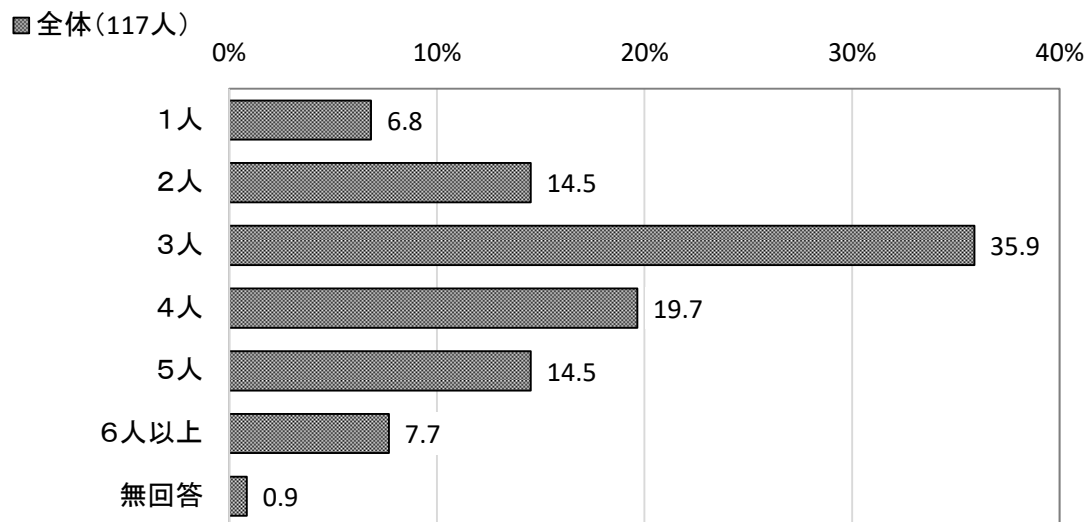
居住地域は、「追分小学校区」が24.8%で最も多く、次いで「天王小学校区」と「大豊小学校区」がともに22.2%となっています。



⑤ 家族の人数

問5 生計を共にしているご家族(単身赴任のご家族も含む)は、あなたを含めて全員で何人ですか。
家族の人数をお答えください。(人数を記入)

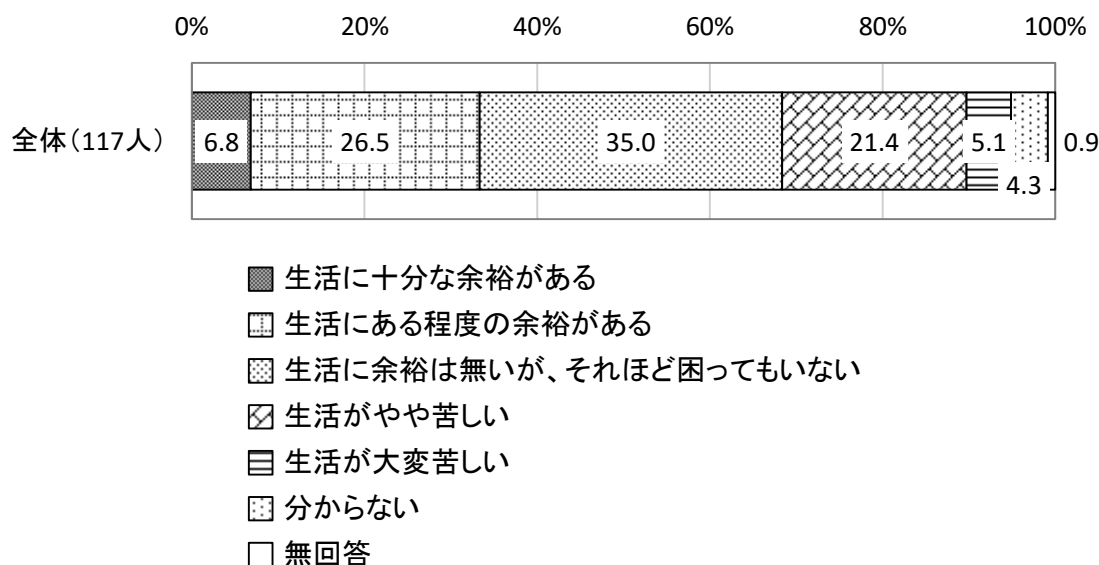
家族の人数については、「3人」が35.9%で最も多く、次いで「4人」が19.7%、「2人」と「5人」がともに14.5%となっています。



⑥ 現在のあなたの暮らし向き

問9 現在のあなたの暮らし向き(衣・食・住・レジャーなどの物質的な生活水準)をどのように感じていますか。あなたの実感でお答えください。(1つに○)

現在の暮らし向きについてみると、「生活に余裕は無いが、それほど困ってもいない」が35.0%で最も多く、次いで「生活にある程度の余裕がある」が26.5%、「生活がやや苦しい」が21.4%となっています。

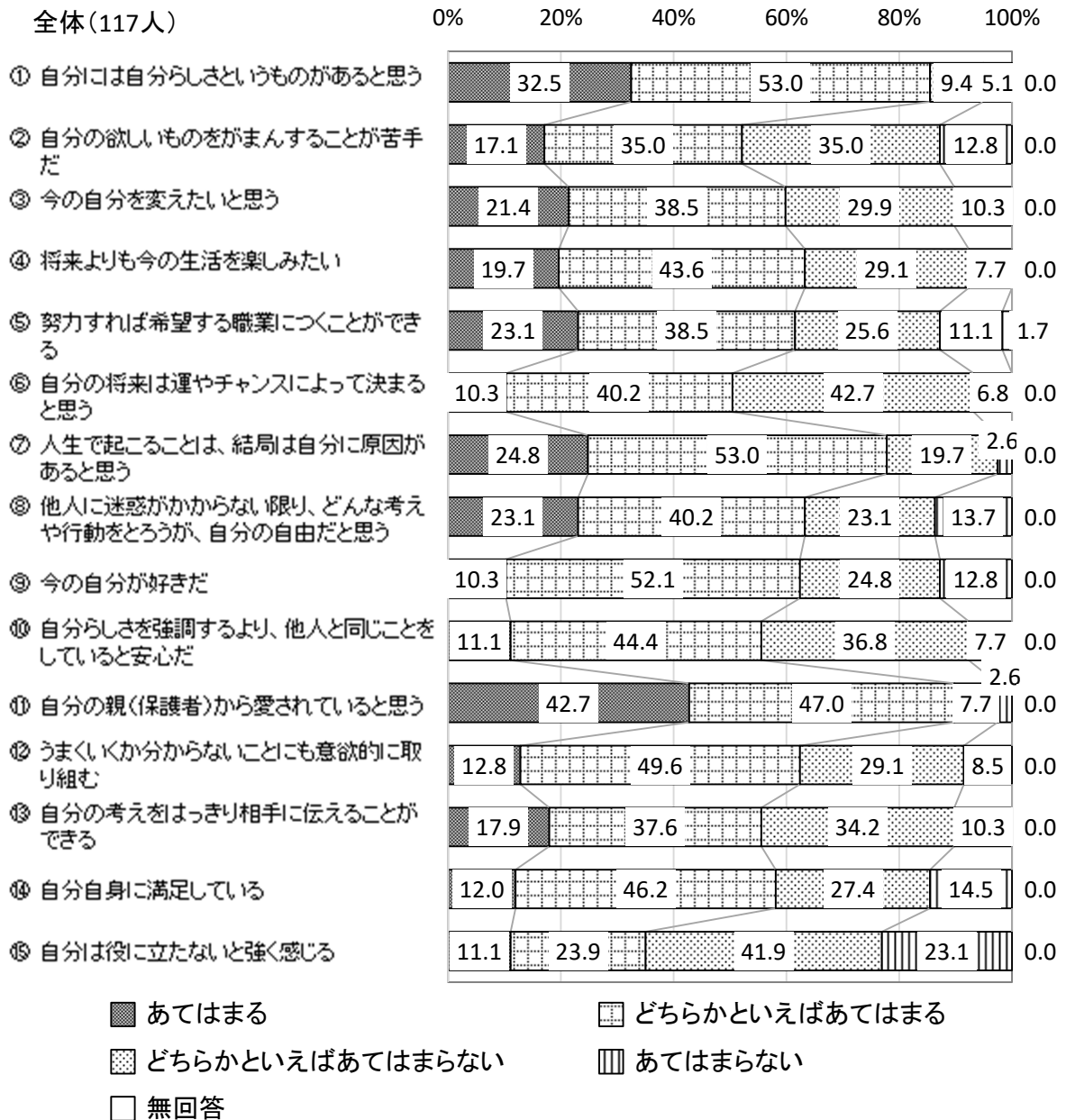


⑦ 自分自身について

問12 あなた自身について、次のことがどのくらいあてはまりますか。（それぞれ1つに○）

自分自身について、“あてはまる”についてみると、「⑪自分の親（保護者）から愛されていると思う」が42.7%で最も多くなっています。次いで「①自分には自分らしさというものがあると思う」が32.5%、「⑦人生で起こることは、結局は自分に原因があると思う」が24.8%となっています。

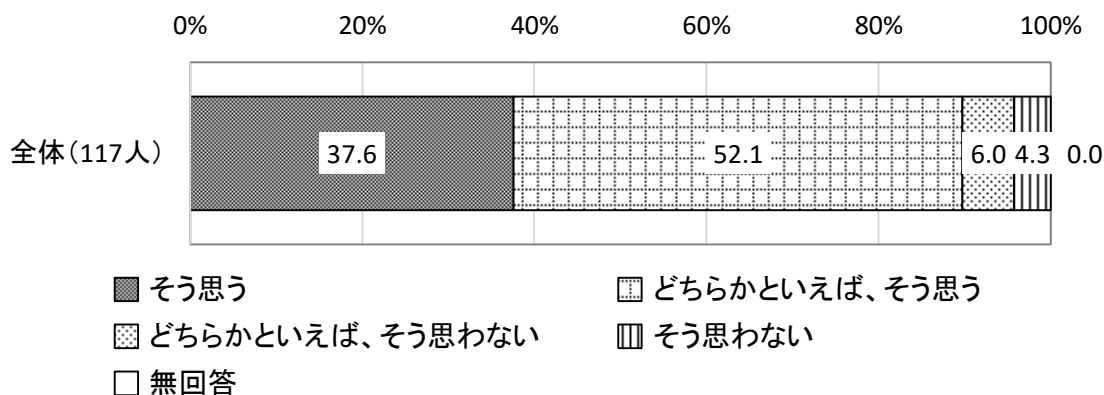
“どちらかといえばあてはまらない”と“あてはまらない”を合わせた割合でみると、「⑮自分は役に立たないと強く感じる」が65.0%で最も多く、次いで「⑥自分の将来は運やチャンスによって決まると思う」が49.6%、「②自分の欲しいものをがまんすることが苦手だ」が47.9%となっています。



⑧ 幸福感

問13 あなたは、今、自分が幸せだと思いますか。あなたの実感をお答えください。(1つに○)

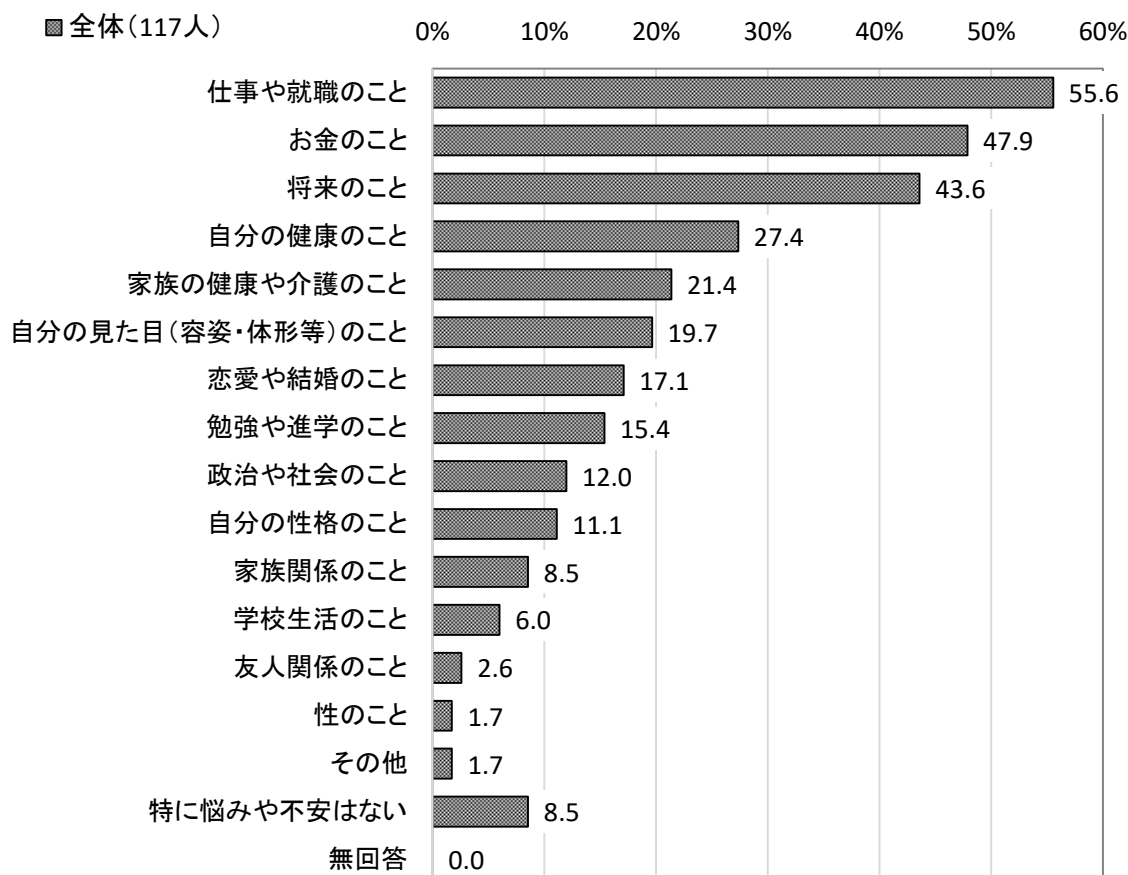
自分が幸せだと思うかについては、「そう思う」が37.6%、「どちらかといえば、そう思う」が52.1%と両者を合わせて89.7%と約9割になっています。



⑨ 現在の悩みや不安

問15 あなたは現在、悩んでいることや不安に感じていることはありますか。(あてはまるもの全てに○)

現在の悩みや不安については、「仕事や就職のこと」が55.6%と半数を超えて最も多く、次いで「お金のこと」が47.9%、「将来のこと」が43.6%が続いています。「特に悩みや不安はない」は、8.5%となっています。

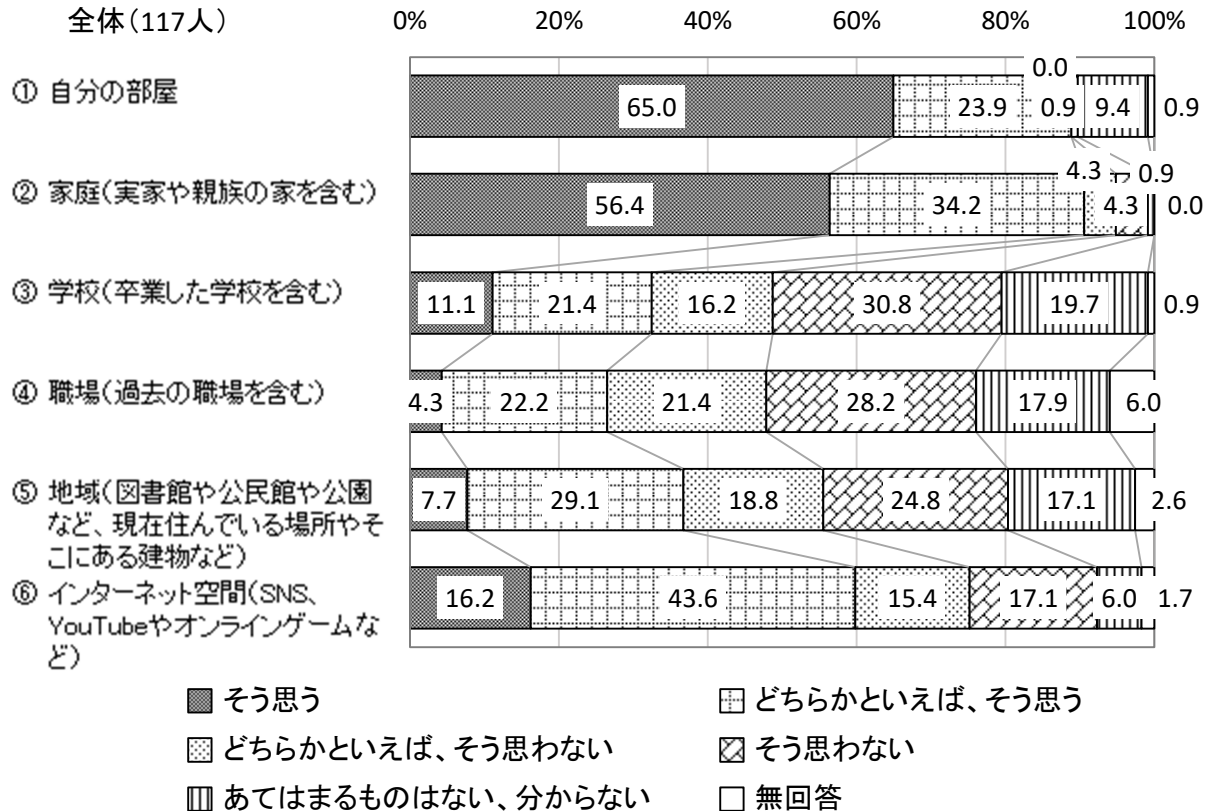


⑩ 居場所について

問18 次の場所は、今のあなたにとって居場所(ほっとできる場所、居心地の良い場所など)になっていますか。(それぞれ1つに○)

居場所について、“そう思う”についてみると、「①自分の部屋」が65.0%で最も多くなっています。次いで「②家庭(実家や親族の家を含む)」が56.4%でこれらは半数以上となっています。

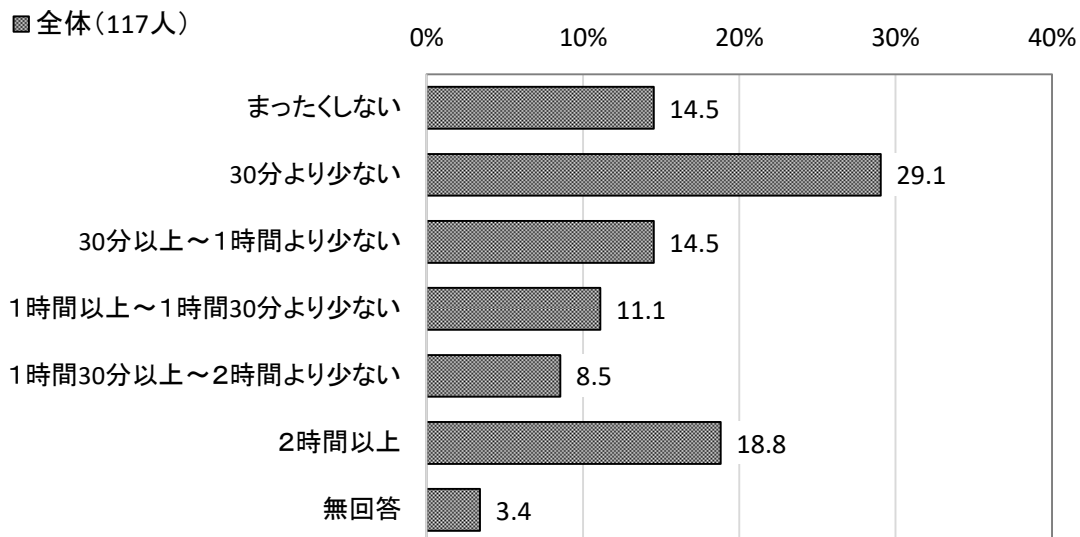
次いで多いのは、「⑥インターネット空間」で16.2%となっています。



⑪ 平日の家事や家の手伝い

問 21 あなたは、平日に家事や家の手伝いをどれくらいしますか。(1つに○)

平日の家事や家の手伝いについては、「30 分より少ない」が 29.1%で最も多く、次いで「2時間以上」が 18.8%となっています。

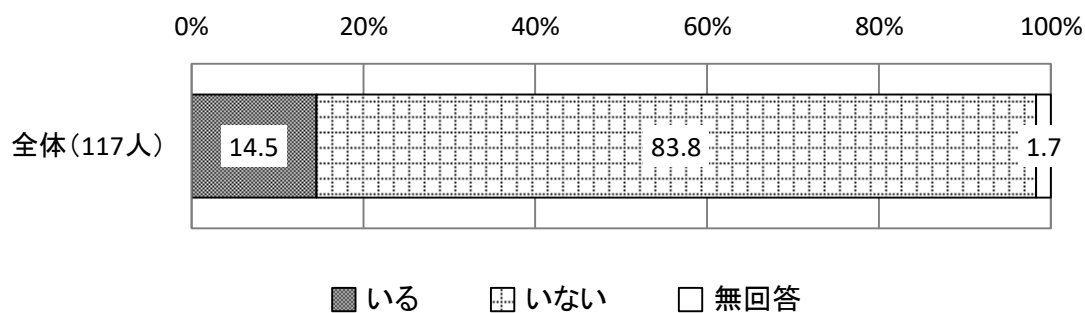


⑫ 世話をしている家族の有無

問 22 家族の中にあなたがお世話をしている人はいますか。(1つに○)

世話をしている家族の有無については、「いない」が 83.8%と8割以上になっています。

「いる」は、14.5%となっています。

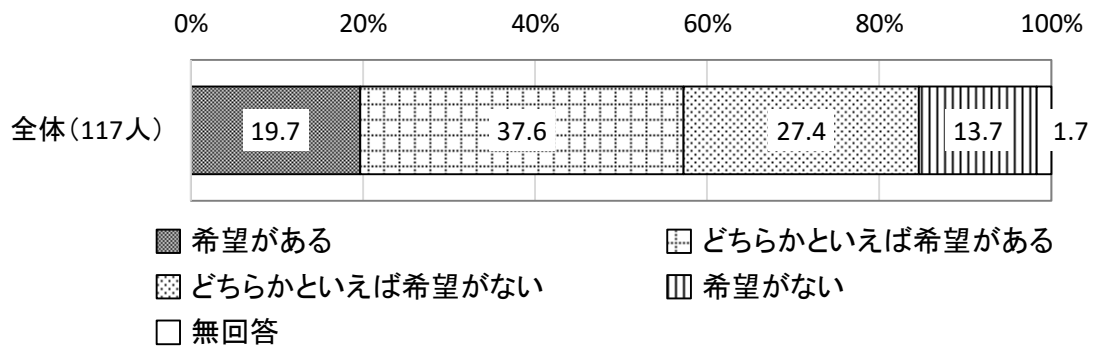


⑬ 自分の将来について

問23 あなたは、自分の将来について明るい希望を持っていますか。(1つに○)

自分の将来の希望についてみると、「どちらかといえば希望がある」が37.6%で最も多く、「希望がある」(19.7%)を合わせると57.3%が『希望があり』との回答になっています。

「どちらかといえば希望がない」(27.4%)と「希望がない」(13.7%)を合わせた『希望なし』は、41.0%となっています。

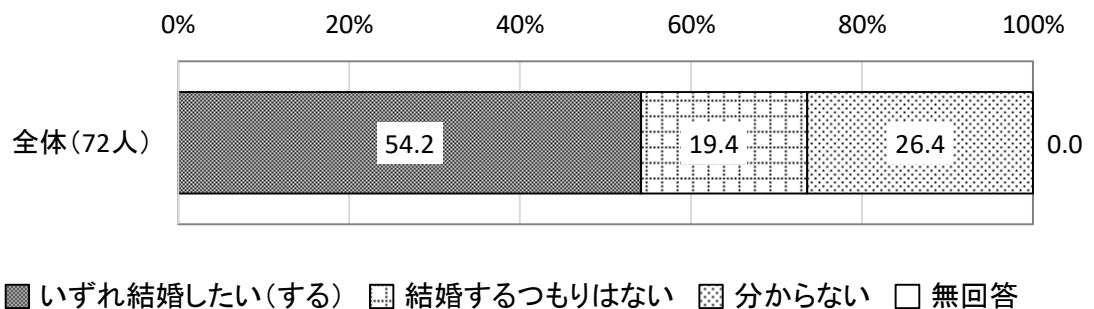


⑭ 結婚についての気持ち

【問3で「1. 未婚」を選んだ方にうかがいます。(P51. 参照)】

問26 結婚について、あなたのお気持ちに最も近いものをお答えください。(1つに○)

結婚についての気持ちについては、「いずれ結婚したい(する)」が54.2%で半数を超えています。「結婚するつもりはない」は19.4%、「分からない」は26.4%となっています。

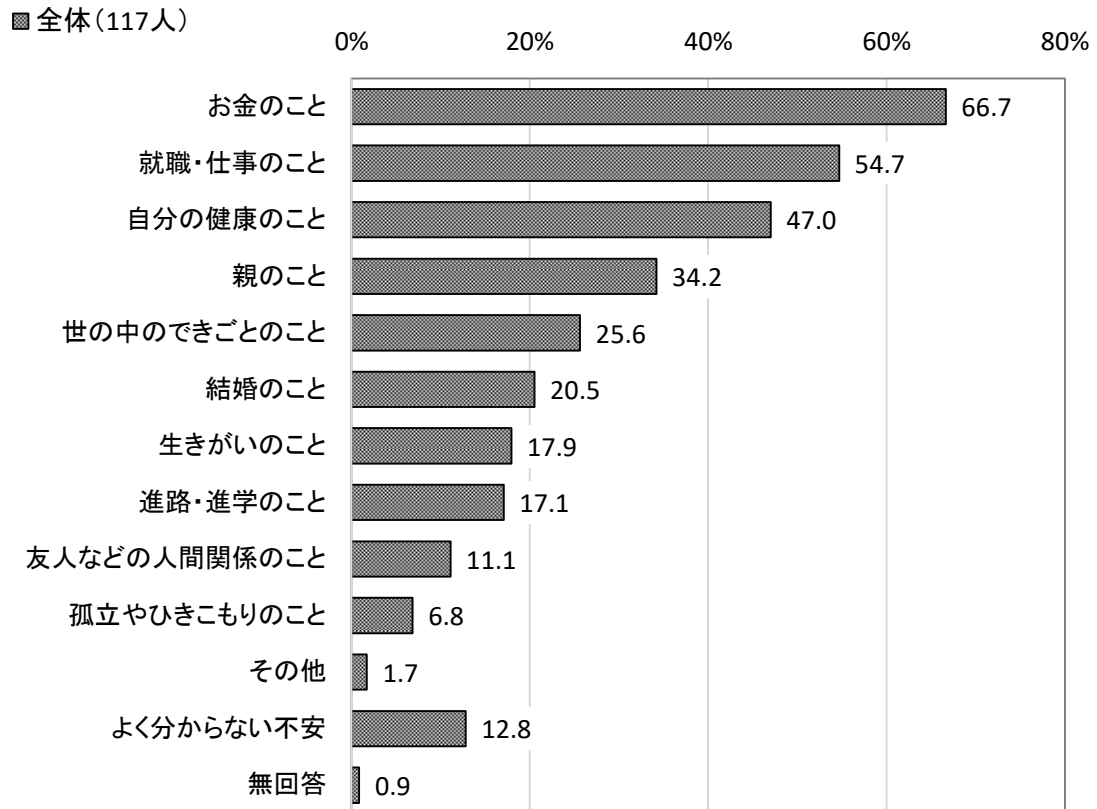


⑩ 将来への不安

問 25 将来に対して、特にどのようなことに不安を感じますか。(あてはまるもの全てに○)

将来への不安については、「お金のこと」が66.7%で最も多く、次いで「就職・仕事のこと」が54.7%と上位2項目は半数以上になっています。

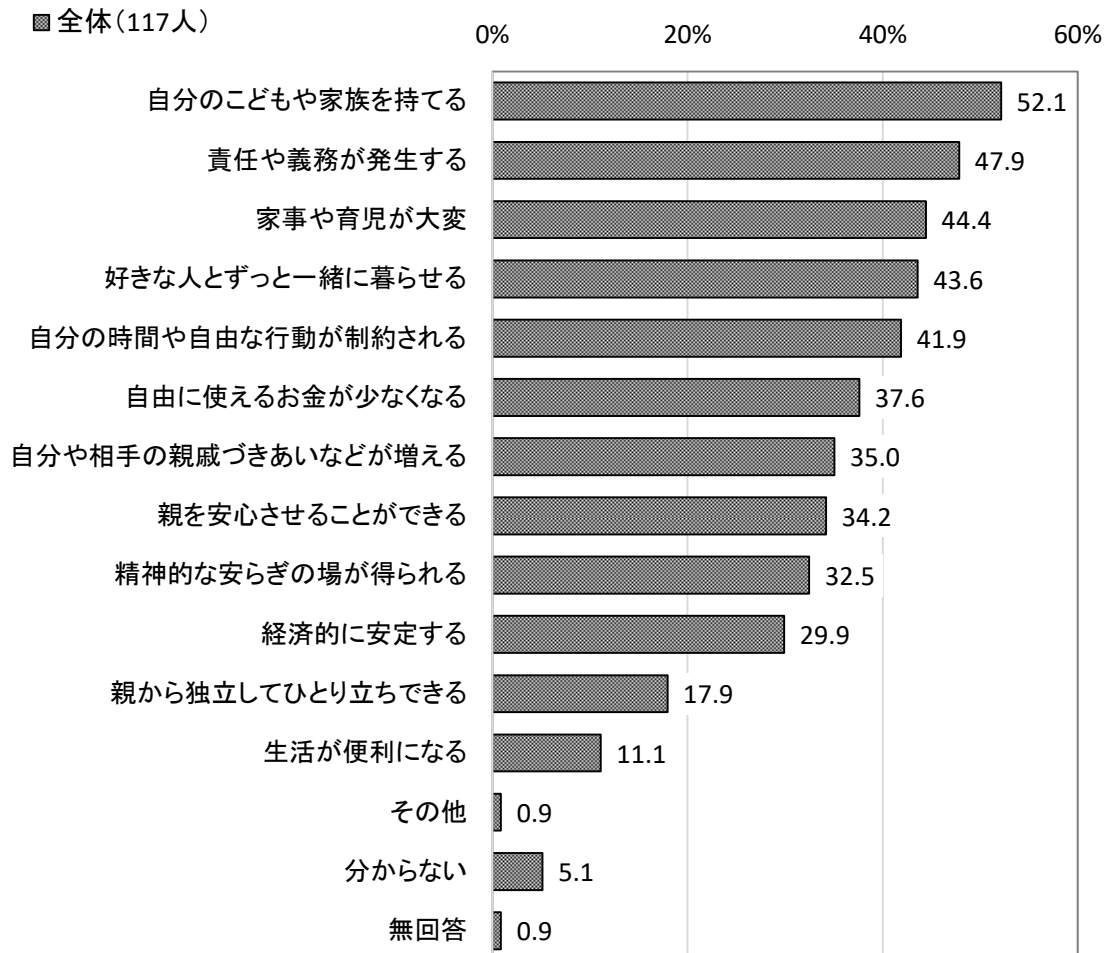
次いで、「自分の健康のこと」(47.0%)、「親のこと」(34.2%)と続いています。



⑰ 結婚についての考え

問 28 あなたは「結婚」をどのように考えますか。(あてはまるもの全てに○)

結婚についての考えをみると、「自分のこどもや家族を持てる」が52.1%で最も多く、次いで「責任や義務が発生する」が47.9%、「家事や育児が大変」が44.4%となっています。

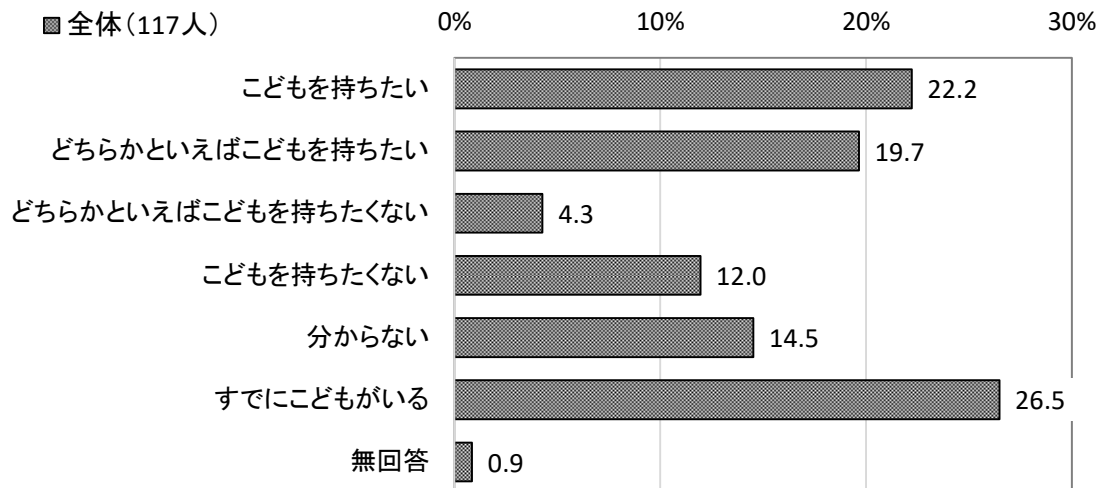


⑱ 子を持つ意向

問 29 あなたは将来、こどもを持ちたいと思いますか。(1つに○)

将来、こどもを持ちたいかについては、「すでにこどもがいる」が26.5%で最も多くなっていますが、それ以外では「こどもを持ちたい」が22.2%で最も多くなっています。「どちらかといえばこどもを持ちたい」を合わせると41.9%になっています。

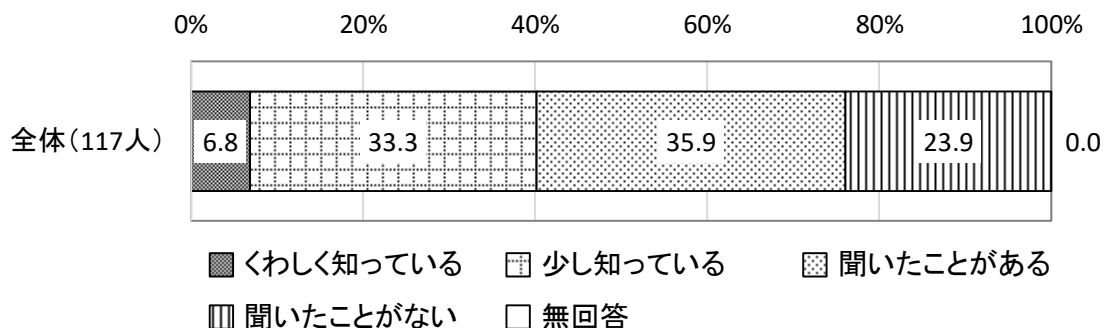
「どちらかといえばこどもを持ちたくない」(4.3%)と「こどもを持ちたくない」(12.0%)を合わせた割合は16.3%となっています。



⑲ 「こどもの権利」の認知度

問 33 全てのこどもには、生まれたときから「自分らしく生きる権利(人権)」があります。「こどもの権利」とは、安心して生活できること、自由に意見を言ったり活動したりできることなどが含まれます。あなたは、「こどもの権利」について知っていますか。(1つに○)

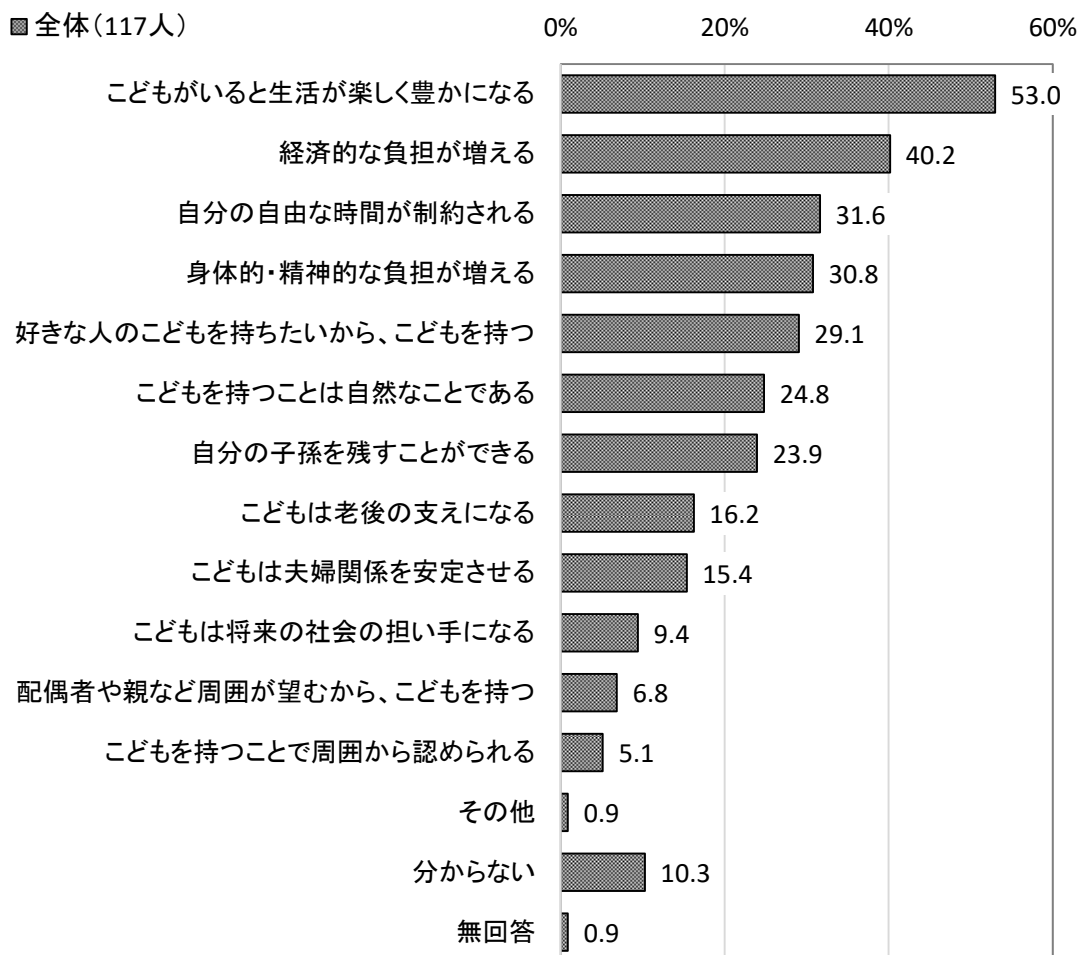
「こどもの権利」については、「くわしく知っている」が6.8%、「少し知っている」が33.3%で、両者を合わせると40.2%と4割が知っているとの回答になっています。



②0 こどもを持つことについての考え

問30 あなたは「こどもを持つこと」をどのように考えますか。(あてはまるものすべてに○)

こどもを持つことについての考えをみると、「こどもがいると生活が楽しく豊かになる」が53.0%と半数以上で最も多く、次いで「経済的な負担が増える」が40.2%、「自分の自由な時間が制約される」が31.6%となっています。

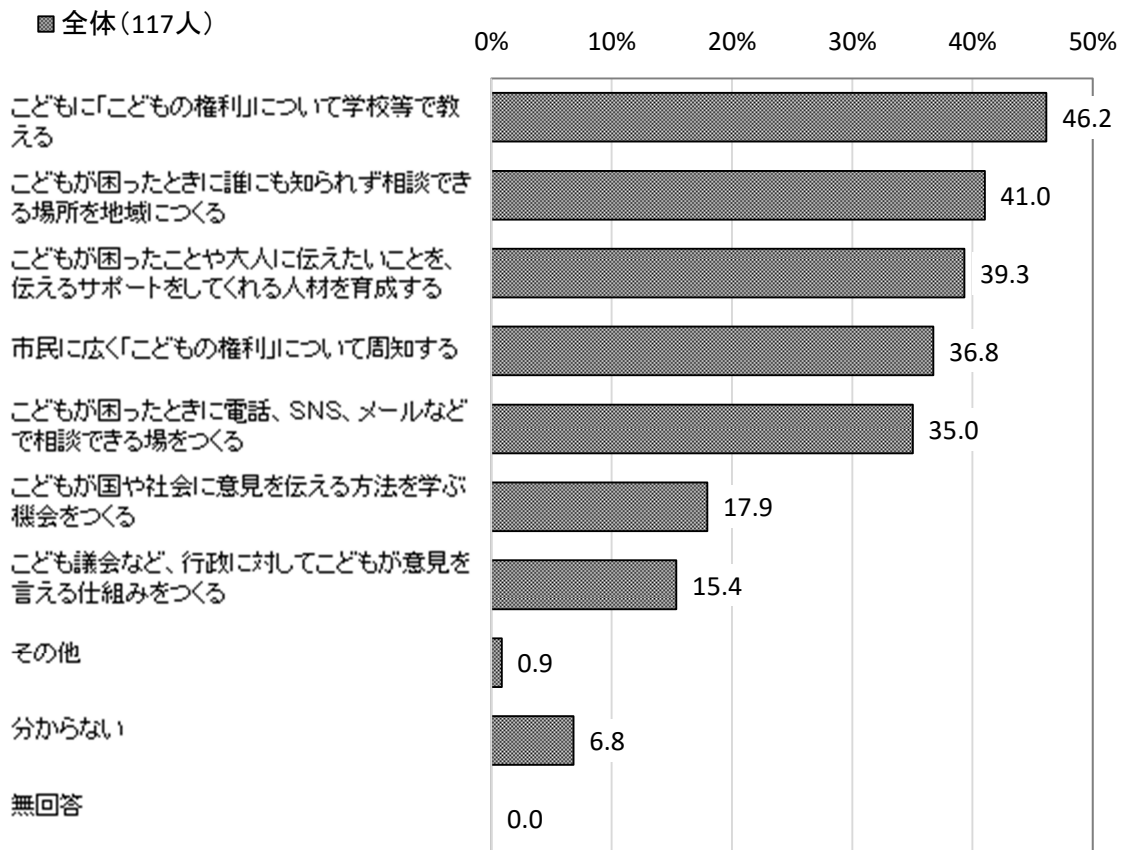


② 「こどもの権利」を守るためにあると良い仕組み

問 34 あなたは、「こどもの権利」を守るために、どのような仕組みがあると良いと思いますか。(〇は3つまで)

「こどもの権利」を守るためにあると良い仕組みについては、「こどもに『こどもの権利』について学校等で教える」が46.2%で最も多くなっています。

次いで、「こどもが困ったときに誰にも知られず相談できる場所を地域につくる」が41.0%、「こどもが困ったことや大人に伝えたいことを、伝えるサポートをしてくれる人材を育成する」が39.3%となっています。



(3) 調査結果からみる問題点と課題

■調査結果からみる問題点

① 経済的困窮とキャリアへの強い不安

1) 生活苦の存在

回答者の26.5%が現在の暮らし向きを「苦しい」「生活がやや苦しい」+「生活が大変苦しい」と感じています。

2) 現在の悩みや不安

半数近くが、現在の悩みや不安として「仕事や就職のこと」(55.6%)、次いで「お金のこと」(47.9%)を挙げており、生活基盤に関する不安が高いことが分かります。

3) 将来への強い経済不安

将来に対する不安として最も多く挙げられたのは「お金のこと」で66.7%、次いで「就職・仕事のこと」が54.7%と、半数以上が経済的安定やキャリア形成について懸念を抱いています。

4) 結婚に対する経済的な不安

結婚についての考え方として、「経済的に安定する」という項目について、未婚者(18.1%)は配偶者ありの層(48.8%)に比べて、経済的な安定に繋がらないと感じる割合が大幅に低くなっています。

② 精神的・社会的な孤立感と将来への希望の欠如

1) 孤独感を抱える層の存在

約半数(49.6%)が孤独感を抱えていることがうかがえます。

2) 自分の将来に希望を持たないと回答した人の割合

自分の将来について「どちらかといえば希望がない」「希望がない」と回答した方が、41.0%に上ります。

3) 孤立と不安を感じる割合

現在の不安や悩みをみると、孤独感が「ある」と回答した方は、全体に比べて「仕事や就職のこと」(74.1%)や「将来のこと」(58.6%)への不安を抱えている割合が高くなっています。

自分の将来に「希望がない」と回答した方は、現在の悩みとして「仕事や就職のこと」(68.8%)、「お金のこと」(60.4%)、「将来のこと」(60.4%)が6割を超えています。

4) 頼れる存在がいない状況

悩みや不安を感じた際に「誰にも相談したくない」と回答した人が17.1%おり、特に自分の将来に「希望がない」と回答した方は31.3%と高くなっています。また、困ったときに助けてくれる人が「そのような人はいない」と回答した人も5.1%存在します。

③ 家族のケア負担(ヤングケアラー)

1) 家族の世話をしている若者の存在

回答者の14.5%が、家族の中に世話をしている人が「いる」と回答しています。

2) 生活苦とケア負担の関連

暮らし向きが『苦しい』と感じている層では、25.8%が世話をしている家族が「いる」と回答しており、全体平均(14.5%)に比べ高くなっています。

3) 具体的な負担の内容

世話の内容として「家事」(64.7%)や「入浴やトイレの手助け」(41.2%)などが挙げられ、頻度は「ほぼ毎日」(88.2%)と高くなっています。世話の大変さとして最も多く挙げられたのは、「時間がなくて大変」(52.9%)でした。

■取り組むべき主な課題

① 経済的・キャリア形成支援の充実

・教育機会の確保

本市に必要な取組として最も要望が多かったのは、「お金の心配をすることなく学べる(進学・塾に行く)ように支援する」(67.5%)でした。これは、経済的な理由による教育機会の格差を解消することが課題であることを示しています。

・就職サポートの充実

「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる」(35.0%)、「技術や資格取得を支援する」(31.6%)が上位に挙げられており、若者の高いキャリア不安に対応する具体的かつ実践的な支援が求められています。

② 若者の居場所と心の健康支援

・居場所の提供

「自由に過ごせる場を増やす」が32.5%の回答者から必要とされており、自宅やインターネット空間以外での、安全で居心地の良い公共的な居場所の確保が課題です。

・孤立防止と相談体制の充実

孤独感の解消や、特に「誰にも相談したくない」と回答した方(17.1%)へのアプローチが必要です。

・ 将来の展望の支援

「希望がない」と回答した方(41.0%)の割合が高いことから、キャリア、結婚、子育て、幸福といった将来の具体的なイメージを描けるような支援策や、自信を持てる自己肯定感を育む機会の提供が重要となります。

③ 権利意識の普及と権利保護の仕組みの構築

・ 「こどもの権利」の認知度向上

「こどもの権利」を「くわしく知っている」「少し知っている」と回答したのは、40.2%にとどまっています。

・ 教育を通じた権利の浸透

権利を守るためにあると良い仕組みとして最も要望が多かったのは、「こどもに『こどもの権利』について学校等で教える」(46.2%)でした。

・ 相談体制の整備

「こどもが困ったときに誰にも知られず相談できる場所を地域につくる」(41.0%)、「こどもが困ったことや大人に伝えたいことを、伝えるサポートをしてくれる人材を育成する」(39.3%)といった、具体的な相談・サポート体制の整備が課題と認識されています。

④ 自由記述に見るその他の課題

自由記述においては、経済・子育て(物価高、仕事不足、習い事ができないなど)、遊び・居場所(遊び場不足、屋内施設、図書館など)、医療・相談(小児科、医療費、障がい発見、不妊支援など)に関する意見が寄せられており、多岐にわたる分野で生活環境の改善や支援の強化が求められています。

5 こども計画策定に係るワークショップの実施結果

1 実施概要

(1)実施の目的

令和8年度に開始となる「潟上市こども計画（仮称）」の策定にあたり、こども・若者の意見を反映させるため、アンケート及びワークショップを実施しました。

(2)実施内容等

潟上市がこども・若者にとって住みやすいまちになるようなテーマ等を設定し、複数の班（グループ）をつくりグループワーク・ディスカッションを行いました。

①日程:令和7年7月24日(木)

会 場:潟上市役所2階第1・2会議室

参加人数:13 人(高校生 10 人、大学生3人)

内 容:こども計画の策定やそれに係るワークショップを実施する目的等を説明し、ワークショップ当日、短時間で活発なグループワークとなるようテーマに関する事前アンケートを依頼し終了しました。（別添 アンケート結果）

②日程:令和7年8月18日(月)

会 場:潟上市役所2階第1・2会議室

参加人数:12 人(高校生9人、大学生3人)

内 容:事前アンケートに関連するテーマによるグループワーク

2 グループワークの記録等

■テーマ1 日常生活や居場所について

＜現状・課題＞ あなたが考える「居場所」や「日常生活」で思うことは？

- ・学習スペースがない
- ・リラックスできる場所がない
- ・交通が不便
- ・田舎にまでバスが来てほしい
- ・インターネットが充実している場所がほしい
- ・人ともっと交流できる場所がほしい
- ほか

＜理想・目標＞ 「居場所」として潟上市にあったらいいものは、どういった居場所？

- ・深夜でも利用可能な勉強スペース
- ・無料で勉強できる場所がほしいなあ
- ・学習スペースの確保（カフェ、無料で勉強できる、参考書や教えてくれる人あり）
- ・飲食できる場所
- ・家族や友達と団欒できる施設があればなあ
- ・バスの本数を増やす

＜解決策・アイデア＞ 自分が市長になったつもりで！

- ・個室でできる場所を増やす→（市長）お願いします
- ・フリーWi-Fi
- ・市民の意見を反映する（直接届ける方法）

＜新たな気づき＞ みんなでグループワークして改めて気づいたこと

- ・施設が少ないんだなあ
- ・ふべんだね
- ・探せばありそう
- ・家以外でリラックスできる場所が少ないのかな！

■テーマ2 将来のことについて

＜現状・課題＞ 潟上市の子育て環境は？

- ・習い事の数、スポーツが少ない
- ・自由な発想を育てる場がたくさん欲しい
- ・こどもを育てる経済的余裕があるか不安
- ・希望している保育園に入園させる
- ・親同士のかかわり、コミュニティが面倒に感じる
- ・こどもがやりたいことを自由にやれる環境があるかどうか
- ・勉強にくぐられた部分だけでなく、教養として身につけられるものを学ぶ場が増えてほしい
- ・これからを見据えてインターネット（SNS など）の使い方を学ぶ場が欲しい
- ほか

＜理想・目標＞ 自分が親になったらどんな子育てがしたいですか？

- ・課外活動など部活動や勉強以外のことも経験としてやらせたい
- ・親が決断しやすい場や費用を考えたスポーツや習い事の間が増えてほしい
- ・やりたいことを自由にできるようにしたい
- ・仲良く楽しく子育てしたい
- ・自由に暮らすことができる環境

《解決策・アイデア》 自分が市長になったつもりで！

- ・コミュニケーションがとりやすい地域の憩いの場をつくる(公共施設)
- ・保育園を増やす ・市が子育ての支援を積極的にする
- ・小学校や中学校を放課後や休日も利用して習い事をできるようにする(外部の会社に使ってもらう) ・クラブ活動など充実している習い事
- ・〇〇という所があります!!など情報が早く届くアプリケーションがあれば良い
- ・子育てについて相談したり、話したりできる場をつくる
- ・無くなったコンビニ(空き家)を利用してミニスーパーをつくる
- ・こどもが1人でも複数でも楽しく遊べる所があればよい
- ・ブロックや積み木など頭を使う遊びや外で体をたくさん動かせる場所をつくる

《新たな気づき》 みんなでグループワークして改めて気づいたこと

- ・保護者同士のコミュニケーションも必要かも

■テーマ3 市の取組について**《現状・課題》 潟上市の施策はどう思いますか？**

- ・市の財政確保(が必要) ・交通の便(不便) ・健康(に関する施策)
- ・修学支援(が少ない) ・少子化の根本的な解決 ほか

《理想・目標》 自分が市長だったらどんな施策が必要だと思いますか？

- ・高校生～大学生の人口増加、(卒業後も)定住率 UP へ
- ・子育てキャンペーン ・もっとマイタウンバス ・政令指定都市へ
- ・健康キャンペーン

《解決策・アイデア》 自分が市長になったつもりで！

- ・お金の教育 ・バスに広告を貼りまくる ・医療費援助
- ・奨学金返済補助 ・子育て支援やホテル増設 ・ふるさと納税 PR～財源確保

《新たな気づき》 みんなでグループワークして改めて気づいたこと

- ・そもそも市の取組が知りにくいので、周知に力を注ぐべき
- ・市と学校(高校・大学)の連携で、地域を支える人材を増やせるのでは

3 ファシリテーターからの総括

限られた時間の中で、各テーマそれぞれ活発な意見交換しながら、潟上市のことを真剣に思い、心の中にあった声を聞かせていただきました。高校生や大学生年代の皆さんからここまで充実した内容を聞かせていただいて、感謝いたします。

シートに貼られた思いや意見については、こども施策を重要視している本市においても大変参考になり、皆さんや皆さんの家族、友だち等の意見を行政に反映させるように努めていきたいと思います。

こども計画を策定した際には、改めて皆さんに見ていただき、感想等いただきたいと考えています。

4 参加者内訳

- ・テーマ1 高校生4人
- ・テーマ2 高校生4人
- ・テーマ3 高校生1人(WEB 参加)、大学生3人
- ・ファシリテーター役 子育て応援課こども未来班 鎌田

※グループワークの様子



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市は、近年の全国的な少子高齢化及び人口減少という社会情勢の中で、将来にわたり地域社会の活力を維持し、持続的な発展を実現することが課題となっています。

この危機的な状況を乗り越え、活力ある未来を創造するため、本計画は「こども・若者たちの意見が尊重され、健やかに自分らしく成長できる持続可能なまちづくり」を基本理念として掲げます。

この理念は、「こども基本法」の精神に基づき、全てのこどもの権利を尊重することを前提とし、こどもや若者が一人の主体として、日常生活や将来に関する意見、要望を表明し、それが施策に反映される環境を整備していくことも目指しています。

また、本理念の実現には、地域・家庭・学校・行政の連携による包括的な子育て環境の整備が不可欠です。妊娠・出産期から成人に至るまで切れ目のない支援を充実させ、地域全体でこども・若者と子育て家庭を支える体制を強化することにより、こども・若者たちの健やかな成長と本市の持続的な発展を実現します。

**こども・若者たちの意見が尊重され、
健やかに自分らしく成長できる持続可能なまちづくり**

2 計画推進の視点

基本理念の実現のため、計画を推進していく視点として、次の5つの視点を掲げて各施策に取り組めます。

(1)こども・若者は社会を構成する担い手

本市は、こども及び若者を、将来にわたり地域社会の活力と持続的な発展を担う主体的な存在として位置づけます。「子ども・若者の意識や生活に関するアンケート調査」において、回答者の約8割が「社会のために役立つことをしたい」という意向を示していることを踏まえ、こどもたちが自らの能力を最大限に発揮し、地域の一員としての役割を認識できるような環境整備を推進します。これにより、こどもたちの健やかな成長を確保するとともに、本市の未来を創造する力を育みます。

(2)ライフステージに応じた切れ目ない支援

子育てを取り巻く課題の複雑化と、急速な少子化の進行に対応するため、妊娠・出産期から成人に至るまでの切れ目のない支援体制を確立します。

また、こどもの年齢層別に懸念される課題、例えば、未就学児では病気や発育・発達に関する悩みが多く、高校生等では学費や交通費などのお金に関する心配が半数以上を占めるなど、ライフステージによって変化するニーズに沿った包括的な支援を推進します。

(3)当事者の意見に寄り添った取組

「全てのこどもの権利を尊重し、誰一人取り残さない社会の実現」を基本的考えとし、こどもや若者が一人の主体として、日常生活や将来に関する意見、要望を表明できる機会を確保します。計画策定にあたっては、高校生や大学生を含む若者の意見を聴取するワークショップを実施しました。そこでは、市民の意見を施策に直接反映する仕組みや、自由に過ごせる居場所の提供など、具体的な要望が確認されています。これらの声に基づき、意見表明を反映する仕組みを充実させるとともに、保護者の9割以上がこどもの要望を聞き入れようと意識している現状と連携し、計画の実施と評価に当事者の視点を反映させるよう努めます。

(4)渦上で安心して生活できる生活基盤の確立

子育て世帯が抱える経済的な不安の解消を最重要課題と位置づけます。若者(15～39歳)の66.7%が「お金のこと」を将来の不安として挙げ、保護者の約半数が「子育てにかかる出費がかさむこと」を悩みとしています。特に貧困な状況にある世帯では、税金や生活費の支払いに困った経験が7割以上に達しています。このため、若者がお金の心配をすることなく学べるよう支援すること(「子ども・若者の意識や生活に関するアンケート調査」で67.5%が最も必要と回答)を優先し、学校関連費用の軽減や奨学金制度の周知などの具体的な支援を強化することで、本市での安心した生活基盤を確立します。

(5)社会全体で応援

こどもと子育て家庭を地域全体で支える体制を強化し、複雑化する課題(孤立感や経済的不安など)に対応します。計画の推進にあたっては、地域・家庭・学校・行政の連携による包括的な子育て環境の整備を重点課題とします。具体的には、保護者から要望が高い通園・通学時の安全確保や、地域住民によるこどもへの気軽な挨拶・声かけといった、社会全体での積極的な関わりを促進します。さらに、保護者が家にいない際のこどもを預かる場やサービスの提供など、多様な働き方に対応し、家庭の負担を軽減する支援を充実させることで、地域社会全体でこどもを応援する意識を醸成します。

3 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向け、5つの視点を踏まえながら、基本となる4つの目標を掲げ、こども計画を推進していきます。

I こども・若者が健やかに成長できる環境整備

全てのこどもの権利を尊重し、こども・若者が地域社会の担い手として自己を肯定し、心身ともに健やかに成長できる基盤を確立します。特に、こどもたちが自由に意見を表明できる機会の確保と、家庭や学校に代わる安全かつ多様な「居場所」の提供を重点的に推進します。

「子ども・若者の意識や生活に関するアンケート調査」では、回答者の多くが自宅以外でリラックスできる場所が少ないと感じており、深夜でも利用可能な勉強スペースや、無料で利用できる学習空間を求めています。

また、こども・若者の意見聴取の場では、市民の意見を施策に反映する仕組みの整備が要望されています。本市では、児童館の総来館者数が増加傾向にあることから、既存施設を核とした居場所づくりを強化しつつ、こどもの主体的な活動を可能にする環境整備を進めます。

II 未来を切りひらくこども・若者への支援

本市の持続的な発展の実現に向け、次代を担う若者が将来に明るい希望を持ち、経済的に自立し、地域に定着できるような、進学・就労・経済面における強力な支援を展開します。

若者(15～39歳)の41.0%が将来に希望がないと回答しており、その不安の主な原因は「お金のこと」(66.7%)と「就職・仕事のこと」(54.7%)となっています。特に、進路・就職に関する支援として、若者の67.5%が「お金の心配をすることなく学べるように支援する」ことを最も必要としています。そのため、就職に向けた相談・サポート体制の充実、技術や資格取得支援等を図り、若者の定住率向上と社会への積極的な参画を促します。

III 困難を有するこども・若者への支援

経済的な困難を抱える世帯、ひとり親家庭、不登校、ヤングケアラーなど、生活基盤や育成環境に困難を抱えるこども・若者に対し、早期発見、アウトリーチ型の支援を充実させ、貧困の連鎖を断ち切るための包括的かつ継続的なサポート体制を構築します。

「子どもの生活状況アンケート調査」では、「貧困な状況にある」又は「貧困に近い状況にある」とする世帯が16.5%あり、そのうちの9割弱がこどもへの貧困の連鎖を心配しています。また、過去1年間に税金や生活費、学校費用の支払いに困窮した経験が7割前後に上っています。そして、ひとり親家庭(特に母子世帯)では、収入が300万円

未満の割合が高く、経済的な厳しさが際立っています。さらに、貧困な状況と感じている世帯ではこどもの進学に対する期待が全体に比べて低く、相談相手がいない割合も高い状況です。そのため、就学援助等の制度を必要に応じて活用し、必要な文具や教材の購入支援を含む経済的なサポートを強化します。

IV 子育て当事者を社会全体で支える体制の充実

保護者が孤立することなく、多様な働き方や生活様式に合わせて安心して子育てができるよう、地域、学校、行政の連携を強化します。子育て世帯の経済的・精神的負担を軽減し、子育ての喜びを実感できる社会環境を整備します。

子育て中の保護者の87.4%が子育ての悩みや不安を抱えています。経済的な不安や発達・教育に関する悩みなどが挙げられていますが、地域への期待として、通園・通学時の安全確保(61.2%が期待)や、こどもへの気軽な声かけを促すなどが挙げられており、地域ぐるみで子育てを応援する体制の強化を図ります。

4 施策の体系

基本目標Ⅰ こども・若者が健やかに成長できる環境整備

		【成長段階区分】
基本 本 施 策	1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 2 多様な遊びや体験、活動できる機会づくり 3 こども・若者を非行・事件等から守り、安全を確保するための取組	ライフステージを 通して
	4 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保	こどもの誕生前 から幼児期まで
	6 心身の健康づくりの推進 7 個性と創造力を育む教育の推進 8 こどもの視点に立った居場所づくり	学童期・思春期

基本目標Ⅱ 未来を切りひらくこども・若者への支援

基本 本 施 策	1 ふるさとへの愛着の醸成と国際的視野の育成 2 社会への旅立ちの支援	学童期・思春期
	3 ライフデザインの形成と実現への支援	青年期

基本目標Ⅲ 困難を有するこども・若者への支援

基本 本 施 策	1 支援を必要とするこどもや家庭へのサポート 2 障がい児・医療的ケア児等への支援	ライフステージを 通して
	3 いじめ防止と不登校のこどもへの支援	学童期・思春期
	4 社会的自立に困難を有する若者への支援	青年期

基本目標Ⅳ 子育て当事者を社会全体で支える体制の充実

基本 本 施 策	1 地域におけるこども・子育て支援の充実等 2 安心して子育てできる経済的支援の充実 3 共育での推進	

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ こども・若者が健やかに成長できる環境整備

1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

こども基本法が施行され、こどもや若者も大人と同じように権利の主体であることについて、より深く理解することが求められています。「こども・若者の権利」については、こども・若者だけでなく、社会全体で認識を共有することによって、権利を持った主体として尊重され、こども・若者の成長を守ることができます。

また、人種や性別、年齢、障がいの有無などに関係なく、全てのこどもや若者が安心して暮らし、元気に成長できる社会にしていくことが大切です。そのためには、差別をなくし、一人一人が「人はみんな尊重される存在だ」という考えを持ち、多様な文化や価値観を認め合う気持ちが社会に広がる必要があります。このため、市民が互いの違いを尊重し合えるような取組を進めていきます。

1 こどもまんなかの趣旨に関する普及啓発等

[子育て応援課]

事業概要	国が掲げる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、全てのこどもや若者が幸せに暮らせるよう社会全体で支えていくため、こども基本法の趣旨やこども施策等の情報発信や普及啓発を図る必要があります。
取組の方向	広く市民に対し、こども基本法・こども施策に係る情報等を市ホームページや SNS 等による情報発信や普及啓発に努めていきます。

2 権利に関する理解促進・人権教育の推進

[教育総務課]

事業概要	児童生徒一人一人がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるよう人権意識を健全に育んでいく取組を進めます。
取組の方向	人権擁護委員等の専門機関との連携を密にし、啓発を図ります。

3 差別や多様性に関する意識醸成

[企画政策課]

事業概要	性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現のため、教育や広報活動等を通じ、多様性への理解や互いの人権を尊重する意識の醸成を図ります。 また、幼児教育及び学校教育において、男女共同参画の視点に立った保育・教育を行い、互いを尊重し協働する姿勢や自立意識の醸成を目指すよう働きかけます。
取組の方向	男女共同参画の視点に立った幼児教育・保育及び学校教育の推進に加え、男女共同参画に関する教育・学習の充実を図ります。

2 多様な遊びや体験、活動できる機会づくり

遊びや体験活動は、こどもや若者が健やかに成長していくための大切な土台です。遊びや体験を通じて、創造力や好奇心が育ち、心が豊かになり、体の健康にもつながります。そして、そのことが将来の幸せにも結びついていきます。そのため、年齢や成長に合わせて、自然の中での体験、ボランティア、文化や芸術にふれる活動など、様々な体験の場を広げていきます。

また、外遊びを含む多様な遊びの機会をしっかりと確保できるように取り組みます。

1 グリーンランドまつり「こども遊びの広場」開設 [文化スポーツ課]	
事業概要	こどもたちが遊びを通じて交流を図り、一人一人の個性を伸ばしながら生きる力を育むために天王グリーンランドまつりの一環として実施します。
取組の方向	今後も、事業内容を工夫し、関係団体と連携しながら、こどもが気軽に体験できる「こども遊びの広場」を継続実施します。

2 ボランティア団体への支援 [子育て応援課]	
事業概要	子育てに関するボランティア活動をしている団体、個人の活動を支援します。潟上市愛育会が実施する子育て支援に関する事業の活動を支援しています。
取組の方向	ボランティアへ協力してくれる方々の固定化が課題となっているため、ボランティア活動に対する啓発に取り組みます。 子育て世代に向けて、ボランティア団体が実施している子育て支援事業等を周知し、相互の交流を図ります。

3 こども体験・親子ふれあい体験の充実 [文化スポーツ課]	
事業概要	夏期休業期間に小学生及び保護者による体験活動として、年数回の創作活動を通じて、ふれあいを深める活動を行います。 また、映画上映会を開催するなど、親子のふれあいを楽しむ場となっています。
取組の方向	経験豊富で専門的な指導者を招き、質の高い体験を提供することで、学びや親子のきずなを深めるとともに参加者の満足度を高め、事業の充実を図ります。 また、今後も事業内容を工夫し、こどもが気軽に体験できる場、親子でふれあえる場を継続的に提供します。

4 芸術文化に触れる機会の充実 [文化スポーツ課]	
事業概要	芸術文化にふれあい、感動や生きる喜びを得ることが社会全体の活性化にもつながるため、幅広い分野の芸術文化を鑑賞する機会や、こどもから成人まで多くの市民が事業に参画する機会を提供します。
取組の方向	地域で活動している各種団体との連携や民間事業者との共催等、様々な機会を活用し、こどもから成人まで多くの市民が気軽に芸術文化に親しむ機会を提供します。

3 こども・若者を非行・事件等から守り、安全を確保するための取組

全てのこどもと若者が、非行や事件、様々な危険から守られ、地域で安心して成長できる環境づくりを進めます。関係機関や地域住民との連携を一層強化し、防犯・交通安全対策を推進するとともに、誰もが安心して移動できる安全なまちづくりを進めます。

さらに、こどもが自ら命を絶つようなことのない社会を実現するために「自殺予防の推進」を図るほか、インターネット空間でのリスク軽減のためにインターネット利用についての危険性等の情報提供を進めます。

1 「子ども 110 番の家」等緊急避難場所の設置促進

〔教育総務課〕

事業概要	「子ども 110 番の家」は、児童生徒が登下校や遊んでいるとき、不審者と遭遇したときに助けを求めて、逃げ込む場所として地域内の協力者にお願いをしています。 「子ども 110 番の家」は大事に至る前にその児童生徒を保護するとともに、警察や学校及び保護者等に緊急連絡を行うことになっており、その存在によって犯罪への抑止力となることを期待して設置するものです。 「子ども 110 番(子ども緊急避難所)」シールを作成し、登録・協力していただいている家庭へ更新分を配付するとともに、自治会長等の協力の下、新規の登録者に配付するなど、啓発活動を行います。 学区内の「子ども 110 番の家」については、児童生徒及び保護者に周知を行います。
取組の方向	今後も「子ども 110 番の家」の更なる周知活動を行い、各学校から、ボランティア実施状況について広報等を通じた情報発信を継続し、組織拡充と抑止力・啓発につながるように努めます。

2 自殺予防の推進

〔健康長寿課〕〔子育て応援課〕

事業概要	自殺対策を総合的に推進するため、地域の様々な関係機関の連携を図り、市民が相談機関や正しい知識の理解を深めるよう積極的に普及啓発活動を行っていきます。 また、児童生徒が悩みや問題を抱え、生きることにつらい気持ちを抱いてしまうような危機的な状況に陥ったときに、誰にどうやって助けを求めればいいのかを具体的かつ実践的に学ぶSOSの出し方教育講座を実施します。
取組の方向	引き続き教育委員会等と連携を図り、継続して実施します。

3 小・中学校におけるインターネットの健全利用の促進

〔教育総務課〕

事業概要	学校において発達段階に応じた情報通信技術の活用指導及び情報モラル教育を実施するとともに、適切な生活習慣の定着化に向けた家庭における取組等を支援していきます。
取組の方向	市内の就学前施設、小・中学校で一斉に「メディアコントロールチャレンジ」に取り組むことで電子メディアとのかかわり方を見直し、各家庭と協力しながら健康な生活習慣、情報モラルを身に付けられるように努めます。

4 防犯灯の整備促進 [地域づくり課]	
事業概要	防犯上の見地から、夜間の歩行者や自転車の安全を図るため、地域からの要望に基づき防犯灯を設置します。防犯灯の維持管理費(修繕料・電気料)は市で負担します。また、自治会等で実施する防犯灯の設置については、設置費の半額を市で助成します。
取組の方向	地域要望を取り入れながら整備を進めます。また、老朽化した灯具はLEDタイプに交換するとともに、消灯した灯具は早期に修繕を行うなど、維持管理に努めます。

5 交通安全・防犯・防災教育の充実 [教育総務課]	
事業概要	交通安全・防犯・防災についての知識を深め、安全に配慮し、自分の命を自分で守ることができるように、関係機関や地域住民の協力の下、交通安全指導、安全教育、避難訓練、防犯教室等を行います。 警察や防犯団体の協力を得て、幼稚園、保育園での交通安全教室、小・中学校での交通安全教室、防犯教室や安全マップづくりを行います。また、登下校中の児童生徒が犯罪に巻き込まれないように携帯用の防犯ブザーの携行を奨励します。 各小学校区では、スクールガードボランティアを募り、登下校の見守り活動を行います。日常的な防災に関する指導のほかに、年に複数回、様々な災害を想定し、各関係機関や地域と連携した避難訓練を実施します。
取組の方向	今後も保護者や地域住民、警察署や交通指導隊の協力を得ながら、実践的な交通安全教室や防犯教室、避難訓練を実施していきます。 また、各校でスクールガードボランティアとの連絡会や児童と関わる機会を持つようにし、活動を充実させていきます。

4 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

少子化や核家族化の進行により、こどもや若者が人と関わる機会が減少し、対人関係の力が弱まる傾向がみられます。身近に相談相手がいないなど、妊娠・出産・子育てに関する情報に接する機会が減少しており、こどもを持つことに不安を抱えるこどもや若者が増えています。

妊娠・出産・子育てへの不安を軽減させ、心身の変化が著しい妊娠・出産期に、健康な生活を送ることができるように、また、安心して妊娠・出産し、ゆとりをもって子育てできるように、継続した支援の充実を図ります。

1 特定不妊・先進医療等不妊治療費助成事業 [子育て応援課]	
事業概要	県の特定不妊治療助成事業又は県の先進医療等不妊治療費助成事業を受けた方で、県の助成額を超えた費用について全額助成します。
取組の方向	不妊治療を受けている夫婦の経済的・精神的負担を軽減するため、今後も、県の施策に従って継続して実施します。

2 一般不妊治療費助成事業		[子育て応援課]
事業概要	一般不妊治療に要した自己負担分に対して、治療開始日の属する月の初日から12か月間に要した一般不妊治療に係る費用を通算5年間まで全額を助成します。	
取組の方向	不妊治療を受けている夫婦の経済的・精神的負担を軽減するため、今後も継続して事業を実施します。	

3 不育症治療費助成事業		[子育て応援課]
事業概要	県の不育治療助成事業を受けた方で、県の助成額を超えた費用について年間30万円を限度に助成します。	
取組の方向	不育治療を受けている夫婦の経済的・精神的負担を軽減するため、今後も継続して事業を実施します。	

4 母子健康手帳の交付		[子育て応援課]
事業概要	一貫した母子の健康管理を図ることを目的として、妊娠届をした者に対して母子健康手帳を交付します。	
取組の方向	今後も国の施策に従って継続して実施します。	

5 父子健康手帳の配付		[子育て応援課]
事業概要	父親が妊産婦の体の状態を知ることや、育児に積極的に関わることができるよう「父子健康手帳」を配付します。	
取組の方向	妊娠届出時に配付し、父親の家事・育児参加に対する意識の向上に努めます。	

6 妊婦歯科健康診査事業		[子育て応援課]
事業概要	妊娠期の歯周疾患の早期発見と予防により妊婦の健康の維持増進に努めるとともに、歯科の健康に対する意識を高めるために妊婦歯科健康診査を実施します。(委託医療機関で実施) 妊婦歯科健康診査受診票を発行し、全額助成します。	
取組の方向	妊娠届出時や母子手帳アプリ、教室等、様々な機会に健診の必要性や受診方法等の周知を徹底し、受診率の向上に努めます。	

7 低所得妊婦の初回産科受診料支援事業		[子育て応援課]
事業概要	低所得世帯妊婦に対して、経済的負担の軽減を図るため初回の産科受診に係る費用の自己負担額分を、1万円を上限に助成します。	
取組の方向	妊婦が経済的負担なく安心して受診できるよう今後も継続して実施します。	

8 産前産後サポート事業 [子育て応援課]	
事業概要	妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、知識の普及や傾聴による相談支援、仲間づくりを目的とした支援を行います。 本市では、「デイサービス型」を実施しています。
取組の方向	孤立感の解消と育児不安の軽減を図るため、継続して実施します。

9 妊産婦健康診査受診票及び母乳育児相談補助券の交付 [子育て応援課]	
事業概要	産後の母子が心身ともに健やかに過ごすことができるよう、産婦健康診査受診票及び母乳育児相談補助券を交付し、費用の一部助成を行っています。健康診査等は委託医療機関にて実施しています。
取組の方向	受診票等の活用ができるよう周知に努めます。

10 助産施設への措置 [子育て応援課]	
事業概要	経済的理由により入院助産を受けることが困難な妊産婦に対して、助産施設への入所措置を行い、安心して出産していただけるよう助産費を負担しています。
取組の方向	経済的に困難な状況にある方が安心して出産できるよう、今後も継続して実施します。

11 乳幼児健康診査 [子育て応援課]	
事業概要	1か月児、4か月児、7か月児10か月児、1歳半児、2歳半児、3歳半児を対象に、健康診査及び歯科健康診査を実施しています。 医師、歯科医師等を含めて発達・発育の確認と生活習慣・状況を把握した上で一人一人の状況に対応した保健指導を実施しています。また必要と思われる乳幼児及び保護者には、継続した支援をしています。
取組の方向	保護者の育児相談に応じ、不安の軽減を図るとともに、経過観察を要する乳幼児等に対し必要に応じて受診や療育につなげます。

12 乳幼児及び保護者に対する家庭訪問(新生児・未熟児含)・面接及び電話による育児相談 [子育て応援課]	
事業概要	支援の必要な保護者に対し、随時家庭訪問や面接及び電話等による育児相談を実施します。
取組の方向	保護者の育児相談に応じ、不安の軽減を図るとともに、経過観察を要する乳幼児等に対し必要に応じて受診や療育につなげます。

13 潟上市こども家庭センター(かたるん)の運営		[子育て応援課]
事業概要	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機関で、令和7年4月1日から開設しています。 保健師・助産師・子ども家庭支援員・家庭児童相談員等の専門職が所属しており、妊娠や出産、子育て家庭の困りごとに寄り添い、相談に応じます。	
取組の方向	電話やオンライン相談、来庁、家庭訪問等において、相談内容に応じた支援を行います。	

14 利用者支援事業(こども家庭センター型)		[子育て応援課]
事業概要	全ての妊産婦、子育て家庭、こどもを対象に一体的な相談支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、切れ目ない支援を行います。	
取組の方向	対象者の個々の状況に合わせサポートプランを作成し、関係機関と連携して、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援を行っています。 これまでも連携していた公立園及び地域子育て支援センターを地域子育て相談機関として位置づけ、連携の強化を図ります。	

15 産後ケア事業		[子育て応援課]
事業概要	出産後1年以内の産婦及び乳児に対して、助産師等がいる施設において、心身のケアや育児のサポート等を行います。 デイサービス型・宿泊型を実施します。	
取組の方向	産婦が安心して子育てできるよう今後も継続して実施します。	

16 5歳児相談事業		[子育て応援課]
事業概要	3歳児健診から就学前までの期間の集団生活を通じて見つかる発達の問題や行動面・社会性の課題について、早期支援と保護者の不安の軽減を図るため実施します。	
取組の方向	発達・行動・社会的な問題の早期発見と早期支援のために、個別検査等や保護者面談を通じて状況を整理し、支援が必要な場合には、関係機関と連携し支援します。	

5 誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

市では、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」の3つを柱とする子ども・子育て支援制度を推進するため、地域住民の支援利用状況や希望を把握し、地域における教育・保育提供体制の確保にも留意しながら、こどもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い幼児教育や保育を計画的に進めます。

1 教育・保育施設の整備 [子育て応援課]	
事業概要	認定こども園・保育所等の施設を計画的に整備します。
取組の方向	本市では、保育所1園、認定こども園4園の計5施設を管理運営していますが、建物の老朽化に伴う突発的な修繕も増加しています。 保育環境の向上を図るため、公立園の統廃合や民間施設の運営支援等、総合的に判断しながら計画的に施設整備に取り組みます。
2 保育所 [子育て応援課]	
事業概要	市内には、公立保育所1園と私立保育所1園があり、保育が必要な児童の保育を行っています。
取組の方向	子ども・子育て支援法の施行により、様々な事業主体が参入するための法的環境整備が図られており、本市においても、民間事業者の参入が期待されます。 また、近年では保育の提供に必要な保育士数の不足により、待機児童の課題が生じていることから、この解決に向けて、施設の適正配置の検討や保育士の確保に努めます。
3 認定こども園 [子育て応援課]	
事業概要	認定こども園は、幼稚園と保育所の2つの機能を備え、幼児教育と保育を一体的に提供する施設です。保護者が働いている、いないに関わらず通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。 本市においては、公立こども園4園、私立こども園1園が認定を受けています。
取組の方向	保育士数の不足や、人口増加地区と減少地区がある中で、持続可能な保育サービスの提供のため、施設の適正配置に取り組みます。
4 小規模保育事業 [子育て応援課]	
事業概要	小規模保育事業は、定員規模6人以上19人以下で、家庭的保育に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施するものです。
取組の方向	子ども・子育て支援新制度の施行により、新たに創設された事業であるため、今後の新規事業者の参入が期待されます。参入にあたっての必要な情報の提供や、連携施設確保のための協力など、事業者が参入しやすいように環境づくりを進めます。

5 事業所内保育事業		[子育て応援課]
事業概要	事業所内保育事業は、定員規模6人以上19人以下で、従業員のこどもの預かりを主な目的とした事業です。	
取組の方向	小規模保育事業と同様に、今後の新規事業者の参入が期待されます。参入にあたっての必要な情報の提供や、連携施設確保のための協力など、事業者が参入しやすいように環境づくりを進めます。	

6 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)		[子育て応援課]
事業概要	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園制度です。	
取組の方向	地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。また、認定こども園等における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。	

7 臨床心理士による発達相談会		[子育て応援課]
事業概要	乳幼児とその保護者を対象に、こどもの発達や関わり方等の悩みを抱える保護者が臨床心理士等へ相談する機会をつくり、早期療育及び不安の軽減を図るために、発達相談や個々の特徴に合わせた関わり方の助言及び指導を実施します。	
取組の方向	定期的な相談日を設け、保護者が相談できる機会を提供します。継続的な支援が必要な場合には、関係機関と連携し支援します。	

8 保育所等の地域の子育て家庭への支援と地域との連携		[子育て応援課]
事業概要	地域の子育て家庭への支援として、園開放や子育て情報を提供し、地域と連携するための取組をしています。	
取組の方向	各園独自の園開放の実施や子育て支援センターでの情報提供を行い、地域での子育てを支援します。また、ボランティアや学生の保育体験の受入れを行い、地域との連携を図ります。 民生児童委員や要保護児童対策地域協議会、他専門機関との情報交換を行い、地域における支援体制の充実に努めます。	

9 保育所及び認定こども園苦情解決事業		[子育て応援課]
事業概要	保育所及び認定こども園の苦情解決のため、外部委員による第三者委員会を設けており、保育所及び認定こども園ごとに、外部委員を委嘱し必要に応じて第三者委員会を開催します。	
取組の方向	苦情の解決に向けた検討内容や解決に至るまでの経過を記録し、職員会議などで共通理解を図り、保育実践に役立てるようにします。 保育所等の説明責任や評価とともに、保育の内容を継続的に見直し、改善し、保育の質の向上を図ります。	

6 心身の健康づくりの推進

産後は、こどもの成長を見守るだけでなく、こどもを育てる親もこどもと一緒に成長していきます。こどもと過ごす日々を充実したものとするためには、親とこどもが心身ともに健康であることが重要です。そのため、こどもの成長に寄り添った心身の健康推進を図り、不安や悩みを軽減し、充実した子育てとなる支援を行います。

また、食育の推進として、学校などでの食育活動を通じて、正しい食習慣を身につけることや食に関する知識を習得する取組を進めていきます。

1 ジュニアスポーツ事業 [文化スポーツ課]	
事業概要	スポーツを通じてこどもの体力増進と、運動習慣の定着を図り、こどもの健全な育成に寄与するため、ジュニアスポーツ事業を行います。 本市全域の小学生を対象に、誰でも楽しめるスポーツを通じて児童の交流を深めます。
取組の方向	本市全域の小学生を対象としていますが、スポーツ少年団を中心とした参加状況となっているため、こどもたちが気軽に参加できるような安全に楽しめる競技種目を検討し、より多くのこどもの参加に向け周知・啓発に努めます。
2 スポーツ少年団運営・育成事業 [文化スポーツ課]	
事業概要	スポーツを通じてこどもの健全な成長と体力向上を図るため、スポーツ少年団の育成・指導に努めます。
取組の方向	潟上市スポーツ少年団は、少子化が進むなどの社会変化により年々団員数が減少傾向にあり、活動を中止する団体も出てきています。 また、冬期間においては、各単位団の活動場所の調整が難しくなっています。今後は、スポーツ少年団本部及び各指導者が連携し、指導方法や入団しやすい環境づくりに努め、団員の確保・増加を図ります。
3 食育推進事業 [教育総務課] [子育て応援課]	
事業概要	年間計画を作成し、特別活動、保健体育科、生活科、家庭科など、あらゆる教科で栄養教諭を活用して食に関する指導を行っています。ふるさと教育の趣旨を生かし、創意ある教育課程の中で食育をテーマにし、発達段階に応じた学習計画作成の支援・援助や、学習支援のための情報提供を行っています。
取組の方向	学校などにおける食育活動を通じて、正しい食習慣を身に付けることや食に関する知識を習得することができ、こどもの健康維持・増進、健康管理につなげることができているため、今後も引き続き取り組んでいきます。

4 予防接種の実施 [健康長寿課]	
事業概要	予防接種法に基づき、集団感染による流行拡大防止や、重症化予防のため予防接種を実施します。
取組の方向	予防接種法の改正などで、接種の時期や回数が複雑化しており、分かりにくいと感じている方も多いため、今後も国の施策に従って、個別通知や広報等で対象者への周知、未接種者への勧奨を継続します。 また、未接種者の把握・接種勧奨により、接種率の向上を図ります。

7 個性と創造力を育む教育の推進

学童期のこどもは、体も心も大きく成長する大切な時期です。この時期のこどもには、自分を前向きに捉える力や、正しいことを判断する心、そして他の人と上手に関わる力が育ちます。

また、こどもたちは集団での生活を通じて、いろいろな困難に直面しながら、自分の役割や責任を理解していきます。こどもたちが様々な課題に取り組み、成功を積み重ね、自信を持てるよう、一人一人の個性を尊重した学びと集団的な学びの充実を図っていきます。

1 子ども会活動 [文化スポーツ課]	
事業概要	地域における仲間活動を通じて、こどもの心身の発達に必要な知識等を身につけるため、地域における仲間活動を行います。また、こうした活動への支援を行います。
取組の方向	少子化の影響により、子ども会の数が年々減少傾向にあり、近隣の子ども会と合同で活動をしているところもあります。 こうした状況から、市子ども会育成会連絡協議会が中心となり単位子ども会への花いっぱい活動・夢活動助成を行っています。また、市全体事業として親子体験教室などを実施していますが、参加する単位子ども会の固定化がみられます。 今後、県子ども会育成連合会による各種事業を活用しながら、市子ども会事業の活性化と参加の促進を図ります。

2 児童館活動 [文化スポーツ課]	
事業概要	児童館では、遊びを通じて楽しみながら健康な体と豊かな情操を育て、こども同士の「和」を広げていく活動を行っています。 追分、昭和、飯田川の3地区において、児童を対象に様々な遊びや交流の機会を提供します。
取組の方向	こどもの心身の変化に対応した遊びや工作教室を実施するなど、各種活動を通じて連帯感を図ります。

3 読書活動の推進 [文化スポーツ課][市図書館]	
事業概要	図書館では、こどもから大人まで、読書を通じて感性を磨き、自己の表現力を高め想像力を豊かにするなど、充実した人生を送るため、全ての市民が読書の機会を享受できる環境づくりを推進します。 図書館において、郷土資料の収集や蔵書を計画的に拡充するとともに、読書習慣事業などを実施しています。 読書活動を推進するため、レファレンスサービス(利用者への情報提供)や企画展示、リクエスト図書サービス、学校図書室との連携、「読書会」や「おはなし会」の育成支援を行っています。
取組の方向	市民の読書ニーズに応えるため、より一層の蔵書の充実を図るとともに、教育・保育施設、小・中学校との連携を強化し、こどもが本とふれあう機会を多くすることが必要です。 「潟上市こども読書活動推進計画」に基づき、教育・保育施設、小・中学校との相互連携を図りながら、ブックスタート事業を推進し、読書に親しむ環境づくりに取り組んでいきます。 また、「読書会」や「おはなし会」の支援、育成に努め、市民による読書習慣の機運を高め、読書活動の推進に取り組めます。

4 環境学習の推進 [地域づくり課]	
事業概要	主に小学校やその児童の保護者などへ、環境学習や環境保全のための活動を支援します。
取組の方向	環境を守る意識を共有し行動できるよう、市の一般廃棄物処理施設であるクリーンセンターの施設見学の受入れや、「環境とふれあう日」の取組への呼びかけ、小学生を対象とした「みらいの潟上市の環境を守るための標語」の募集など、地域の環境に関心が持てるような環境学習を推進します。

5 学校運営協議会制度の推進 [教育総務課]	
事業概要	学校、家庭、地域が互いに連携・協働し、それぞれの立場でできることに主体的に取り組みながら、地域のこどもたちの成長を支えていく学校づくりを推進します。
取組の方向	各校で実施する学校運営協議会が、学校の運営と必要な支援について協議し、「地域とともにある学校づくり」を目指します。

6 教育相談体制の充実 [教育総務課]	
事業概要	小学校においては、こどもと親の相談員を配置し、中学校においては心の教室相談員を配置し、市や県の関係機関と連携していじめや不登校の問題に対応します。 相談員を配置することで、様々な実態を抱える児童生徒や保護者対応の一助となっています。
取組の方向	今後も引き続き、各種の相談機関との連携を強化しながら効果的な対応に努めます。

7 確かな学力向上のための学校教育の振興		[教育総務課]
事業概要	児童生徒の一人一人に応じたきめ細かい指導を推進するために必要な教材等を整備し、教育環境の充実を図ります。 学習指導要領に基づき、各小・中学校に必要なカリキュラムの整備と、各種補助金を活用した教材備品整備を継続して実施してきました。 また、児童生徒の学力向上のために諸調査を分析・検証し、小・中連携や県教育委員会との連携協力の下に具体的な方策を検討します。	
取組の方向	各校長の学校経営方針の下、各校の重点目標に沿ったPDCAサイクルが今後も機能するよう評価・検証を継続するとともに、市校長会及び各学校への継続指導・助言を行います。 全国学力・学習状況調査や県の学習状況調査等の諸調査や、市独自のアンケート調査の実施を通じて、データ分析を行い、県市連携と小・中連携を生かしながら、各校区の課題に沿った具体的な研修を行います。	

8 キャリア・スタート・ウィーク推進事業		[教育総務課]
事業概要	地域における職場体験学習を通じて中学生に望ましい勤労観・職業観を育成します。 中学校2年生を対象として市内3中学校の生徒が10月に数日間(学校の計画による)の職場体験を実施しています。事前・事後学習の充実により、生徒一人一人のキャリア発達を支援します。	
取組の方向	今後も、生徒や保護者へ趣旨の周知や事業所への協力依頼、実施時期や新たな協力事業所の発掘を行います。 また、市民向けに、更に事業趣旨の理解につながる意識啓発にも取り組みます。	

9 こどもの学習・生活支援事業		[社会福祉課]
事業概要	生活に困窮している家庭のこどもの貧困が世代を超えて連鎖することのないように、受験期に合わせた居場所づくりと受験期に必要な学習を提供し、こどもの悩みや不安に対する心のケアも行いながら夢と希望を持って成長することができるよう支援を行っています。 【対象者】 市内の3中学校に在籍し、就学援助を受けている中学3年生であって、来春に高校受験を希望(予定)している方となっています。 【会場】 市内の3中学校区(3会場)において実施しています。 【内容】 国・数・英を中心に週2回(1回あたり2時間)実施しています。 【実施主体】 NPO 法人男鹿潟上南秋教育会館へ事業の委託を行っています。退職した元教師や現役大学生が講師となって、個別形式による学習支援を実施しています。	
取組の方向	高校入学後は、高校中退防止のためサポートを行います。 希望する高校への入学後、無事に高校卒業に結びつくように定期的に面談を重ねながら、高校生活におけるこどもたちの悩みや不安の解消につなげながら、高校中退の防止を図ります。	

10 放課後子ども教室 [文化スポーツ課]	
事業概要	こどもの安全安心な居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する事業です。
取組の方向	「新・放課後子ども総合プラン」では、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型の整備を計画的に進めるとしています。 今後の市内におけるニーズ等を注視しながら、実施について検討します。

11 学校評議員会の開催 [子育て応援課]	
事業概要	「開かれた園づくり」を推進するために、保護者や地域住民からなる学校評議員会を設置しています。
取組の方向	認定こども園の教育活動や、その他の園運営の状況について学校評議員の評価を基に、より一層の「開かれた園づくり」に取り組めます。

12 幼保小連携理解推進事業 [教育総務課]	
事業概要	こどもたちの発達や学びの連続性を保障するため、認定こども園・保育所及び小学校の教職員が互いの教育・保育の内容や方法の違いについて相互理解を深め、望ましい連携の在り方を探ります。「相互教育・保育参観」「相互職場体験」「連絡協議会」「合同研修会」等を小学校区毎に実施します。また、園と小学校の育ちと学びをつなげるために、5歳児と小学1年の2年間のカリキュラムを作成し、よりよい学びとなるようにします。
取組の方向	学校区での「相互教育・保育参観」「相互職場体験」「連絡協議会」等を実施します。市主催の「合同研修会」「幼保小担当者連絡会」等を実施して、職員への幼保小連携の趣旨の周知を進め、体制づくりに努めます。 「小学校生活への適応」と「育ちと学びをつなぐ接続」を意識することで、教育・保育の質の向上につなげます。

13 幼保小架け橋コーディネーターの配置 [教育総務課]	
事業概要	教育・保育の専門的な知見や豊富な実践経験を有するコーディネーターにより、教育・保育施設等への訪問支援を通じて、教育及び保育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言を行い、教育・保育の質の向上を目指します。
取組の方向	幼保小架け橋コーディネーターの園・小学校への訪問等を通じて、より一層の幼保小連携と教育・保育の質の向上に取り組めます。

8 こどもの視点に立った居場所づくり

こども・若者の「居場所」とは、遊んだり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性全てが「居場所」になり得るもので、「居場所」とはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立って居場所づくりに取り組みます。

自宅や学校以外でのこども・若者の居場所について、行政や地域、団体等と一緒に、それぞれが連携して、こども・若者が安心して過ごせるよう、居場所づくりを推進します。

1 放課後児童クラブ [子育て応援課]	
事業概要	保護者が就労等により日中家庭にいない児童に対して、保護者に代わり保育及び育成指導を行い、児童の健全育成を図る事業です。 市内の小学校1年生から6年生までを対象に12か所の児童クラブを開設しています。
取組の方向	国では、放課後児童クラブの増設及び放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型の整備を計画的に進めるとしています。 本市においても、施設の整備や民間事業者との連携により支援体制を整えて運営していきます。

2 児童館活動(再掲) [文化スポーツ課]	
事業概要	児童館では、遊びを通じて楽しみながら健康な体と豊かな情操を育て、こども同士の「和」を広げていく活動を行っています。 追分、昭和中央、若竹の3地区施設において、児童を対象に様々な遊びや交流の機会を提供します。
取組の方向	こどもの心身の変化に対応した遊びや工作教室を実施するなど、各種活動を通じて連帯感を図ります。

基本目標Ⅱ 未来を切りひらくこども・若者への支援

1 ふるさとへの愛着の醸成と国際的視野の育成

グローバル化が進展し、多様な価値観や異なる文化を持つ人との交流機会が増えている現在、自らのアイデンティティのよりどころとなる「ふるさと」を理解する重要性が増しています。

インターネット等の普及により、世界との距離も近くなっているため、国際的な視野を培うことも重要です。ふるさとを知り、グローバルに活躍していくためにも、「ふるさと」への愛着の醸成と国際的視野の育成を図っていきます。

1 外国語教育の充実 [教育総務課]	
事業概要	小・中学校での英語教育の充実と国際理解教育の推進のため、外国人指導助手(ALT)3名を各校に派遣し、担当教諭とのTT(ティームティーチング)を実施します。 小学校外国語・外国語活動の授業に、外国語活動支援員を配置し学級担任とともに指導にあたる等実践的な取組を推進し、教材の整備に努めます。
取組の方向	近年、外国語教育が重要視される中で、ALTだけで対応していくことは難しくなってきたため、小学校外国語活動支援員等の連携などにより、十分な人員体制を整えます。

2 ふるさと教育の充実 [教育総務課]	
事業概要	ふるさとを学ぶ機会を充実と、郷土や地域社会の一員としての自覚をもち、主体的に関わろうとする態度の育成をします。
取組の方向	小・中学校における総合的な学習の時間や中学校におけるキャリア・スタート・ウィークなどの取組の充実を図ります。

3 関係人口創出事業 [企画政策課]	
事業概要	本市出身の若者同士が交流できる場の提供や、学生及び交流会参加者に対し市の特産品等を贈呈するほか、市内企業や各種イベントの情報提供などにより、関係人口の創出や、地元回帰意識の醸成に努めます。
取組の方向	各種機会を捉えながら本市出身の若者とのつながりを強化することで、事業参加者の拡大を図るとともに、更なる地元回帰意識の醸成に努めます。

2 社会への旅立ちの支援

地域社会は、こども・若者が主体的に活動し、感性や社会性を育む重要な場です。こども・若者が地域の一員である自覚を高め、社会的に自立した大人へと成長できるよう、社会参加の機会を広げます。また、こども・若者が自らの夢を実現できるよう、早期からキャリア教育を推進し就職支援を行います。さらに、企業が求める人材の育成・確保に向けて職業訓練を実施し、若者の地域定着・回帰を促すため、企業情報の発信やマッチング機会の充実を図ります。

1 ボランティア団体への支援(再掲)

[子育て応援課]

事業概要	子育てに関するボランティア活動をしている団体、個人の活動を支援します。 潟上市愛育会が実施する子育て支援に関する事業の活動を支援しています。
取組の方向	ボランティアへ協力してくれる方々の固定化が課題となっているため、ボランティア活動に対する啓発に取り組みます。 子育て世代に向けて、ボランティア団体が実施している子育て支援事業等を周知し、相互の交流を図ります。

2 キャリア・スタート・ウィーク推進事業(再掲)

[教育総務課]

事業概要	地域における職場体験学習を通じて中学生に望ましい勤労観・職業観を育成します。 中学校2年生を対象として市内3中学校の生徒が10月に数日間(学校の計画による)の職場体験を実施しています。事前・事後学習の充実により、生徒一人一人のキャリア発達を支援します。
取組の方向	今後も、生徒や保護者へ趣旨の周知や事業所への協力依頼、実施時期や新たな協力事業所の発掘を行います。 また、市民向けに、更に事業趣旨の理解につながる意識啓発にも取り組みます。

3 生活困窮者や生活保護受給者に対する就労支援員による支援

[社会福祉課]

事業概要	ハローワーク秋田で実施している就労自立促進事業により、専属の相談支援ナビゲーターが相談者に対してマンツーマンで就労支援にあたり、早期の就労に向けて支援を行っています。 ハローワーク巡回相談等の利用を含め、積極的にハローワークの就労支援員と面談の上、就労意欲の強い方については、実際に早期の就労となったケースも見られます。
取組の方向	予約どおりに面談に行かずに、土壇場でキャンセルとなるケースも多く、実際の就労に結び付かないこともあるため、定期的に面談希望者と連絡をとりながら、就労活動状況を確認の上、早期の就労に結び付くよう、声掛けを促していきます。

4 無料職業紹介所による就業の斡旋

[商工観光振興課]

事業概要	市ホームページ、市役所1階待合スペース、紹介所窓口で求人票を公開し、求人及び求職の申し込みを受け、求人者と求職者の間における雇用関係の成立をあっせんしています。
取組の方向	無料職業紹介所について、広報や市ホームページのほか、関係部局及び関係機関と連携して発信し、普及に努めます。

3 ライフデザインの形成と実現への支援

自分らしい生き方や幸せを実現するためには、ライフデザインを実現していくことが重要です。そのために、生涯にわたって学ぶことができる生涯学習などの多様な学習機会等を提供し、ライフデザインの形成を支援していきます。また、少子化や過疎化が進む中、大学生など若者が社会・文化活動や地域課題に積極的に関わることを支援し、地域の活力向上を図ります。

さらに、仕事と子育てが両立できるような職場環境の整備を進めるため、ワーク・ライフ・バランスについて啓発活動を行います。

また、子育て支援をより充実させるために、関連機関の連携を図ります。

1 生涯学習機会の充実 [文化スポーツ課]

事業概要	多様な学習ニーズへの対応、「いつでも」「どこでも」「誰でも」学ぶことができる環境づくり等に努めます。
取組の方向	全ての市民が「いつでも」「どこでも」「誰でも」生涯にわたって多様な学習に親しむ機会の充実のため、県や教育機関、各関係部署、民間機関との連携を推進します。

2 男女共同参画社会づくりの推進 [企画政策課]

事業概要	男女がともに健康的な生活を送ることができるよう、DVや虐待といったあらゆる暴力の根絶に向けた啓発に努めます。
取組の方向	DV等に関する被害防止について理解を深めてもらうため、パンフレットの配置やSNS等を通じ、関連情報や相談窓口の周知に努めます。

3 出会い・結婚への支援 [企画政策課]

事業概要	セミナー形式のイベント「Katagami 婚活レτζ」を開催し、出会いや結婚を望む男女がコミュニケーションスキルや自身の魅力を向上させる機会を提供しています。また、様々な婚活サービスを提供する一般社団法人「あきた結婚支援センター」等との連携で、市民の婚活を後押ししています。
取組の方向	結婚を希望している人への支援を行いながら、若い世代が結婚を前向きに捉えられるような活動を行っていきます。

4 事業者への雇用環境の整備等に関する情報提供 [企画政策課] [商工観光振興課]

事業概要	事業者に対して従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育て世代以外の従業員も含めた多様な労働条件の整備に取り組めるよう、周知します。
取組の方向	引き続き関係機関と連携を図り、継続して取り組んでいきます。

5 ワーク・ライフ・バランスの理解促進 [企画政策課][商工観光振興課]	
事業概要	従業員のワーク・ライフ・バランス推進や、子育てしやすい職場づくりのための情報の提供を通じ、職場環境の整備やワーク・ライフ・バランスへの意識の向上を図ります。
取組の方向	市内企業に対しワーク・ライフ・バランスや仕事と家事・育児の両立の支援等に関連した各種制度についての情報の提供を通じ、従業員のワーク・ライフ・バランスの推進を啓発します。

6 休日保育 [子育て応援課]	
事業概要	休日保育とは、保育所等で日曜日や祝日の保育を行う事業です。
取組の方向	ニーズを見極めながら、実施について検討します。また、ファミリー・サポート・センターの情報提供や活用の促進を図りながら、休日保育の環境整備に取り組みます。

基本目標Ⅲ 困難を有するこども・若者への支援

1 支援を必要とするこどもや家庭へのサポート

こどもの虐待の背景には、子育て期の地域や家庭での孤立感、不安感といったことに加え、社会的要因等によっても児童虐待へ追い込まれてしまうことがあると言われています。児童虐待の予防や問題の早期発見、事後の適切かつ迅速な対応を図ることができるよう、要保護児童対策地域協議会の取組の強化のほか、子育て家庭の抱える親の不安や悩みを把握し、早期に発見・対応できる体制づくりに努めます。

また、家庭の生活困窮、ヤングケアラー等、困難な状況にあるこども・若者を支援するために、こどもの貧困対策やヤングケアラー対策を進め、支援を必要とするこどもや家庭をサポートします。

1 虐待発生予防、早期発見・早期対応等

[子育て応援課]

事業概要	妊娠期からの発生予防に努めるほか、乳幼児健診、保育所、認定こども園、児童館、学校などにおいて、虐待防止の意識の向上と虐待の早期発見に努めます。また、福祉・医療・保健・教育・警察等の関係機関から構成する要保護児童対策地域協議会を軸に、地域全体での見守り、啓発を進めます。
取組の方向	相談体制の充実や関係機関との連携を図るほか、子育て家庭の見守り体制を強化する中で、児童虐待の発生予防と家庭の状況等に応じた迅速かつ適切な対応に努めます。

2 要保護児童対策地域協議会の設置

[子育て応援課]

事業概要	児童虐待をはじめ、非行児童などの要保護児童家庭に対する支援を行うことを目的に、「要保護児童対策地域協議会」を設置しています。 年に1回、代表者会議を開催するほか、必要に応じて個別検討ケース会議を開催しています。
取組の方向	今後も継続して、関係機関との連携を密にして、要保護児童の早期発見、早期対応に取り組めます。

3 親子関係支援事業

[子育て応援課]

事業概要	養育環境に課題を抱える保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。
取組の方向	課題の状況や保護者のニーズに応じて、必要な支援を行います。

4 ヤングケアラーへの支援 [子育て応援課]	
事業概要	ヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出る可能性が高いため、学校や地域の関係機関等と連携し、こどもの状況把握や相談体制の整備等、必要な支援を進めます。
取組の方向	こどもが相談しやすい体制の整備に努めるとともに、関係機関と連携し必要な支援を行います。

5 生活福祉資金(総合支援資金・福祉資金)の貸付 [市社会福祉協議会]	
事業概要	生活に困窮する者に生活資金を貸付けするものです。 社会福祉協議会で受付けを行い、審査決定と貸付は、秋田県社会福祉協議会で実施しています。
取組の方向	今後も引き続き実施していきます。

6 たすけあい資金の貸付 [市社会福祉協議会]	
事業概要	社会福祉協議会で、低所得世帯に上限5万円まで貸付けするものです。 学用品の購入、修学旅行等の経費、就学・進学等の支度費等の貸付けを実施しています。 また、保護者の治療・往診費等に関しても貸付けを実施しています。
取組の方向	今後も引き続き実施していきます。

7 ひとり親家庭等日常生活支援事業 [子育て応援課]	
事業概要	日常生活を営むのに大きな支障が生じていたり、自立するための就職活動などにより一時的に生活援助、保育サービスが必要なひとり親家庭に対して、家庭生活支援員を派遣して生活援助等を行います。
取組の方向	本事業に該当しても事業の利用を希望しない家庭もあるため、今後も事業を周知し、支援を必要とする家庭の利用促進を図ります。

8 母子父子寡婦福祉資金の貸付事業 [子育て応援課]	
事業概要	ひとり親家庭の経済的自立と生活の安定及び児童の福祉向上を図るため、各種資金の情報提供及び貸付けを行います。
取組の方向	今後も円滑に相談受付けを行い、適切な支援が届けられるよう努めます。

9 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 母子家庭等 高等職業訓練促進給付金事業		[子育て応援課]
事業概要	ひとり親の雇用及び生活の安定と自立につなげるため、就業に係る資格や教育訓練の費用の一部、訓練中の生活費を支給します。	
取組の方向	今後も、就労や経済的な悩みを抱える相談者に寄り添い、適切な支援が届けられるよう努めます。	
10 こども家庭支援員・家庭児童相談員による相談対応の充実		[子育て応援課]
事業概要	こどもやその家庭、また妊産婦の福祉について、家庭からの相談に応じ、関係機関と連携しながら支援を行います。	
取組の方向	児童虐待につながる相談もあることから、関係機関と連携しながら、引き続き問題解決に向けた助言や指導など必要な支援を行います。	
11 母子生活支援施設への措置		[子育て応援課]
事業概要	離婚やDV、経済的困窮等で生活基盤を失った母子を保護するとともに、その自立を促すため、配偶者の無い女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその他の看護すべき児童を入所措置し、生活の安定や自立を支援します。	
取組の方向	母子生活支援施設での生活を通し、経済面や心理面、日常生活等多角的な支援を行うことで、自立に向けた継続的支援を行います。	
12 ひとり親家庭を対象とした講習会の開催募集情報の情報提供		[子育て応援課]
事業概要	秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センターが開催する就職に有利になる技能等の講習会の開催募集情報を広報誌などで周知、情報提供しています。	
取組の方向	秋田県の事業ですが、受講者のスキルアップに効果が期待されるため、より多くの方の参加を促進するため、開催情報等の周知に努めます。	
13 求職中のひとり親家庭への情報提供		[子育て応援課]
事業概要	求職中のひとり親家庭の父又は母等に、寡婦等に、求人情報の提供が受けられる秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センターへの登録や、ハローワークによる巡回相談等への参加を勧奨します。	
取組の方向	時間や交通手段がなくハローワークへ通うことができない人に求人情報を提供したり、就職試験のノウハウなどをレクチャーしたりすることができ、求職活動に有益な情報が得られるため、今後も積極的に情報提供を行います。	

14 母子父子寡婦福祉資金の技能習得資金や生活資金等の貸付 [子育て応援課]	
事業概要	ひとり親家庭に対して、技能習得資金や生活資金の貸付けを行っています。 市で受け付けを行い、秋田県中央福祉事務所で審査、貸付けを実施しています。
取組の方向	今後も円滑に相談受付、事務処理を実施します。

2 障がい児・医療的ケア児等への支援

障がいなどで支援が必要な子どもたちが、自立に向けて成長できるよう、その成長段階に応じた療育や生活支援を進めます。また、障がいのある子どもも、ない子どもと一緒に学べる特別支援教育に必要な体制を整えます。

障がいのある子どもたちが地域で健やかに成長し、誰もが安心して暮らせるように、経済的な支援や子ども同士の交流の機会、相談や療育といった地域全体での協力体制の強化を図ります。

1 障がい児保育事業 [子育て応援課]	
事業概要	教育・保育施設で障がい児保育を実施し、専門機関と連携しながら、一人一人の状況に応じた適切な支援を行います。
取組の方向	心身障がい児に対応する保育士の増員や施設の整備など、多様なケースへの応じた対応が必要であり、研修や園全体の理解を深め、保育の充実を図ります。 また、心身の発達に障がい疑われる場合は、保護者との信頼関係を構築しながら、専門機関と連携して対応します。

2 特別支援教育の充実 [教育総務課]	
事業概要	近年、特別支援学級に在籍する児童生徒や通常学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒が増加する傾向にあるため、一人一人の障がいの種類・程度・実態に応じた支援を行います。 早期からの教育支援を進めるために年度当初に啓発パンフレットを年長児保護者対象に配付し、専門の「教育支援アドバイザー」を配置して教育相談を継続します。教育支援委員会を年2回開催し、個々の実態に応じた適切な教育支援を推進します。
取組の方向	専門的な知識のある教育支援アドバイザーを配置し、教育相談等を実施することで、保護者の不安解消や早期からの切れ目ない支援の充実を図ります。教育支援委員会と各中学校区の地区別連絡協議会を開催し、情報共有を行ったり、特別支援教育支援員を配置し、個々の実態に応じた教育支援・就学指導を推進します。

3 特別児童扶養手当の支給 [社会福祉課]	
事業概要	身体又は精神に障がいのある 20 歳未満のこども(児童)を監護している父若しくは母、又は父母に代わって養育している養育者に対して、特別児童扶養手当を支給します。 (支給月額 令和7年4月～) ・1級: 56,800 円 ・2級: 37,830 円
取組の方向	今後も継続して実施します。

4 障害児福祉手当の支給 [社会福祉課]	
事業概要	身体障害者手帳1級又は2級の一部、療育手帳 A 程度の障がいがあり、日常生活で常時介護を必要とする 20 歳未満の在宅児童に対し、障害児福祉手当を支給します。 (支給月額 令和7年4月～) 16,100 円
取組の方向	今後も継続して実施します。

5 重度心身障害児の医療費の助成 [社会福祉課]	
事業概要	身体障害者手帳(1級～3級)、療育手帳 A、又は精神障害者保健福祉手帳1級で自立支援医療受給者証を所持している児童生徒等に対し、県の福祉医療費の基準に従い、医療費の一部負担を助成します。
取組の方向	今後も継続して実施します。

3 いじめ防止と不登校のこどもへの支援

近年、悩みや不安を抱えるこどもや、人間関係をうまく築けないこどもが増え、いじめや不登校が深刻化しています。いじめは重大な人権侵害であり、こども主体の防止活動や早期発見・迅速対応を進めるとともに、関係機関と連携して対策を強化します。学校では、児童会・生徒会による防止活動を推進し、仲間づくりや自己有用感を高める教育を充実させます。いじめを認知した際は、速やかに事実確認し、学校全体で対応します。また、不登校の未然防止や心のケアにも力を入れ、相談員や相談窓口を整備し、こどもや保護者が安心して相談できる体制を整えます。

1 スクールカウンセラーの配置

[教育総務課]

事業概要	こどもたちの学校や家庭における悩み事や相談に対応するため、各学校にスクールカウンセラーを配置して、こどもたちの心のケアに努めています。
取組の方向	これまで、こどもの不登校や学校への行き渋りの改善を図ることができているため、今後も、引き続き取り組みます。

2 心の教室、子どもと親の相談員の配置

[教育総務課]

事業概要	不登校やいじめ問題に対応するため、各校に相談員を配置し、こどもたちの学級の居場所づくりや学校への復帰を支援するとともに、児童生徒や保護者が相談しやすい体制づくりを進めます。
取組の方向	こどもたちの学校・学級での居場所づくりに効果があるため、今後も、引き続き取り組みます。

3 広域カウンセラー、SSW の活用

[教育総務課]

事業概要	広域カウンセラーやSSW(スクールソーシャルワーカー)との連携により、いじめや不登校などの問題の早期発見・早期対応に努めています。
取組の方向	連携によって問題の早期発見・早期対応ができているため、今後も円滑な連携を図り、引き続き取り組んでいきます。

4 自殺予防の推進(再掲)

[健康長寿課] [子育て応援課]

事業概要	自殺対策を総合的に推進するため、地域の様々な関係機関の連携を図り、市民が相談機関や正しい知識の理解を深めるよう積極的に普及啓発活動を行っていきます。 また、児童生徒が悩みや問題を抱え、生きることにつらい気持ちを抱いてしまうような危機的な状況に陥ったときに、誰にどうやって助けを求めればいいのかを具体的かつ実践的に学ぶSOSの出し方教育講座を実施します。
取組の方向	引き続き教育委員会等と連携を図り、継続して取り組んでいきます。

5 学校・家庭・地域連携総合推進事業		[文化スポーツ課]
事業概要	学校、家庭、地域の連携協力のもと、これまで以上に教育を進めていくために、学校の求めに応じて、必要な支援を地域のボランティアが行うことができるように体制を構築します。 地域活動協働本部の体制を構築していくことで、こどもたちの教育をよりよいものとし、地域の方々の生涯学習の成果を生かす場を提供し、地域の教育力の向上につなげていきます。	
取組の方向	ボランティアとして地域住民に教育活動支援を行っており、今後も地域とのつながりを深めながら、地域の教育力の向上を図っていきます。	

4 社会的自立に困難を有する若者への支援

社会生活に困難を抱える若者は、義務教育後に社会とのつながりを失い、困難が長期化するおそれがあります。このため、相談支援や就労支援、地域支援体制の充実を図ります。就職後に仕事や職場で悩む若者にも相談体制を整え、支援を行います。ニートやひきこもり状態の若者には、地域若者サポートステーションでのジョブトレーニングや職場体験、スキルアップ、カウンセリング等を通じて、社会参加への一歩を支援します。また、仕事や職場の悩み、ストレスなどで就労困難にならないよう、気軽に相談できる窓口を設け、周知を進めます。

1 ひきこもり対策		[社会福祉課]
事業概要	社会的自立に困難を抱える若者とその家族への支援体制を強化し、関係機関と連携を図ることにより、就労支援等社会的自立を支援します。	
取組の方向	相談窓口を設置し、広報やホームページ等で周知します。また、世帯が抱える複雑化・複合化した課題等の解決のため、関係機関と連携を図ります。	

2 生活困窮者や生活保護受給者に対する就労支援員による支援(再掲)		[社会福祉課]
事業概要	ハローワーク秋田で実施している就労自立促進事業により、専属の相談支援ナビゲーターが相談者に対してマンツーマンで就労支援にあたり、早期の就労に向けて支援を行っています。 ハローワーク巡回相談等の利用を含め、積極的にハローワークの就労支援員と面談の上、就労意欲の強い方については、実際に早期の就労となったケースも見られます。	
取組の方向	予約どおりに面談に行かずに、土壇場でキャンセルとなるケースも多く、実際の就労に結びつかないこともあるため、定期的に面談希望者と連絡をとりながら、就労活動状況を確認の上、早期の就労に結びつくよう、声掛け等により支援します。	

3 生活困窮者自立支援事業 〔社会福祉課〕	
事業概要	生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の方々の悩みや困りごとに関する相談を受けて、相談内容に応じて必要な支援を図りながら各関係機関等への紹介(つなぎ)や同行支援により、問題解決に向けた支援を行っています。 相談者がより相談しやすいように、自宅等への訪問による相談対応を積極的に実施しています。
取組の方向	早期に問題解決となるよう、可能な限り伴走型支援に努めます。

4 住居確保給付金の支給 〔社会福祉課〕	
事業概要	生活困窮者自立支援法に基づき、失業等によりアパート等の家賃が支払えず住居を失うおそれのある方に住居確保給付金を支給し、住まいを確保した上で、安心して就労活動に励んでもらえるよう、本事業を実施しています。
取組の方向	相談業務を通じて、必要な方を事業の利用につなげます。

5 家計改善支援事業 〔社会福祉課〕	
事業概要	家計管理に精通した専門の相談員(ファイナンシャルプランナー等)が個々の相談に応じて、ファイナンシャルプラン等の作成により、相談世帯の収入に見合った家計管理の見直し・改善を図ることで、生活困窮からの脱却と事前の予防を図ります。
取組の方向	生活に困窮している世帯の多くは、家計管理がうまくできずに家計収支のバランスが取れなくなり、生活困窮に陥っている傾向にあるため、家計に関する問題の改善につながるように専門の相談員と連携を図って対応していきます。

基本目標Ⅳ 子育て当事者を社会全体で支える体制の充実

1 地域におけるこども・子育て支援の充実等

平成27年4月から本格施行された「子ども・子育て支援新制度」に基づき、地域子ども・子育て支援事業等を継続して実施していきます。地域子ども・子育て支援事業の提供のためには、関係各機関の連携が重要になることから、関係部局間の連携、事業者との連携を進めます。

また、安心して子育てを行うためには、子育てを社会全体で支える「こどもまんなかまちづくり」の観点から、こどもの安全に配慮した公園や公共施設等の整備、子育て世帯に優しい生活環境づくりに努めます。

1 延長保育事業 [子育て応援課]	
事業概要	保育所等で保育時間を延長し保育します。 市内全ての保育所等で認定区分に応じて実施します。
取組の方向	働き方の多様化などにより、延長保育の利用者が増えることが予想されるため、全ての保育所等で延長保育事業を実施します。

2 預かり保育事業 [子育て応援課]	
事業概要	認定こども園(教育認定)で教育時間を延長し保育を行います。
取組の方向	今後も引き続き、幼保一体のサービスを実施します。

3 一時預かり事業 [子育て応援課]	
事業概要	市内公立、私立保育所等で、一時的に未就園児童を預かります。
取組の方向	利用者が増加しているため、必要なサービス量を提供できるよう、実施場所の拡大について検討します。

4 病児保育事業		[子育て応援課]
事業概要	病児保育(病児・病後児対応型)は、地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。	
取組の方向	体調不良児対応型の病児保育については、昭和こども園と天王こども園で実施しています。 病児・病後児対応型の実施にあたっては、医療機関の協力や専任の看護師の配置、病院等での専用スペースの確保、利用児童の症状の急変時に対応可能な体制の整備が必要であることから、事業の実施体制について検討します。	

5 休日保育(再掲)		[子育て応援課]
事業概要	休日保育とは、保育所等で日曜日や祝日の保育を行う事業です。	
取組の方向	ニーズを見極めながら、実施について検討します。また、ファミリー・サポート・センターの情報提供や活用の促進を図りながら休日保育の環境整備に取り組みます。	

6 短期入所生活援助事業(ショートステイ)		[子育て応援課]
事業概要	こどもを養育している保護者が一時的なケガや病気等で、家事・育児に困った際に施設でこどもの養育や母子の保護を行います。	
取組の方向	必要な世帯に適切に支援を提供できるよう、受け入れ体制の確保に務め、今後も継続して取り組みます。	

7 放課後児童クラブ(再掲)		[子育て応援課]
事業概要	保護者が就労等により日中家庭にいない児童に対して、保護者に代わり保育及び育成指導を行い、児童の健全育成を図る事業です。 市内の小学校1年生から6年生までを対象に12か所の児童クラブを開設しています。	
取組の方向	国では放課後児童クラブの増設及び放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型の整備を計画的に進めることとしており、本市においても、施設の整備や民間事業者との連携により支援体制を整えて運営します。	

8 産前産後家事ヘルパー派遣事業		[子育て応援課]
事業概要	妊娠8か月以降の妊婦、産後6か月までの産婦又は生後6か月までの乳児がいる家庭を対象に、サービス提供業者を自宅等に派遣し、家事や育児などに対する支援を行います。	
取組の方向	子育て家庭の家事・育児負担軽減のため、今後も継続して実施します。	

9 多胎妊産婦等支援事業 〔子育て応援課〕	
事業概要	多胎の妊婦又は2歳未満の多胎児を育てている世帯を対象に、サービス提供者を自宅等に派遣し、家事や育児などに対する支援を行います。
取組の方向	子育て家庭の家事・育児負担軽減のため、今後も継続して実施します。

10 妊婦等包括相談支援事業 〔子育て応援課〕	
事業概要	妊娠期から出産子育て期まで、妊婦に寄り添い、面談や継続的な情報発信を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行い、安心して出産できるよう総合的な相談を行います。
取組の方向	個々の状況に合わせ、医療機関や関係機関等との連携体制を強化し、妊婦が安心して出産でき、育児等子育て支援体制の充実を目指します。

11 産後ケア事業(再掲) 〔子育て応援課〕	
事業概要	出産後1年以内の母子に対して、助産師等がいる施設において、心身のケアや育児のサポート等を行います。 デイサービス型・宿泊型等ニーズに合わせて実施します。
取組の方向	母親が安心して子育てできるよう今後も継続して実施します。

12 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) 〔子育て応援課〕	
事業概要	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、母子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、個別の状況に応じた助言をするとともに、子育て支援に関する情報提供を行います。また、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。
取組の方向	訪問の受入れが良好なケースがほとんどですが、訪問を断られることもあるため、訪問できなかった家庭に対するフォロー体制を整えていく必要があります。 今後も事業に関する周知を徹底し、各家庭に切れ目のない支援が提供できるよう努めます。

13 養育支援訪問事業 〔子育て応援課〕	
事業概要	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭における適切な養育を支援する事業です。
取組の方向	利用者には、必要に応じて専門機関を紹介し、関係機関での連携を密にして切れ目のない適切な支援に努めます。

14 利用者支援事業(こども家庭センター型)(再掲)		[子育て応援課]
事業概要	全ての妊産婦、子育て家庭、こどもを対象に一体的な相談支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、切れ目ない支援を行います。	
取組の方向	対象者の個々の状況に合わせサポートプランを作成し、関係機関と連携して、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目ない支援を行っています。 これまでも連携していた公立園及び地域子育て支援センターを地域子育て相談機関として位置づけ、連携の強化を図ります。	

15 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)		[子育て支援センター]
事業概要	主に、未就園児とその保護者が交流できる常設の「ひろば」を開設し、子育て家庭に対する支援や、サークル、地域のボランティア等への支援を行います。 親子の交流の場の運営、育児相談、子育て支援講習会、子育て情報の提供、サークルへの支援などを行っています。	
取組の方向	子育て支援センターの利用はリピーターが多く、新規登録者を増やすため、周知方法を工夫することや、関係機関・地域と連携を深めていくことが必要と考えられます。 今後は、地域支援活動の充実と保護者の子育て力を高める効果的な講座を開催します。 子育て情報に関する「子育てハンドブック」を作成し、随時内容の見直しを行い、最新情報が子育て家庭に届くよう、計画的に配布します。	

16 ファミリー・サポート・センター事業		[子育て支援センター]
事業概要	ファミリー・サポート・センターは、地域において育児の援助を受けたい人(依頼会員)と、提供したい人(協力会員)が、事前に会員登録をして育児について助け合う相互援助事業です。	
取組の方向	依頼会員が必要とする緊急時や休日、保育所や児童クラブ終了後の時間帯などに対応できる協力会員の確保に努めます。 ファミリー・サポート・センター会員を募集するにあたり、広く事業の周知を図るとともに、子育てサポーターの養成、在宅の保育士に対する呼びかけなどを行います。	

17 子育て世帯訪問支援事業		[子育て応援課]
事業概要	対象となる世帯を訪問支援員が訪問し、家事支援(食事準備、洗濯、掃除、買物の代行やサポート等)、育児・養育支援(育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等)を行います。	
取組の方向	本市では、訪問支援事業所に業務委託し、家事や子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や、妊婦のいる家庭等の家事や子育てのお手伝いをすることで、安心して生活ができるよう支援します。	

18 児童育成支援拠点事業 [子育て応援課]	
事業概要	養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対し、居場所を提供し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。
取組の方向	専門的な知識と技術を習得している支援実施者等人員体制及び施設等設備の確保等の課題を精査し、事業実施に向けて検討します。

19 実費徴収に係る補足給付を行う事業 [子育て応援課]	
事業概要	低所得で生計が困難である者等のこどもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助します。
取組の方向	費用の一部を補助することにより、円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用を図ります。

20 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 [子育て応援課]	
事業概要	地域のニーズに沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するとともに、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制を確保します。
取組の方向	今後、国の指針等に基づき、事業の実施を検討します。

21 公共施設のバリアフリー化 [総務課]	
事業概要	市が設置・管理・運営する施設へのスロープや多機能トイレの設置、段差解消など、こどもと一緒に安全で快適に利用できるように、バリアフリー化に取り組みます。
取組の方向	今後も継続してバリアフリー化に取り組みます。

22 公園の整備 [都市建設課]	
事業概要	こどもたちが安心して遊ぶことのできる公園の実現に向けて、計画的に修繕や整備を行います。
取組の方向	こどもたちの遊び場としてだけでなく、市民のレクリエーションの場としても、安全に利用してもらうために修繕や整備を行います。インクルーシブに配慮した遊具をはじめ、多様な遊具の整備を促進し、こどもの身体や運動機能の発達を促し、身体づくりにつなげていくとともに、魅力的な公園の維持に努めます。また、こども及び市民のニーズを把握しながら、公園の有効活用を図ります。

23 安全な道路環境の整備 [都市建設課]	
事業概要	安全な道路環境の整備を計画的に推進します。
取組の方向	生活道路について、安全・安心に利用できるよう整備を進めます。また、道路冠水対策を計画的に進めます。

2 安心して子育てできる経済的支援の充実

子育て家庭では、保育料や医療費、学費など、こどもが成長するために必要となる費用が家計に占める割合は大きく、子育てに係る経済的負担の軽減が課題となっています。経済的な負担を軽減するために、児童扶養手当やひとり親家庭日常生活支援事業等の適切な利用を促進し、子育て家庭の支援に向け、関係機関と連携して必要な生活支援、各種相談に対応します。

また、ひとり親家庭では、経済的な支援から日常的な子育て支援まで、必要とされる支援は多岐にわたっており、児童の健やかな成長のために、支援を必要としている家庭の自立支援に努めます。

1 児童手当の支給 [子育て応援課]	
事業概要	次世代の社会を担うこども一人一人の育ちを社会全体で応援する観点から、高校生年代までの児童を対象に手当を支給します。 (支給月額以下のとおり) ・0歳～3歳未満: 第1, 2子 15,000 円 ・3歳～高校生年代: 第1, 2子 10,000 円 ・0歳～高校生年代: 第3子以降 30,000 円
取組の方向	今後も国の施策に従って継続して実施します。

2 かたがみ未来子育て応援事業 [子育て応援課]	
事業概要	子育て世帯のライフステージ(出生及び小・中学校入学時)に応じた支援と、就学前施設を利用せずに在宅で子育てをしている家庭を応援し保育環境の充実を図るため、「かたがみ未来子育て応援金」を支給します。 ・出産応援金 10,000 円 ・入学応援金 新小学1年生 20,000 円 新中学1年生 30,000 円 ・在宅子育て応援金 育児休業給付金受給者 月額 5,000 円 育児休業給付金を受給していない者 月額 10,000 円
取組の方向	今後も、子育て世帯の経済的な負担を軽減し、生活の安定及び子育て環境の充実を図るため継続して実施します。

3 こどもの医療費の助成 〔社会福祉課〕	
事業概要	乳幼児(未就学児)及び小中高生等の医療費を全額助成します。福祉医療費の県基準における一部自己負担分についても市独自で助成を行います。
取組の方向	経済的理由による受診控えを解消し、こどもの健康保持や保護者の経済的負担の軽減につながっていることから、今後も継続して実施します。

4 妊婦のための支援給付事業 〔子育て応援課〕	
事業概要	妊婦1人につき5万円、こども1人につき5万円を支給しています。
取組の方向	妊婦等包括相談支援事業による支援を効果的に組み合わせて給付を行うことで、妊婦等の身体的・精神的及び経済的支援を実施します。

5 あきた出産・子育て応援給付金事業 〔子育て応援課〕	
事業概要	秋田県内で生まれたこども1人につき2万円の給付金を、子育て応援給付金と併せて支給しています。
取組の方向	今後も継続して実施します。

6 生活保護事業の適正な運用 〔社会福祉課〕	
事業概要	小・中学校、高校での就学に係る費用について、教育扶助及び生業扶助を行うことにより、対象者の生活の安定を図るものです。 小・中学校については、入学時の費用や教材費、毎月の給食費などを支給し、高校は教材費等のほか、通学に係る費用を支給することで、就学に支障がないように対応しています。 また、就労収入から自立更生費を確保することで、就職や進学時に係る費用への補填が可能となっており、経済的な負担が軽減されています。
取組の方向	教育扶助費及び生業扶助費の支給については、対象者を的確に把握し、引き続き行います。 就労収入から自立更生に充てる費用については、対象者へパンフレットを配布しながら説明するなど、きめ細かい情報提供に努めます。

7 修学旅行助成事業

[市社会福祉協議会]

事業概要	要保護・準要保護家庭の小・中学生に対し修学旅行に係る費用に対する助成金を給付しています。
取組の方向	今後も継続して実施し、家庭の経済的負担を軽減を図ります。

8 子どもの就学支援事業

[市社会福祉協議会]

事業概要	要保護・準要保護世帯の小・中学生に対して、新入学のお祝い金を交付しています。
取組の方向	小・中学校の入学時における家庭の経済的負担を軽減するとともに、児童・生徒の健全な育成を支援します。

9 要保護・準要保護児童生徒の援助

[教育総務課] [社会福祉課]

事業概要	小・中学校の児童生徒で、経済的な理由で就学が困難な場合に、その保護者に対して必要な援助(給食費・学用品費・修学旅行費等の支給)を行っています。
取組の方向	援助を必要とする児童生徒が義務教育を受けることができるように、今後も引き続き実施していきます。

10 特別支援学級児童生徒の援助

[教育総務課]

事業概要	小・中学校の特別支援学級へ就学している児童生徒の保護者に対して、経済的負担の軽減を図るため、就学に必要な経費の一部を援助しています。
取組の方向	今後も引き続き実施していきます。

11 育英会奨学金貸与事業(対象:高校生及び大学生等)

[教育総務課]

事業概要	市育英会では、優良な学生であって、経済的な理由で高校や大学等への就学が困難な方に対し、奨学金の貸与を行っています。
取組の方向	経済的な理由で進学や就学を断念することがないように、今後も継続して実施します。

12 施設型給付

[子育て応援課]

事業概要	子ども・子育て支援法に基づき、小学校就学前のこどもに対して施設型給付費等を給付するものです。
取組の方向	今後も継続して実施します。

13 生活福祉資金(教育支援資金)の貸付 [市社会福祉協議会]	
事業概要	低所得世帯の生徒(高校生以上)、学生(専門学校、大学等)に対して、修学資金及び就学支度資金の貸付けを行うものです。 市社会福祉協議会で受付けを行い、審査決定と貸付は秋田県社会福祉協議会で実施しています。
取組の方向	今後も引き続き実施します。

14 すこやか子育て支援事業 [子育て応援課]	
事業概要	保護者負担となっている保育料、副食費の助成制度で、児童の属する世帯の所得状況に応じて、助成割合が異なります。
取組の方向	多子世帯及びひとり親家庭の世帯状況に応じて、今後も保育料等の負担軽減を図ります。

15 児童扶養手当の支給 [子育て応援課]	
事業概要	父母の離婚などにより、父親又は母親と生計をともにしていない児童を監護している父又は母、又は父母に代わってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って、児童扶養手当を支給します。 (支給月額—令和7年4月～) ・全部支給: 46,690 円 ・一部支給: 11,010 円～46,680 円
取組の方向	今後も継続して実施します。

3 共育での推進

こどもたちの健全な育成を地域全体で見守り支えていくために、家庭内の夫婦（パートナー）だけでなく、性別にかかわらず地域社会全体で協力して子育てする（共育）環境の整備に取り組みます。

男女がともに子育てをしながら働き続けることができるよう、家庭に求められる子育て力の向上を支援するとともに、子育て教室や託児サービスの実施などを通じて、家庭教育や地域交流機会の充実を目指します。

1 地域の子育てネットワークづくりへの支援 [子育て支援センター]	
事業概要	地域や社会全体で子育て支援をしようとする自発的な活動や機運づくりを醸成するため、市内の子育て支援に関わる団体、サークル、個人のネットワークづくりや活動場所の提供などの支援をします。
取組の方向	地域の子育て力の強化には、子育てに関わる市民活動が重要であることから、今後も引き続き、活動場所を提供するとともに、必要な助言・情報提供などに努め、サークルや個人が相互に連携するためのネットワークづくりを支援します。

2 職場環境改善への働きかけ [商工観光振興課]	
事業概要	市内の事業所を対象に、労働時間短縮を促進するための働きかけを行います。国や県の普及パンフレットや資料の配布などにより、ワーク・ライフ・バランス、長期休暇制度の導入などに関する啓発・広報活動に努めます。
取組の方向	企業懇談会等、事業所の経営者が集まる機会を捉えて資料等を配付することや、職場でメンタルヘルスセミナー等の実施及び職場環境の改善について働きかけます。

3 育児休業制度の普及と取得促進の啓発 [商工観光振興課]	
事業概要	市内の事業所を対象に、育児休業制度に関する広報・周知に努めるとともに、育児休業の取得や職場復帰がしやすい環境の整備、育児休業給付制度の適切な運用について啓発しています。
取組の方向	関係部局及び関係機関と連携し、制度等の情報提供を広報やHP等を通じ、市民や市内の事業所への啓発に努めます。

4 事業所内保育施設設置への働きかけ [子育て応援課]	
事業概要	市内の事業所を対象に、勤務が不規則な就業者の子育てを支援するため、事業所内保育事業や企業主導型保育事業の実施を促します。
取組の方向	関係機関から提供される情報やチラシ等を提供するなど、事業所内保育施設が増加していくよう啓発活動を行います。

5 仕事との両立に向けた子育て支援相談の充実		[子育て応援課]
事業概要	育児休業明けの保育所の入所や受入れなど適切な保育サービス等が受けられるよう、保育所、認可外保育所などに関する情報を提供し、子育て支援相談の充実に努めます。	
取組の方向	相談があった際に、保育園及びこども園の要覧等を提供したり、相談者に合った保育サービスを情報提供したり、スムーズに復職できるよう支援します。	

6 子育て教室の実施		[文化スポーツ課]
事業概要	乳幼児・幼児・小学生をもつ保護者を対象に、子育てについての講話・実習・学習、また仲間づくりも含めて活動を行います。	
取組の方向	参加者が減少傾向にあるため、参加者の意見を取り入れた活動内容や開催時期などを検討しながら、より多くの市民が参加できるよう事業の充実に図ります。	

7 託児サービスの実施		[子育て支援センター]
事業概要	市で行われる講座や講演会、イベント等において、参加者の託児サービスを実施します。託児業務は託児団体へ委託しており、託児サービスの実施により、未就園児のいる保護者の参加が増えていきます。	
取組の方向	保護者が安心して託児サービスを利用できるよう、子育てサポーターのスキルアップ研修を行います。	

8 男性の育児参加推進事業		[企画政策課]
事業概要	男性の育児休業取得をはじめとする、男性の子育て参加の促進を図るための情報や学習機会の提供を図ります。	
取組の方向	家事・育児等の教室を開催できるよう、関係機関と連携を図りながら事業を実施します。	

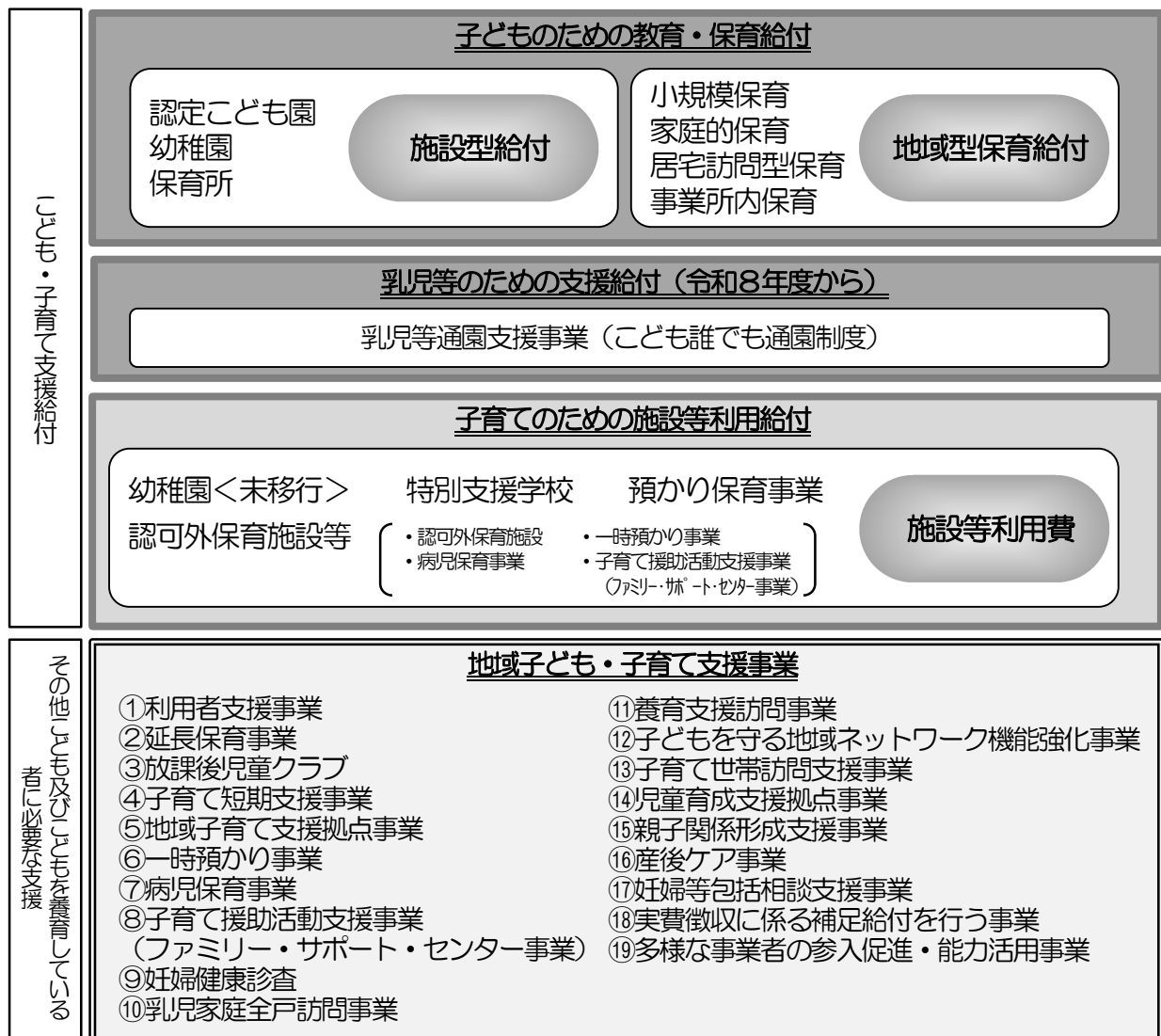
第5章 教育・保育の量の見込みと提供体制

本計画は「子ども・子育て支援事業計画」を包含する計画となっているため、「第三期 子ども・子育て支援事業計画」で記載された『教育・保育の量の見込みと提供体制』を記載しています。

1 子ども・子育て支援制度の全体像

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を行います。令和4年の改正児童福祉法施行に伴い「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」が創設され、令和6年6月に成立した「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、新たに「妊婦等包括相談支援事業」「こども誰でも通園制度」が創設され、「産後ケア事業」が地域子ども・子育て支援事業に位置づけられました。

子ども・子育て支援制度は、こども・子育て支援として給付される「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」、その他のこども及びこどもを養育している者に必要な支援として実施される「地域子ども・子育て支援事業」の3つの枠組みから構成されます。



◆子どものための教育・保育給付における認定区分について

幼児期の教育と、保育の必要性のあるこどもへの保育について、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育等を利用した場合に給付対象となります。保育の必要性の認定については、保育を必要とする事由、保護者の就労時間、その他に優先すべき事情などを勘案して行います。

認定区分は1号～3号の3区分となっており、区分によって利用できるサービス・事業が異なっています。

■教育・保育給付認定区分

認定区分とそれぞれの対象者、利用できる事業などは以下のようになります。

認定区分	対象者	給付を受けることとなる施設・事業
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、 <u>2号認定子ども以外</u> のもの	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難</u> であるもの	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難</u> であるもの	保育所 認定こども園 小規模保育事業など

◆子育てのための施設等利用給付における認定区分について

令和元年5月に成立した「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、新たに「子育てのための施設等利用給付」が創設され、令和元年10月より、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全てのこどもたちの利用料が無償化されました。

子育てのための施設等利用給付では、新たな認定が設定され、必要に応じて認定を受ける必要があります。

■施設等利用給付認定区分

認定区分とそれぞれの対象者、利用できる事業などは以下のようになります。

認定区分	対象者	支給に係る施設・事業
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、 <u>新2号認定子ども・新3号認定子ども以外</u> のもの	幼稚園 特別支援学校等
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難</u> であるもの	認定こども園、幼稚園、特別支援学校(満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号)
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難</u> であるもののうち、 <u>保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者</u> であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(2歳児まで新3号、3歳児からは新2号)

2 こどもの人口推計

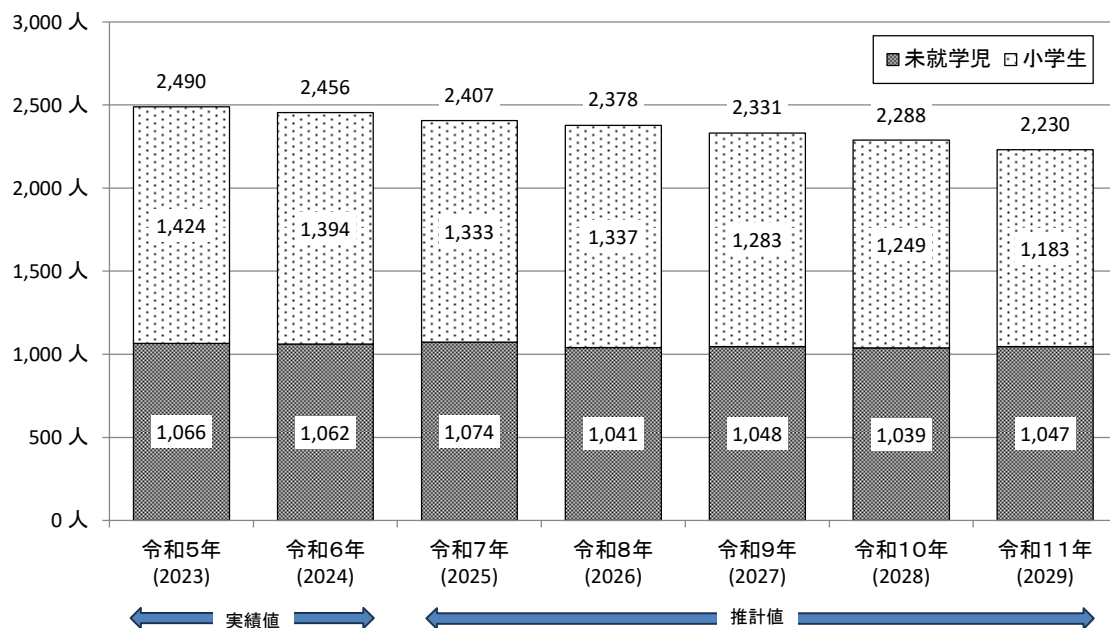
子ども・子育て支援事業計画は、「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画で、国は「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画」と定義しており、0～11歳の人口の推移に合わせ、ニーズに基づいた教育・保育サービスの利用量を設定し、それに対応する確保の方策を定めました。

【推計方法】

- ◇令和2年から令和6年の住民基本台帳(各年4月1日)における性別・年齢1歳階級別の実績人口の動勢から「変化率」を求め、これに基づき将来人口を推計する「コーホート変化率法」により推計。
- ◇0歳人口は、コーホート変化率を用いて推計した将来各年における15～49歳の女性人口に女性子ども比を乗ずることで、将来各年における0歳人口を推計。
- ※推計に使用した女性子ども比:令和2年から令和6年の各年における女性子ども比を算出した上で、その平均を求め、この平均値を推計に用いる女性子ども比とした。15～49歳の女性人口と0歳人口との比を女性子ども比として算出。

市全体の未就学児は、令和6年の1,062人から緩やかに減少し、令和11年には1,047人となる見通しです。

また、小学生人口は、令和6年の1,394人から緩やかに減少し、令和11年には令和6年の約85%の1,183人となる見通しです。



(単位:人)

	実績値		推計値				
	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
未就学児	1,066	1,062	1,074	1,041	1,048	1,039	1,047
0歳	149	172	156	155	155	153	153
1歳	167	156	184	167	166	166	164
2歳	164	176	161	190	172	171	171
3歳	210	171	182	166	196	177	176
4歳	173	213	174	185	169	199	180
5歳	203	174	217	178	190	173	203
小学生	1,424	1,394	1,333	1,337	1,283	1,249	1,183
6歳(小1)	239	202	176	219	180	192	175
7歳(小2)	227	240	203	177	220	181	193
8歳(小3)	242	232	246	208	182	226	186
9歳(小4)	225	242	234	248	210	184	228
10歳(小5)	250	228	247	239	253	214	188
11歳(小6)	241	250	227	246	238	252	213

資料：実績値は住民基本台帳（各年4月1日時点）

3 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」及び「確保の方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

本市では、現在の教育・保育実施状況や施設の配置・整備状況などを勘案して、全市を一地区として教育・保育提供区域に設定しました。

なお、実際の基盤整備においては、全体的な整備目標の中で、地域の実情やニーズの変化などに配慮して柔軟に取り組みます。

4 教育・保育の量の見込みと確保の内容

教育・保育事業の量の見込みの推計については、国から標準的な考え方が示されていますが、より地域の実情を反映した推計とするため、標準的な考え方による推計結果をベースとして、これまでの実績を踏まえて調整し最終的な量の見込みを設定しました。

教育・保育提供区域の計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」「確保の内容(提供体制)」は以下のとおりです。

(1)1号認定(認定こども園)の量の見込み

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	89	82	82	83
確保の内容②		175	160	160	160
内訳	人				
認定こども園		175	160	160	160
上記以外		0	0	0	0
差異(②-①)	人	86	78	78	77

(2)2号認定(保育所、認定こども園、満3歳以上限定小規模保育事業)の量の見込み

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	432	460	455	464
確保の内容②		605	555	555	555
内訳	人				
保育所		154	164	164	164
認定こども園		451	391	391	391
満3歳以上限定小規模保育事業		0	0	0	0
差異(②-①)	人	173	95	100	91

(3)3号認定(保育所、認定こども園、小規模保育等)の量の見込み

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		391	377	375	369
内訳	人				
0歳児		95	95	94	93
1歳児		136	136	136	136
2歳児		160	146	145	140
確保の内容②		356	459	459	459
内訳	人				
0歳児		78	95	95	95
1歳児		118	154	154	154
2歳児		160	210	210	210
差異(②-①)		△35	82	84	90
内訳	人				
0歳児		△17	0	1	2
1歳児		△18	18	18	18
2歳児		0	64	65	70

(4)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		15	15	15	15
確保の内容②	人	15	15	15	15
差異(②-①)		0	0	0	0

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」及び確保の内容は以下のとおりです。量の見込みの推計については、より地域の実情を反映した推計とするため、標準的な考え方による推計結果をベースとして、これまでの実績を踏まえて調整し最終的な量の見込みを設定しました。

なお、地域子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、妊娠期からの切れ目ない支援に配慮し、母子保健関連施策と連携し、実施します。

(1)利用者支援事業

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		7	7	7	7
こども家庭センター型	か所	1	1	1	1
地域子育て相談機関		6	6	6	6
確保の内容②		7	7	7	7
こども家庭センター型	か所	1	1	1	1
地域子育て相談機関		6	6	6	6
差異(②-①)	か所	0	0	0	0

(2)延長保育事業

※延べ人数

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		943	989	981	988
確保の内容②	人	943	989	981	988
差異(②-①)		0	0	0	0
箇所数	か所	5	4	4	4

(3)放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		438	402	403	377
低学年		327	303	311	288
1年生		104	96	99	91
2年生		116	108	111	103
3年生		107	99	101	94
高学年		111	99	92	89
4年生		65	59	54	53
5年生		32	28	26	25
6年生		14	12	12	11
確保の内容②	人	515	515	515	515
差異(②-①)	人	77	113	112	138
箇所数	か所	7	7	7	7

(4)子育て短期支援事業(ショートステイ)

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	5	0	0	0
確保の内容②		10	10	10	10
差異(②-①)		5	10	10	10
箇所数	か所	3	3	3	3

(5)地域子育て支援拠点事業

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
回数					
量の見込み①	人回 /月	316	324	322	321
確保の内容②		316	324	322	321
差異(②-①)		0	0	0	0
箇所数					
量の見込み①	か所	1	1	1	1
確保の内容②		1	1	1	1
差異(②-①)		0	0	0	0

(6)一時預かり事業(幼稚園在園児)

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	348	366	362	368
確保の内容②		348	366	362	368
差異(②-①)		0	0	0	0
箇所数	か所	4	3	3	3

(7)一時預かり事業(幼稚園以外)

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	997	1,004	995	1,003
確保の内容②		997	1,004	995	1,003
差異(②-①)		0	0	0	0
箇所数	か所	3	3	3	3

(8)病児保育事業

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	237	239	237	239
確保の内容②		350	350	350	350
差異(②-①)		113	111	113	111
箇所数	か所	2	2	2	2

(9)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ))

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	152	168	164	155
確保の内容②		152	168	164	155
差異(②-①)		0	0	0	0
箇所数	か所	1	1	1	1

(10)妊婦健康診査

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	168	159	157	157
確保の内容②		168	159	157	157
差異(②-①)		0	0	0	0

(11)乳児家庭全戸訪問事業

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	155	155	153	153
確保の内容②		155	155	153	153
差異(②-①)		0	0	0	0

(12)養育支援訪問事業

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	1	1	1	1
確保の内容②		1	1	1	1
差異(②-①)		0	0	0	0

(13)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守るネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の担当職員や関係機関等の専門性強化及び関係機関等の連携強化を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応につながる取組を行います。

(14)子育て世帯訪問支援事業

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	60	60	60	60
確保の内容②		60	60	60	60
差異(②-①)		0	0	0	0

(15)児童育成支援拠点事業

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	0	0	0	0
確保の内容②		0	0	0	0
差異(②-①)		0	0	0	0

(16)親子関係形成支援事業

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	2	2	3	3
確保の内容②		2	2	3	3
差異(②-①)		0	0	0	0

(17)産後ケア事業

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	114	127	139	152
確保の内容②		114	127	139	152
差異(②-①)		0	0	0	0

(18)妊婦等包括相談支援事業

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	465	465	459	459
確保の内容②		465	465	459	459
差異(②-①)		0	0	0	0

(19)実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難である者等のこどもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助することにより、円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用を図ります。

(20)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域のニーズに沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するとともに、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ります。

第6章 計画の推進体制

1 「こども・子育て会議」による進捗評価

本計画の実現に向けて、「こども・子育て会議」において毎年度定期的に計画の進捗状況の点検・評価を行い、必要に応じて修正を行います。

また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画期間内であっても計画の見直しを行います。

潟上市こども・子育て会議の役割

- ①教育・保育施設や地域型保育事業に関する市の「利用定員」の設定について意見を述べること。
- ②市の「こども計画」の策定又は変更について意見を述べること。
- ③市のこども・子育て支援等に関する施策の推進に関して、必要な事項や実施状況を調査審議すること。

2 庁内における進捗評価の体制

本計画に関わる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取組を実施していくことが必要です。

そこで、本計画については行政が一体となってこども・若者の支援を推進する計画として位置づけ、計画の進行管理については、関係各課等と幅広い連携を図り、計画の進捗評価のための庁内会議を開催します。

庁内横断的な庁内検討委員会による進行管理

3 関係機関等との連携・協働

こども・若者を支援し、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者、地域等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、こども・子育て支援を行う関係機関や事業者等の相互の密接な連携が必要です。

本市がこれらの関係機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組みます。

4 計画の周知

本計画は、こども・若者をはじめ、子育てに係る関係者、多くの住民の理解・協力が重要であることから、様々な媒体を活用して、広く住民に周知します。

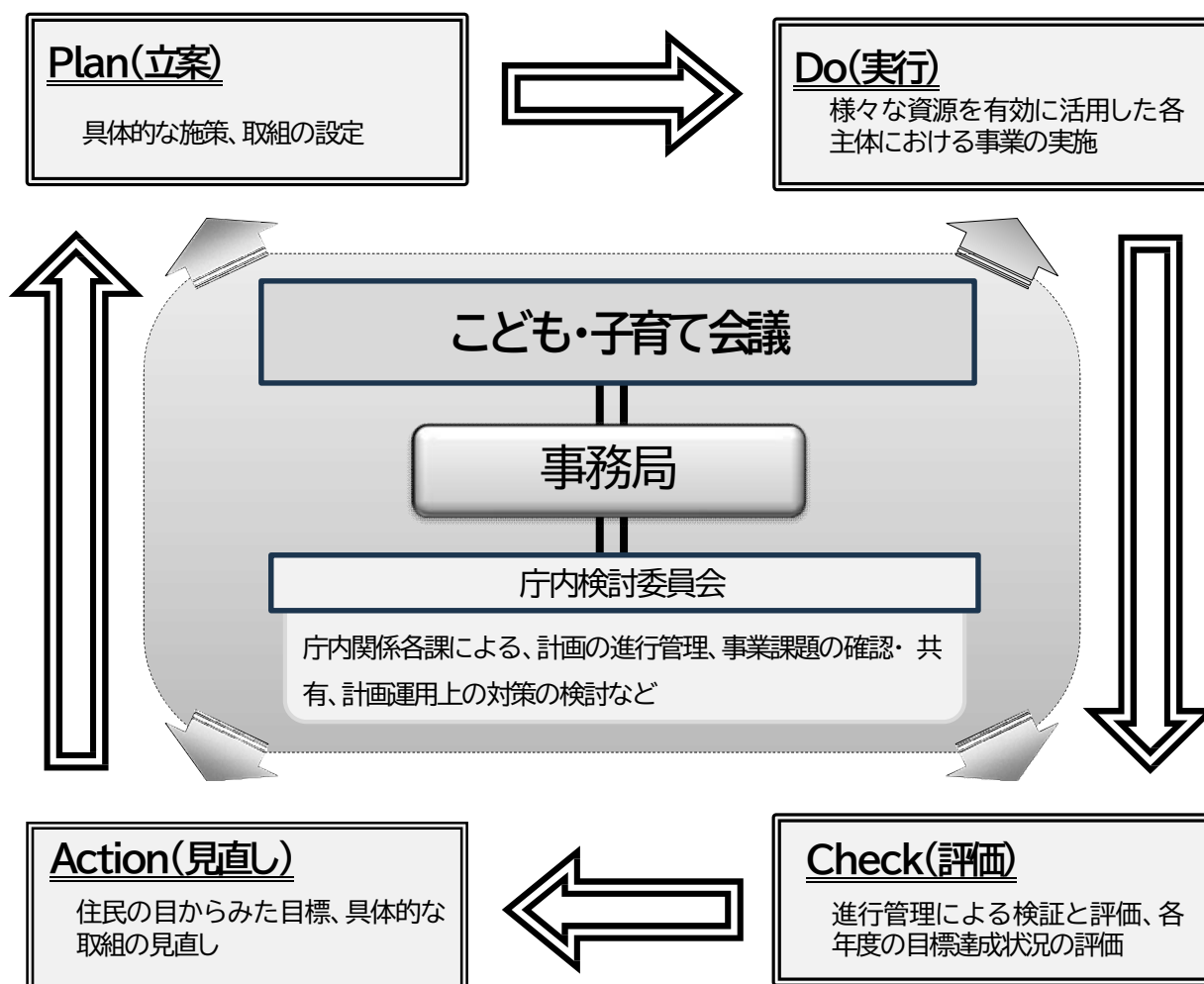
5 進捗評価の仕組み

本計画は、比較的抽象的で「構想」に近いものから非常に具体的な事業まで、様々な施策を内包しています。

また、こどもと子育て家庭、地域の様々な人々が、こどもの成長やこどもを取り巻く環境の変化のなかで課題に対応していくための計画であり、計画自体が実際の状況に応じて柔軟に対応していくべきだと考えられます。

したがって、計画の効果と実効性等を検証するためにも、定期的に進捗を評価し見直しをしていくことが不可欠です。

そこで、庁内会議において、こども・若者に関わる事業の実施状況、事業実施に伴う諸課題などを整理し、こども・子育て会議において、計画の評価、見直しを行います。



資料編

潟上市こども・子育て会議

(1)設置条例

○潟上市こども・子育て会議条例

平成25年10月1日

条例第29号

(設置)

第1条 潟上市におけるこども・子育て支援に関する施策の推進を図るため、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項及びこども基本法(令和4年法律第77号。以下「基本法」という。)第13条第3項の規定に基づき、潟上市こども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務
- (2) 基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画の作成、進捗管理等に関する事務

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者のうちから市長が任命する委員24人以内をもって組織する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) こども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) こども・子育て支援、若者の支援又はこどもの貧困の解消に向けた対策に関し学識経験のある者
- (6) 基本法第13条第2項の関係機関に属する者
- (7) 公募委員
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、福祉保健部が処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年潟上市条例第49号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則(令和3年12月21日条例第28号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
附 則(令和5年3月16日条例第6号)
この条例は、令和5年4月1日から施行する。
附 則(令和6年12月23日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に在職する潟上市子ども・子育て会議委員の委員の任期は、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、改正後の第4条の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。

(潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年潟上市条例第49号)の一部を次のように改める。
〔次のよう〕略

(潟上市附属機関設置条例の一部改正)

- 5 潟上市附属機関設置条例(令和元年潟上市条例第23号)の一部を次のように改める。
〔次のよう〕略

(2)委員名簿

(任期:令和7年6月24日～令和8年3月31日)

区 分	所 属	氏 名
こどもの保護者	天王地区就学前施設利用者代表	斉 藤 陽 介
	出戸・追分地区就学前施設利用者代表	畠 山 恭 輔
	昭和・飯田川地区就学前施設利用者代表	菊 地 み ち る
	放課後児童クラブ利用者代表	伊 藤 隼 飛
事業主を代表する者	飯田川都市開発株式会社 代表取締役	出 澤 英 樹
労働者を代表する者	潟上市商工会 事務局長	安 田 幸 博
こども・子育て支援に関する事業に従事する者	社会医療法人正和会 総務部長 (保育園てんぷす)	秋 元 伸 州
	子育てサポート かたがみぱあく代表	宮 田 セ ツ
	潟上市子育てネットワーク協議会会長	金 子 弥 生
こども・子育て支援に関し学識経験のある者	秋田大学教育文化学部准教授	瀬 尾 知 子
	秋田県立支援学校 天王みどり学園校長	高 田 屋 陽 子
関係機関に属する者	元出戸こども園園長	近 藤 美 穂 子
	秋田県子ども・女性・障害者相談センター 児童女性相談部長	吉 田 浩 二
	潟上市福祉事務所嘱託医 (藤原記念病院院長)	白 山 公 幸
	五城目警察署署長	成 田 憲 人
	潟上市立昭和こども園園長	浅 野 史 子
	潟上市立追分保育園園長	櫻 庭 真 貴 子
	潟上市天王地区民生児童委員協議会会長	村 山 昌 子
	潟上市昭和地区民生児童委員協議会会長	畠 山 時 夫
	潟上市飯田川地区民生児童委員協議会会長	富 浪 哲 子
	潟上市立飯田川小学校校長	保 坂 茂
	潟上市立天王中学校校長	石 井 純
	秋田人権擁護委員協議会潟上市常務委員	佐 藤 由 美 子
公募委員		柴 田 昭 子

潟上市 こども計画

令和8年3月

発行	潟上市
	福祉保健部 子育て応援課 こども未来班 電話 018-853-5301(代表) FAX 018-853-5233